

認定鳥獣捕獲等事業者
捕獲従事者研修テキスト

第5版

2024（令和6）年3月

環境省自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室

はじめに

我が国の鳥獣の保護及び管理は重大な転換期を迎えています。

近年、ニホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境への被害が深刻化する中、生息環境管理、個体群管理、被害防除対策に関する様々な対策が進められています。これらの対策の効果もあり、近年は鳥獣による農作物の被害総額は減少傾向にあり、年間 160 億円前後で推移しています。

こうした対策の進展の契機となったのは、2013（平成 25）年、当時の深刻な被害の状況を踏まえ、国が「ニホンジカ、イノシシの個体数を 10 年後までに半減する」という目標を設定したことがあります。その実現に向け、2014（平成 26）年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」を改正し、法の題目、目的に鳥獣の「管理」（増加しすぎた鳥獣を適正に減らすこと）を加え、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に改正しました。その中で、積極的な個体群管理を行うために、都道府県等が捕獲等を行う事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）等を創設しました。改正された鳥獣保護管理法が施行された 2015（平成 27）年度からは、都道府県が行う捕獲等事業が適切に実施されるよう、環境省の交付金事業が開始しました。さらに、鳥獣の捕獲の担い手の育成・確保を目指し、認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設しました。現在、44 都道府県 2 協議会で指定管理鳥獣捕獲等事業が実施され、2024（令和 6）年 1 月末時点で 163 事業者が認定鳥獣捕獲等事業者として認定を受けています。

これまで鳥獣の捕獲においては、趣味や資源利用として捕獲を行う狩猟者の方々が中心的な役割を担ってきました。狩猟とは、鳥獣の営みを理解し、感謝しながら、獲りつくすことのない範囲で鳥獣の捕獲を行うものであり、自然と人との本来の関わり方の一つであるといえます。狩猟による捕獲は増えすぎた鳥獣の管理に貢献し、人間の社会生活と共存するために必要な行為であり、狩猟者の方々が各地で捕獲の担い手となってきました。これからも、狩猟者の方々には、鳥獣の保護及び管理において大きな役割を果たしていくことが期待されています。

その一方で、都道府県等による捕獲等事業では、科学的な計画の下に、目指すべきレベルまで鳥獣の生息密度を低減させることを目標に、効率的かつ大規模に捕獲を進めることが必要になります。認定鳥獣捕獲等事業者制度は、安全かつ効率的に組織的な捕獲を行う事業者を育成することにより、新たな捕獲等事業の担い手を確保するために創設されまし

た。認定鳥獣捕獲等事業者には、指定管理鳥獣捕獲等事業だけでなく、様々な鳥獣の、捕獲等事業（捕獲事業やモニタリング事業）を受託することで、公的な捕獲等事業を安全かつ適切に進めることが期待されます。

本テキストは、認定鳥獣捕獲等事業者が毎年5時間実施することが義務付けられている、事業従事者への研修に使用していただくことを想定して作成しました。また、銃器及びわなによる捕獲の安全管理について、より分かりやすく学んでいただくために、研修用の動画資料も作成しました。本テキスト等で得た知識を生かして業務を遂行することにより、公的資金を投入した捕獲等事業が適切かつ効果的に実施されるとともに、新たな捕獲等事業の担い手として求められる役割を果たし、認定鳥獣捕獲等事業者の社会的位置づけを確立することが期待されます。

目次

1 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理	1
1.1 鳥獣の保護及び管理の現状	1
1.1.1 ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣の増加と被害の深刻化	1
1.1.2 捕獲の現状（捕獲数の増加と目的の変化）	7
1.1.3 鳥獣捕獲の担い手にかかる現状	7
1.2 鳥獣の管理の強化	10
1.2.1 認定鳥獣捕獲等事業者制度導入	10
1.2.2 認定鳥獣捕獲等事業者の責務について	11
1.2.3 発注者に対する責務 —適切かつ効果的な捕獲等の実施に向けて—	11
1.2.4 従事者に対する責務 —捕獲等を実施する体制の確保に向けて—	11
1.2.5 適切な発注と受注に向けて	12
2 認定鳥獣捕獲等事業者に関係する法令	13
2.1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	13
2.1.1 法の目的	13
2.1.2 鳥獣保護管理法の施策体系	13
2.1.3 鳥獣保護管理法における各主体の役割	16
2.1.4 鳥獣の捕獲等の種類	17
2.2 各法令の概論	20
2.2.1 銃砲刀剣類所持等取締法	22
2.2.2 火薬類取締法	24
2.2.3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	25
2.2.4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	26
2.2.5 自然公園法・自然環境保全法	27
2.2.6 森林関係法令	28
2.2.7 その他関係法令	29
2.2.8 法人組織や契約、労務管理などに関する法律	30
3 鳥獣捕獲等事業における捕獲方法と安全管理	33
3.1 捕獲方法への全般的な理解の必要性	33
3.2 捕獲従事者の安全に関する心構え	34
3.2.1 安全を最優先とすること	34

3.2.2	周囲の人にも「見える」安全管理の実施	34
3.2.3	安全管理への責任意識をもつこと	35
3.2.4	組織的な規程等の確認	36
3.2.5	事業者ごとの安全管理規程の説明	38
3.3	主な鳥獣の生態と捕獲の留意点	38
3.4	銃による捕獲	42
3.4.1	銃による捕獲の特徴	42
3.4.2	待ち伏せて捕獲する方法（待ち伏せ猟、誘引狙撃、コール猟等）	43
3.4.3	探索や追跡をして捕獲する方法（流し猟・忍び猟・跡追い猟等）	44
3.4.4	探索や追跡と待ち伏せを組み合わせる捕獲する方法（巻き狩り等）	46
3.4.5	銃器による捕獲に必要な技能と作業	47
3.5	銃器による捕獲の安全管理	48
3.5.1	銃器及び照準器、弾薬等の選択	48
3.5.2	銃器の整備、調整、取扱いの習熟、射撃場での訓練	49
3.5.3	周囲状況の把握	50
3.5.4	移動中の銃器の取扱い（脱包を確実に）	50
3.5.5	射撃位置と射線や着弾点（バックストップ）の想定	50
3.5.6	発砲時の判断	53
3.6	わなによる捕獲	56
3.6.1	わなによる捕獲の特徴	56
3.6.2	餌を使って誘引する方法（はこわな・囲いわな）	57
3.6.3	気づかれずに捕獲する方法（くくりわな）	58
3.6.4	止めさしの方法	59
3.6.5	錯誤捕獲の対応	61
3.7	わなによる捕獲の安全管理	62
3.7.1	わなの作動に関する注意	62
3.7.2	捕獲から殺処分までの一連の作業を考慮したわなの設置	63
3.7.3	わなの選定（適用する鳥獣の種類、強度、実績の確認等）	64
3.7.4	わなの設置場所の選定	66
3.7.5	わなの設置方法	67
3.7.6	毎日の見回りの徹底	68
4	指定管理鳥獣捕獲等事業	69
4.1	指定管理鳥獣捕獲等事業とは	69
4.1.1	指定管理鳥獣捕獲等事業の概要	69

4.1.2 指定管理鳥獣捕獲等事業と従来の捕獲との違い	70
4.1.3 指定管理鳥獣捕獲等事業の特例	70
4.1.4 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業	71
4.2 指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ	72
4.3 捕獲作業の実施	75
4.3.1 捕獲作業の準備	75
4.3.2 作業開始時ミーティング	75
4.3.3 作業の実施	75
4.3.4 作業終了時ミーティング	76
4.3.5 事業従事者の労務管理	76
4.4 安全管理マニュアル	77
4.5 受託事業の業務報告書の作成	77
巻末資料	78

1 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理

1.1 鳥獣の保護及び管理の現状

1.1.1 ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣の増加と被害の深刻化

ニホンジカやイノシシ等については、急速な個体数の増加や生息域の拡大により、生態系、農林水産業及び生活環境に深刻な被害を及ぼしています。

ニホンジカ及びイノシシの全国的な個体数の動向を把握するため、環境省は、2012（平成24）年度以降、全国の捕獲数等の情報を基に、ハーベストベースドモデルを基本とした階層ベイズモデルと呼ばれる統計手法を用いて、毎年生息数推定を実施しています。最新の、2021（令和3）年度までの捕獲数等の情報をもとに推定された個体数は、ニホンジカ（本州以南※）は、中央値で約222万頭（90%信用区間：約192～265万頭）、イノシシ（全国）の推定個体数は、中央値で約72万頭（90%信用区間：約54～97万頭）と推定されました。2014（平成26）年度をピークに、ニホンジカ、イノシシ共に減少傾向が継続していると考えられます（図1-1、1-2）。なお、これらのデータについては、全国的にデータが豊富に存在するニホンジカとイノシシの捕獲数等から統計的に推定したものであり、推定結果に幅があることに注意が必要です。

また、ニホンジカの分布域は、1978（昭和53）年度調査から2020（令和2）年度調査の間で約2.7倍に拡大していることが確認されました。特に、2003（平成15）年度調査以降、東北地方での分布域が拡大し、2020（令和2）年度調査では青森県及び秋田県で広く分布が確認されるようになりました。北陸地方や中国地方でも、モザイク状だった分布が面的に連続して存在するような変化が確認されています（図1-3）。

イノシシの分布域は、1978（昭和53）年度調査から2020（令和2）年度調査の間で約1.9倍に拡大していることが確認されました。特に、これまでイノシシの分布の空白地帯とされていた積雪地域や島嶼部でも生息が確認されるようになっていきます（図1-4）。

関連資料は、環境省のウェブサイト（<http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture6.html>）に掲載しています。

※北海道におけるニホンジカの個体数については、北海道が独自に推定を実施していません（2021（令和3）年度末では東部地域31万頭、北部地域18万頭、中部地域20万頭、南部地域3～20万頭と推定）。北海道の推定結果は、他の地域の推定結果と科学的に妥当な方法で足し合わせる事が困難なため、本推定では別で取り扱うこととしています。

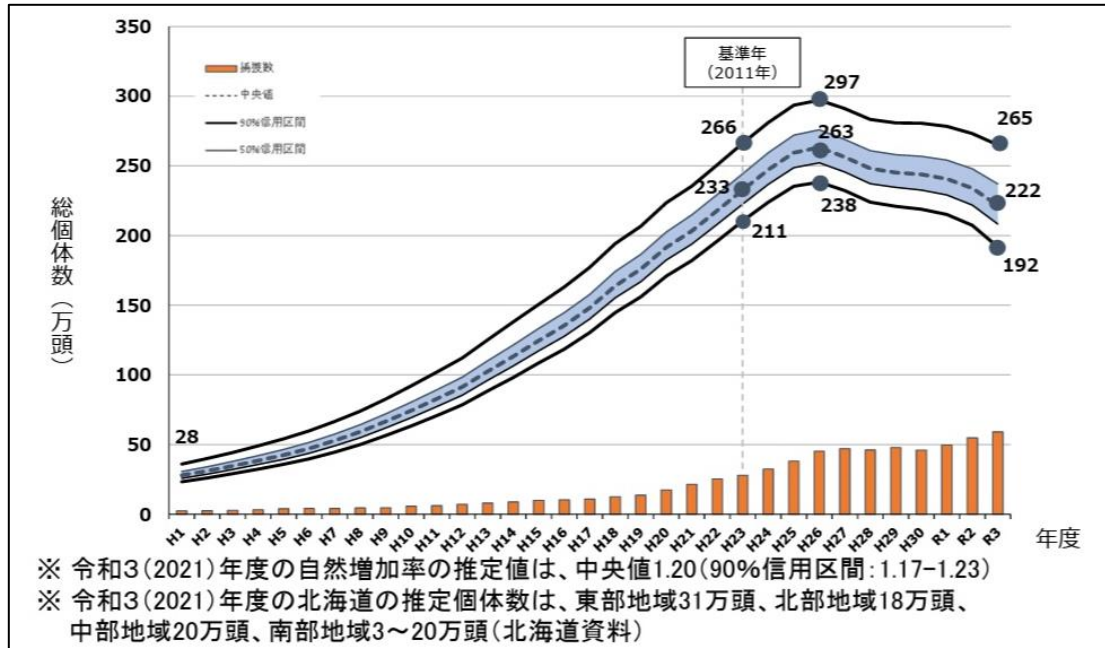


図 1-1 ニホンジカ（本州以南）の個体数推定結果

環境省報道発表資料 URL : https://www.env.go.jp/press/110760_00001.html

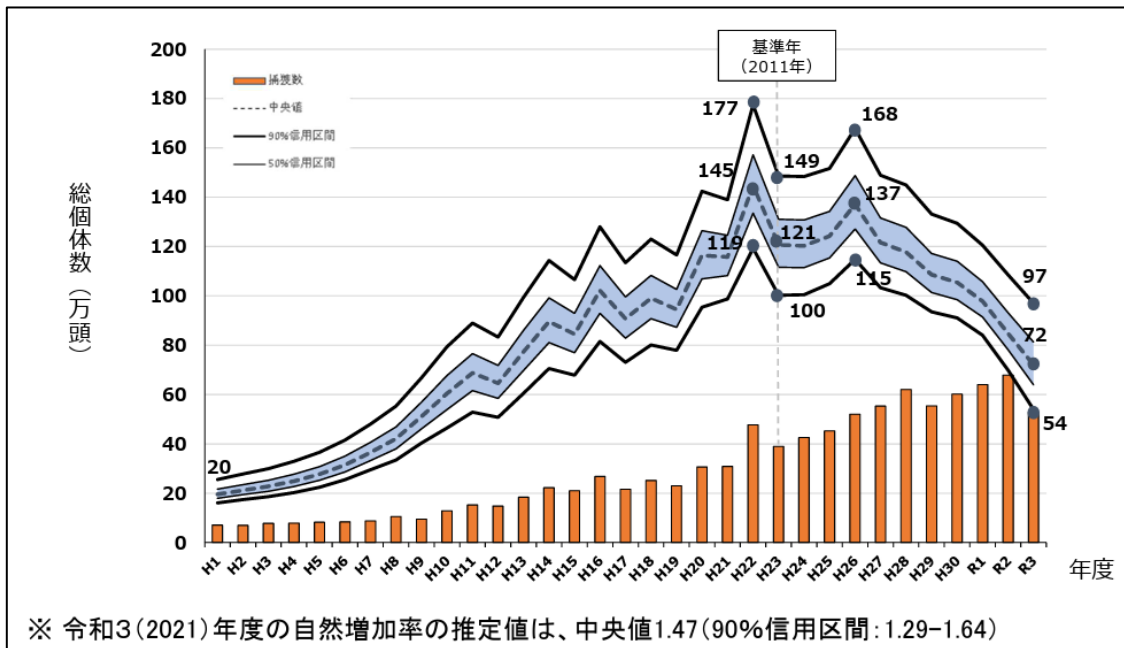


図 1-2 イノシシの個体数推定結果

環境省報道発表資料 URL : https://www.env.go.jp/press/110760_00001.html

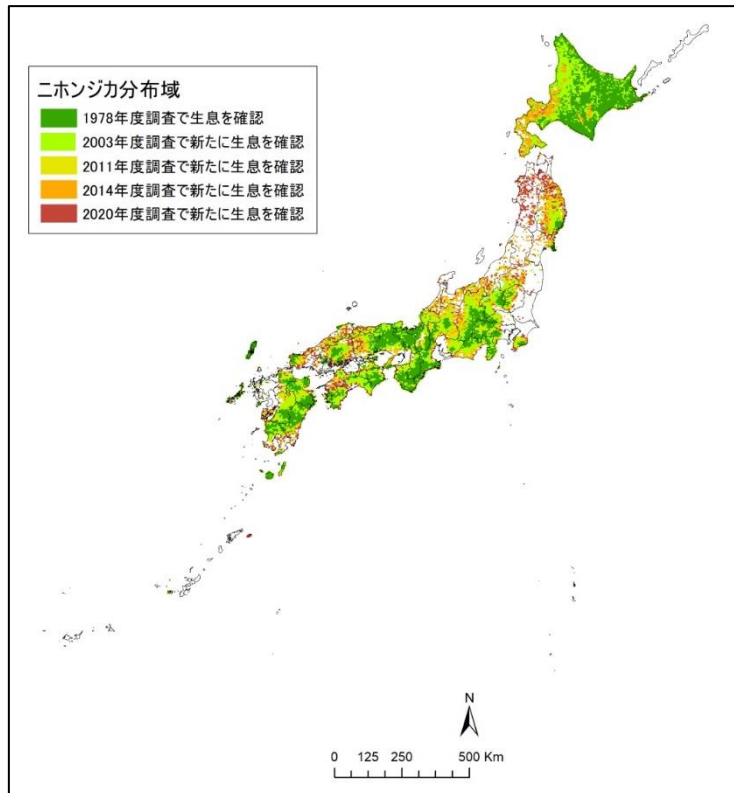


図 1-3 ニホンジカ分布変遷

環境省報道発表資料 URL : <https://www.env.go.jp/press/109239.html>

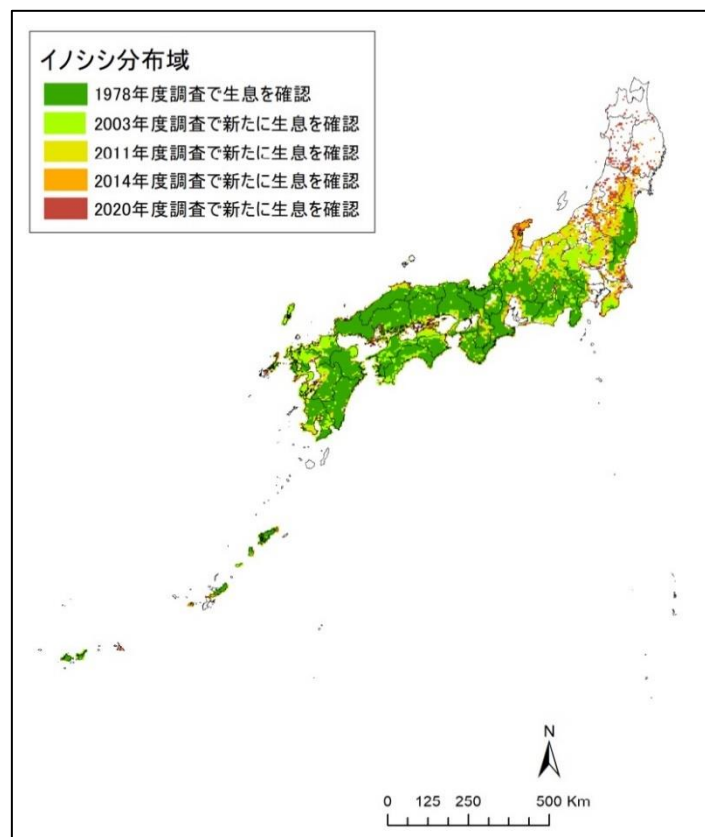


図 1-4 イノシシ分布変遷

環境省報道発表資料 URL : <https://www.env.go.jp/press/109239.html>

増加したニホンジカによる具体的な影響として、樹皮剥ぎによる樹木の枯死、下層植生の食害による林床植生の消失、不嗜好性植物の増加等が挙げられます。これらにより、森林や草原の衰退、そこに生息する様々な生物に影響を与えられ、生物多様性の低下を引き起こすおそれがあります。また、ニホンジカによる摂食や踏圧の影響で、高山帯のお花畑の消失や、土壌の流出などの影響も確認されており、水源涵養や国土保全等の森林がもつ公益的機能を低下させ、斜面崩壊による土砂災害を引き起こすことも懸念されています。

こうした被害のみならず、ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害額は、2022（令和4）年度では約156億円発生しています。2010（平成22）年度には約239億円の被害額が発生しており、過去と比較すると減少傾向にありますが、内訳をみると、イノシシの被害金額が前年度に比べ減少している一方、ニホンジカは増加しています。（図1-5）。

また、令和4年度における、ニホンジカ等の野生鳥獣による森林被害面積は全国で約5千ヘクタール発生しています。このうち、ニホンジカによる枝葉の食害や剥皮被害が全体の約7割を占めています（図1-6）。

さらに、大型獣が集落に出没して住民にけがを負わせる、大型獣と列車や自動車との衝突事故が増加する等、鳥獣による被害は生活に密着した問題にも拡大しつつあります。

イノシシによる人身被害は、2023（令和5）年に32件（暫定値）発生しています。

また、国土交通省によると、直轄国道におけるロードキル件数は7.0万件発生しています。内訳をみると、犬・猫がもっとも多く29%を占めますが、ニホンジカが8%、イノシシが1%と、大型獣のロードキルも発生しています。大型獣との接触は、重大な交通事故につながるおそれもあります（図1-7）。

北海道では、エゾシカが関係する交通事故発生件数（届出件数）が、2022（令和4）年では4,480件発生しています。その特徴として、年間発生件数の約4割が10月から11月にかけて発生しており、時間帯では7割以上が16時から24時の間に発生しています。

また、エゾシカが関係する列車支障発生件数は全道で4,273件発生しています（図1-8）。鳥獣被害は、被害額として数字にあらわれるものばかりではありません。中山間地では、鳥獣被害に悩まされた結果、営農意欲が減退して耕作を放棄する、あるいは中山間地での生活を放棄するケースがあります。これらによって生み出される耕作放棄地や深刻化する過疎化は、鳥獣の人里への出没を容易にします。そうした結果、これらの被害が激甚化・深刻化することが予測されます。

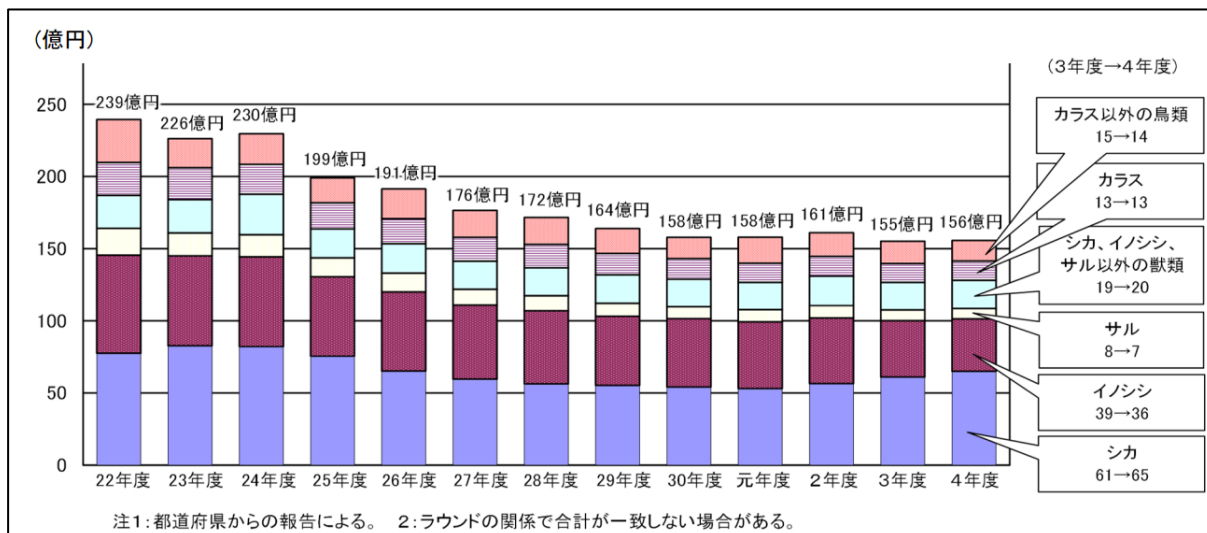


図 1-5 野生鳥獣による農作物被害金額の推移 (令和 4 年度)

農林水産省ウェブサイト

URL : https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/attach/pdf/index-28.pdf

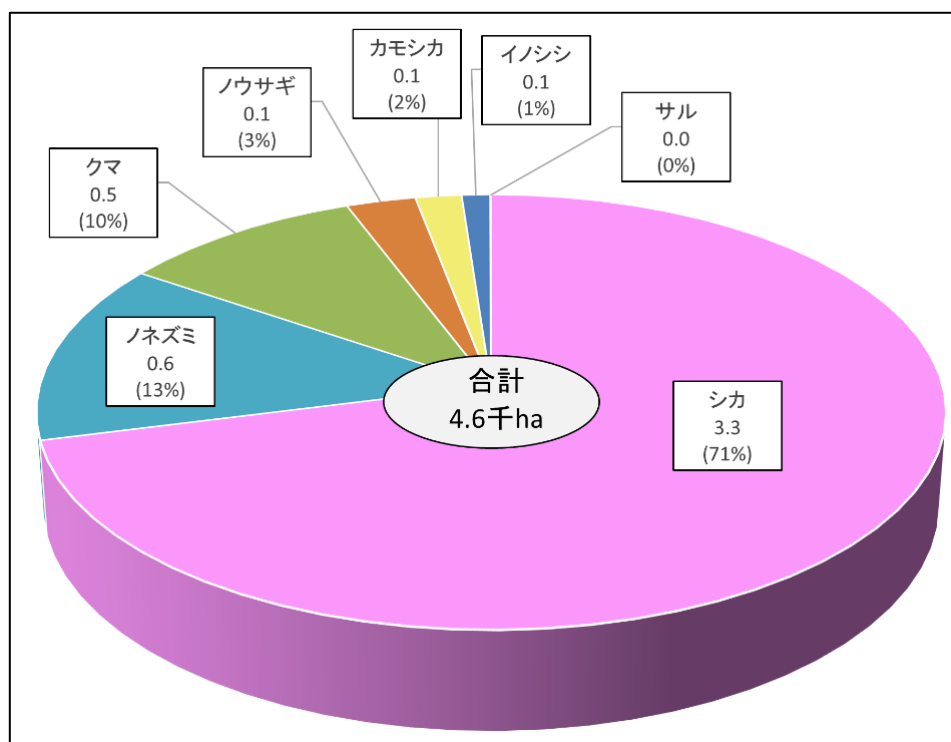


図 1-6 主要な野生鳥獣による森林被害面積 (令和 4 年度)

(都道府県等からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計。)

林野庁ウェブサイト URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html>

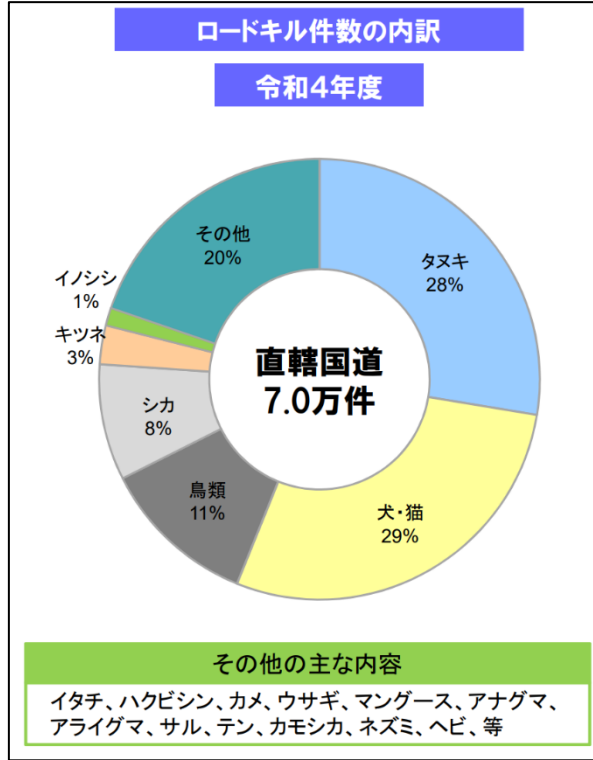


図 1-7 国土交通省直轄国道における落下物処理の実施状況（2021（令和3）年度）

国土交通省ウェブサイト URL : <http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/ijikanri/ijikanri.html>

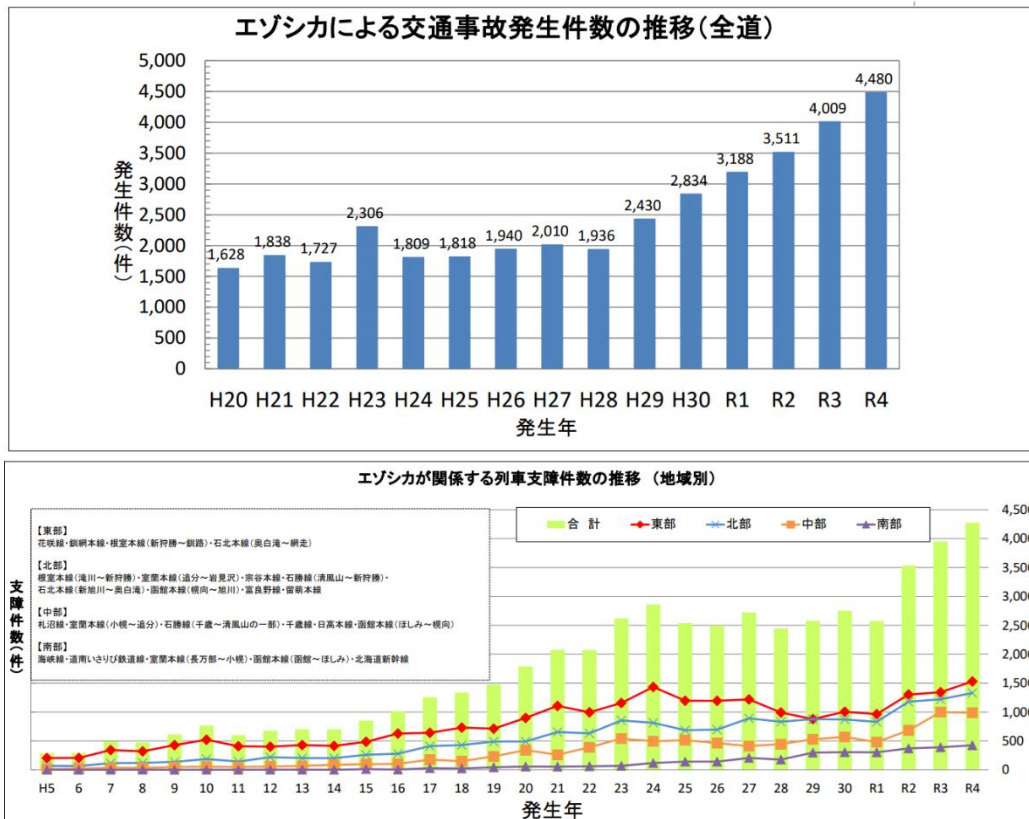


図 1-8 エゾシカが関係する事故件数

北海道庁ウェブサイト URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/hokakutaisaku.html>

1.1.2 捕獲の現状（捕獲数の増加と目的の変化）

2022（令和4）年度のニホンジカ及びイノシシの捕獲数は、それぞれ約72万頭、約59万頭であり、この十数年間でそれぞれ大幅に増加しており、許可を受けて行う捕獲数が狩猟による捕獲数を上回っています（図1-9）。この結果、ニホンジカ及びイノシシについては、生息数の増加が抑えられている地域もあります。

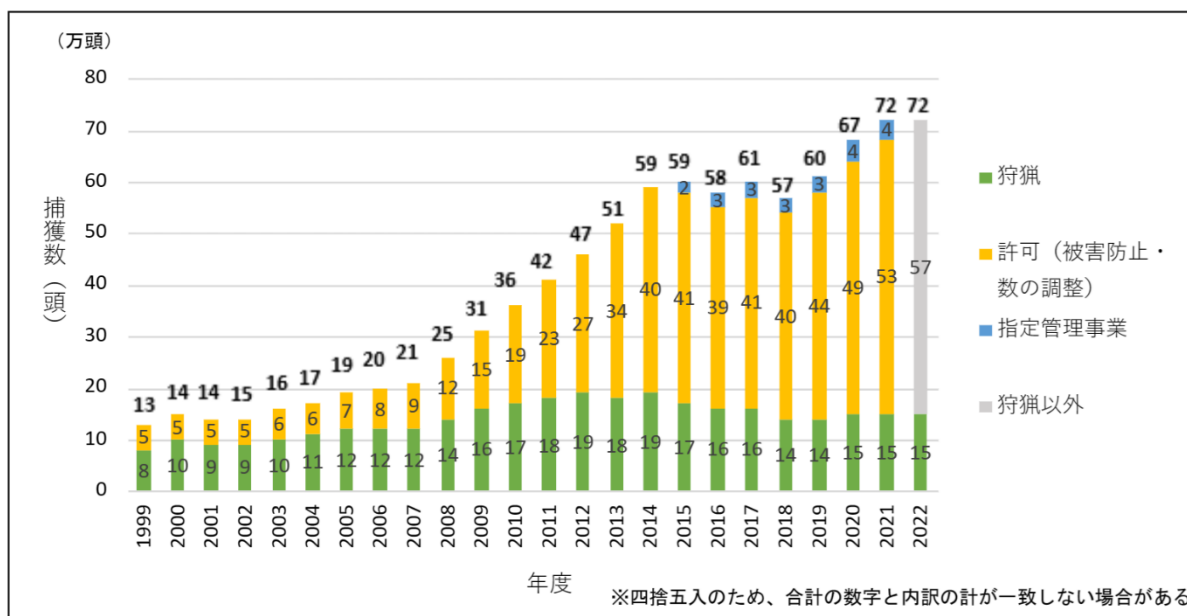


図1-9(1) ニホンジカの捕獲数の推移 環境省資料から

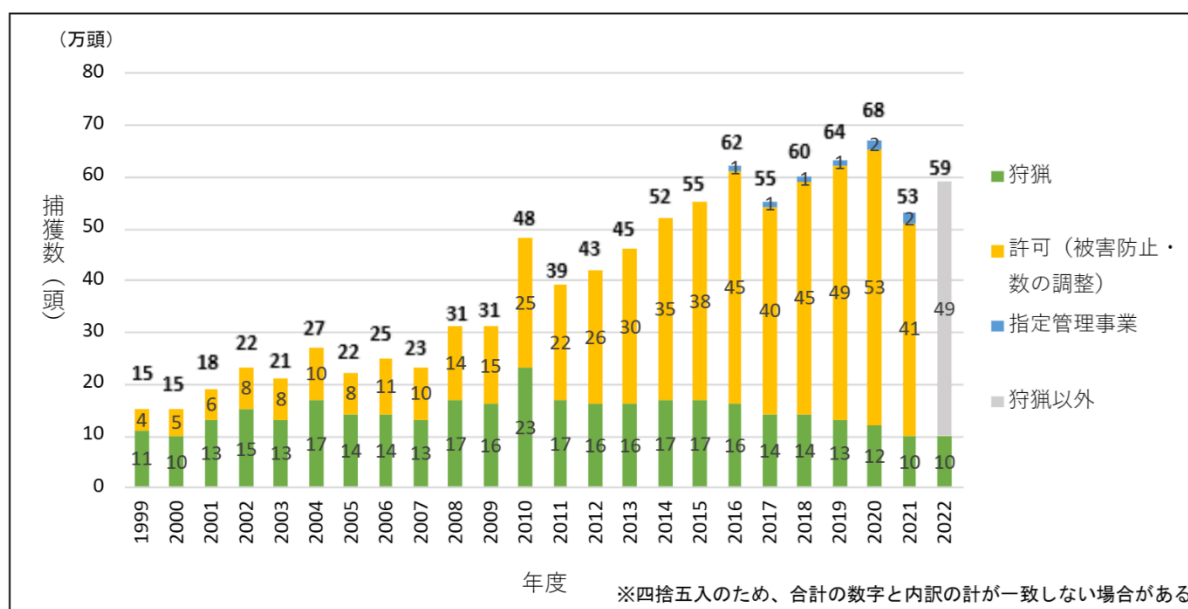


図1-9(2) イノシシの捕獲数の推移 環境省資料から

1.1.3 鳥獣捕獲の担い手にかかる現状

鳥獣捕獲の主たる担い手である狩猟免許所持者は、1975（昭和50）年度以降大きく減少

し、2012（平成 24）年度には過去最低の約 18 万人にまで減少しました（図 1-14）。このような状況を受けて、環境省では網猟・わな猟免許の取得年齢の引き下げや、認定鳥獣捕獲等事業者等を対象とした狩猟税の減免措置を実施したほか、狩猟免許の取得促進を目的としてフォーラムの実施などの取組を行いました。その結果、その結果、新規の狩猟免許取得者は増加し、2019（令和元）年度は約 22 万人と持ち直しています。ただし、2008（平成 20）年度以降は 60 歳以上の狩猟免許所持者の割合が全体の約 6 割を占め、依然として高齢化している状況にあることから、引き続き捕獲等を行う担い手の育成が求められています。

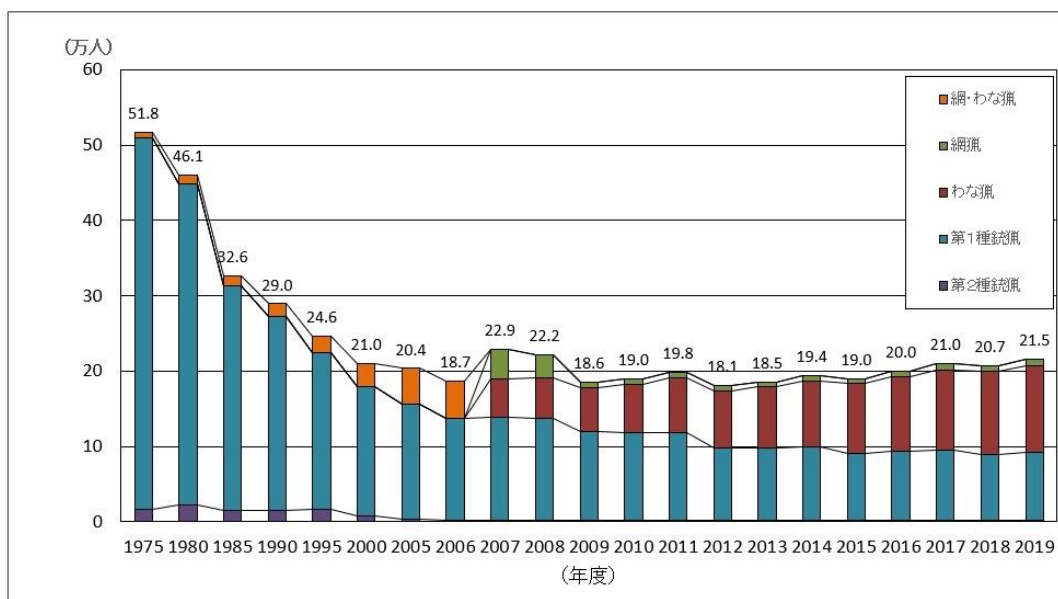


図 1-14 狩猟免許所持者数（種別）の推移 環境省資料から

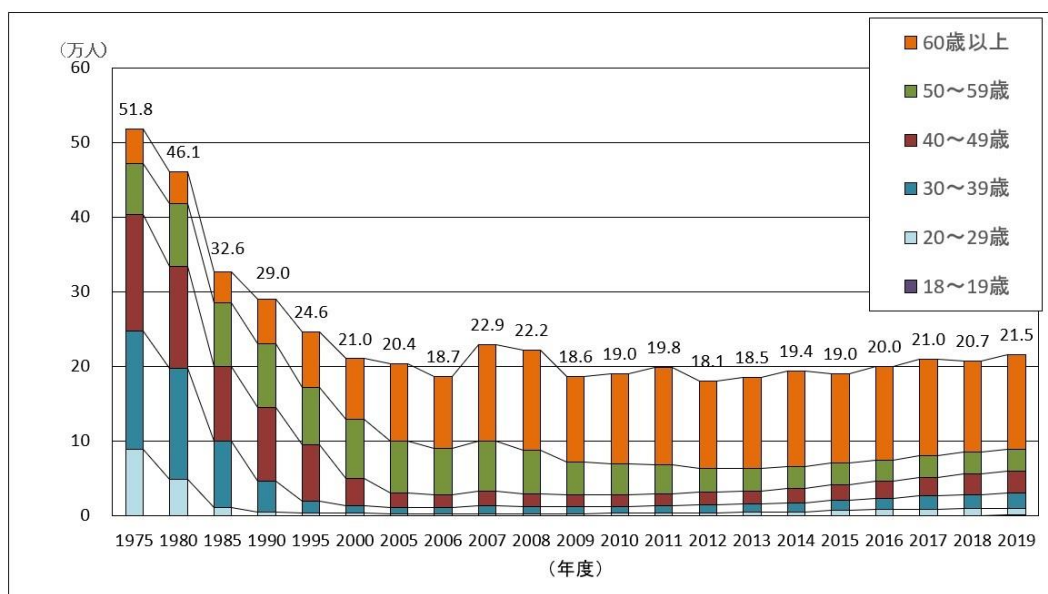


図 1-15 狩猟免許所持者数（年齢別）の推移 環境省資料から

前述したように、鳥獣捕獲の担い手確保のため、環境省や都道府県をはじめ各行政機関では狩猟免許取得者の確保に努めてきました。その結果、近年はわな免許を中心に、新たに狩猟免許を取る人も増えています。

しかしながら、初心者にとって鳥獣の捕獲は決して簡単なものではありません。現実には、ある地域の調査結果では、捕獲のためにわなを導入した集落のうち、年間の捕獲頭数が0頭の集落が36%、2頭以下を含めると52%も占めていました（図1-16）。

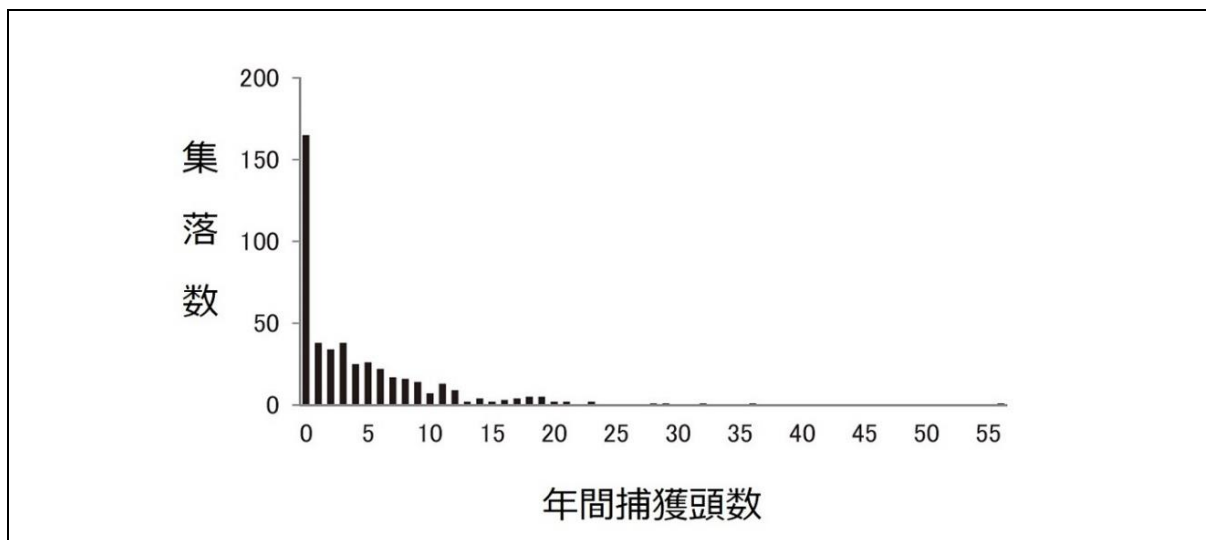


図1-16 わなを導入した集落の年間捕獲頭数
 捕獲わなを導入した460集落を調査したところ、まったく捕獲ができなかった集落が36%（165集落）あり、52%（237集落）の集落では捕獲頭数は年間2頭以下だった。（兵庫ワイルドライフモノグラフ7号）

また、狩猟期間の銃猟においても、登録者のうち、ニホンジカやイノシシを、1頭も捕獲していない狩猟者が37%、2頭以下を含めると55%にも上っていることがわかりました（図1-17）。

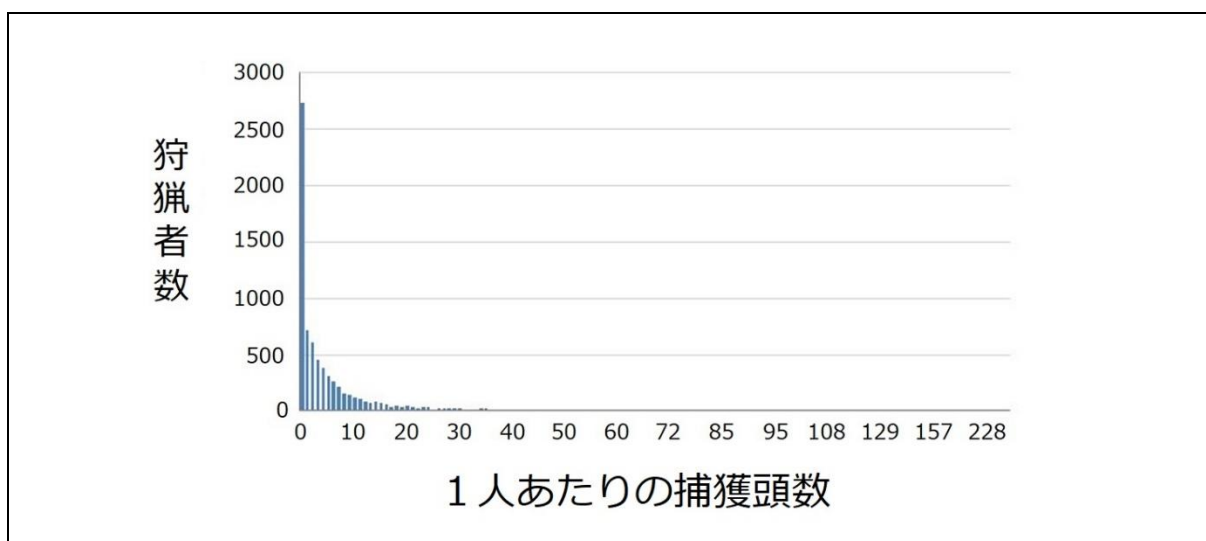


図1-17 狩猟期間の銃猟登録者における1人あたりの捕獲頭数
 平成22～24年度の3年間の銃による狩猟における、のべ7,350人 53,408頭のシカ捕獲のデータより分析
 1年間の猟期あたりの捕獲数をみると、登録した狩猟者のうち37%が捕獲ゼロ、55%が2頭以下であった。5頭以上捕獲している16.6%の狩猟者が、全体の76%の頭数の捕獲をしていた。なおこの期間中は、シカ1頭あたり2,500～6,500円/頭の報償費が支払われていた。（兵庫県森林動物研究センター調べ）

これらのことは、鳥獣の捕獲は、狩猟免許や銃の所持許可があれば、すぐにできるような簡単なものではないことを示しています。つまり、狩猟免許取得者を単純に増やす、ということだけではなく、確実に捕獲ができる人材を、知識・技術面から支援するとともに、そのような人材が捕獲に従事できるような環境を整備する必要があるといえます。

1.2 鳥獣の管理の強化

1.2.1 認定鳥獣捕獲等事業者制度導入

これまで述べたような状況を踏まえ、2013（平成 25）年 12 月、環境省と農林水産省は「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を共同で取りまとめ、この中で、2023（令和 5）年度までにニホンジカ、イノシシの個体数を半減させることを目指すこととしていました。この目標については、2023（令和 5）年 9 月に捕獲強化対策と捕獲目標を延長し、2028（令和 10）年度までにニホンジカ、イノシシの生息頭数を半減し、捕獲圧を維持することを掲げています。

また、2014（平成 26）年 4 月に両省がとりまとめた「被害対策強化の考え方」においては、同じく 10 年後の 2023（令和 5）年度までに、ニホンザルについて「加害群の数の半減（被害防除対策を並行して実施し、群れの加害度を下げることを含む）」を、カワウについて「被害を与えるカワウの個体数の半減」を、それぞれ目指すこととしました。いずれの種についても、捕獲等をはじめとする対策を強化し、種の特性に応じた、効果的な対策を進めていく必要があります。

環境省の中央環境審議会においては、2012（平成 24）年 11 月に環境大臣の諮問に応じ、鳥獣保護管理に携わる人材の育成と、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けた議論が行われ、今後講ずべき措置について 2014（平成 26）年 1 月に答申が取りまとめられました。この答申においては、直面する課題に対して、取り組むべき最優先事項を「都道府県による捕獲の強化」と「鳥獣管理体制の強化」とし、被害防止のための捕獲の促進に向けて、国の指導力の発揮や、国民理解の醸成が必要であるとされました。

これらを踏まえ、2014（平成 26）年に鳥獣保護管理法を改正し、認定鳥獣捕獲等事業者の制度を含む、鳥獣の管理を促進する措置を新たに導入することとしました。

これまでの捕獲は、主に狩猟者の協力により、地域の中の相互扶助の精神に基づいた活動に支えられてきました。しかし、捕獲対策の強化が求められている中、捕獲に従事する狩猟者の負担は急激に増加しています。鳥獣の捕獲は、専門的な技術が必要な上に危険も伴う作業です。これまでのボランティア的な作業だけでは、今後、担い手の確保や維持がますます困難になっていくでしょう。

このような中で、認定鳥獣捕獲等事業者とその捕獲従事者には、社会の要請に沿った適切な捕獲事業の実施と、そのための体制作りが求められています。

1.2.2 認定鳥獣捕獲等事業者の責務について

認定鳥獣捕獲等事業者には、事業者としてのメリットがあると同時に、社会の要請に応える責務が生じます。事業者は、発注者と従事者の間に立って、大きな責任とリスクを背負って、事業を実施していくことが求められます。特に、発注者に対しての受託や請負者としての契約上の責任と、従事者に対しての使用人としての責任は重要です。これまでの経緯からもわかるとおり、認定鳥獣捕獲等事業者には、「十分な安全管理体制」及び「適切かつ効果的な捕獲等の実施」と、そのための「捕獲等を実施する体制の確保」が求められています。これらの要請は、発注者と従事者の双方に対する責任に対応しています。これらの二つの責任は不可分なものであり、両方を成り立たせ全うする事が、事業者の役割です。

1.2.3 発注者に対する責務 —適切かつ効果的な捕獲等の実施に向けて—

事業者として「適切かつ効果的な捕獲等の実施」は、捕獲等事業の発注者に対して、受注者としての責任を的確に果たすことで実現していくこととなります。すなわち、社会の要請や上位計画に基づいて、発注者が決めた仕様に沿った作業を、契約に基づいて適切に実施することです。そのためには、従事者を確保し、技術的な訓練を行い、指揮命令系統のもとで適切に業務の管理をすることが求められます。また、業務の履行や安全管理、法令遵守の上で、問題が生じそうであれば、是正の対策をとる必要があります。これらの基盤を確保するために、もう一つの責務である体制の確保の必要性が出てきます。

また、不測の事故等の際には、そのために起こった損害に対して、発注者、事業者、従事者の間の役割や権限に応じて、責任や費用を分担する必要があります。発注者と従事者の間に立つ事業者は、適切にこれを処理し、責任を全うしなければなりません。事前にリスク分担と責任の範囲を明確にし、万一の際にも適切な対応をとる準備をしておくことも事業者の責務になります。

1.2.4 従事者に対する責務 —捕獲等を実施する体制の確保に向けて—

「捕獲等を実施する体制の確保」は、従事者との契約関係から始まります。適切な条件で従事者を雇用し、従事者の技術力を高めるために指導し、安全を確保することです。雇用に当たっては、労働関連の諸法を遵守することが基本となります。さらに、継続的に体制を維持するためには、安定した継続的な雇用を維持することが求められます。

また、従事者の技能の向上や制度や社会環境の変化に合わせた研修等も、事業者の重要な役割となります。制度上定められている最低限の条件をクリアするだけでなく、より効果的な人材育成を行っていくことで、事業者が差別化され、競争力が高まります。

趣味としては楽しい狩猟であっても、業務としての捕獲は、それとは異なる責務や作業が課されます。現実には「きつい」「きたない」「きけん」といった要素を含む業務です。そ

のなかで、従事者の雇用確保に必要な待遇や制度を整え、安全に業務に就いてもらう体制を作らなくてはなりません。昨今の人材確保が困難な現状や、働き方の改革が求められる中で、事業者はより高度な対応を求められています。

1.2.5 適切な発注と受注に向けて

捕獲等の業務については、発注者側も受注者側も業務実績が少なく、適切仕様や単価、歩掛等が、まだ確立していない分野です。また、同じ作業をしても、得られる成果が、場所や時期、事前に把握できない自然環境等の条件によって大きく左右されます。さらに、事業者の技術力や実績が評価しにくいのが現状です。捕獲等事業は、二重三重の不確定要因の中で、試行錯誤によって、業務の改善や最適な仕様の検討を進めていくべき段階にあります。発注者、受注者がともに客観的なデータを共有して、試行錯誤を前進させていかなければ、業務改善は実現できません。そのための提案や情報整理、データの提供などが、野生鳥獣の保護と管理全体のためにも、事業者の事業継続のためにも、従事者の確保のためにも、重要な課題となっています。

また、行政機関の会計規則等に従い、適切な事業者間の競争原理を働かせて、捕獲等事業全体の質を高めていく努力が求められます。

2 認定鳥獣捕獲等事業者に関する法令

2.1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

2.1.1 法の目的

鳥獣保護管理法は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としています。

この目的を達成するため、鳥獣保護管理法には、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や猟具の使用に係る危険の予防に関する規定等が定められています。

なお、鳥獣保護管理法では、「鳥獣」を「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」と定義しています。

2.1.2 鳥獣保護管理法の施策体系

鳥獣保護管理法は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とするものです。これらの事務については、地域の状況に応じて行うことが重要なため、一部の国の事務を除いて、都道府県が国の指針（※）に即して鳥獣保護管理事業計画を策定して実施しています。

2014（平成26）年に改正された鳥獣保護管理法では、これまでの計画制度について、新たに法目的に加えた「鳥獣の管理」を含む計画制度に見直し、都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改めました。

また、従来、「その数が著しく増加又は減少している鳥獣」を対象に策定することになっていた「特定鳥獣保護管理計画」について、保護のための計画（第一種特定鳥獣保護計画）と管理のための計画（第二種特定鳥獣管理計画）に区分しました。

なお、鳥獣の管理とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点からその生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを指しています。

※鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

国全体としての鳥獣行政の方向性について示したものの、都道府県はこれに即して鳥獣保護管理事業計画を作成する。基本指針は鳥獣の保護及び管理の状況の変化並びに社会的変化に応じて、5年ごとに見直される。

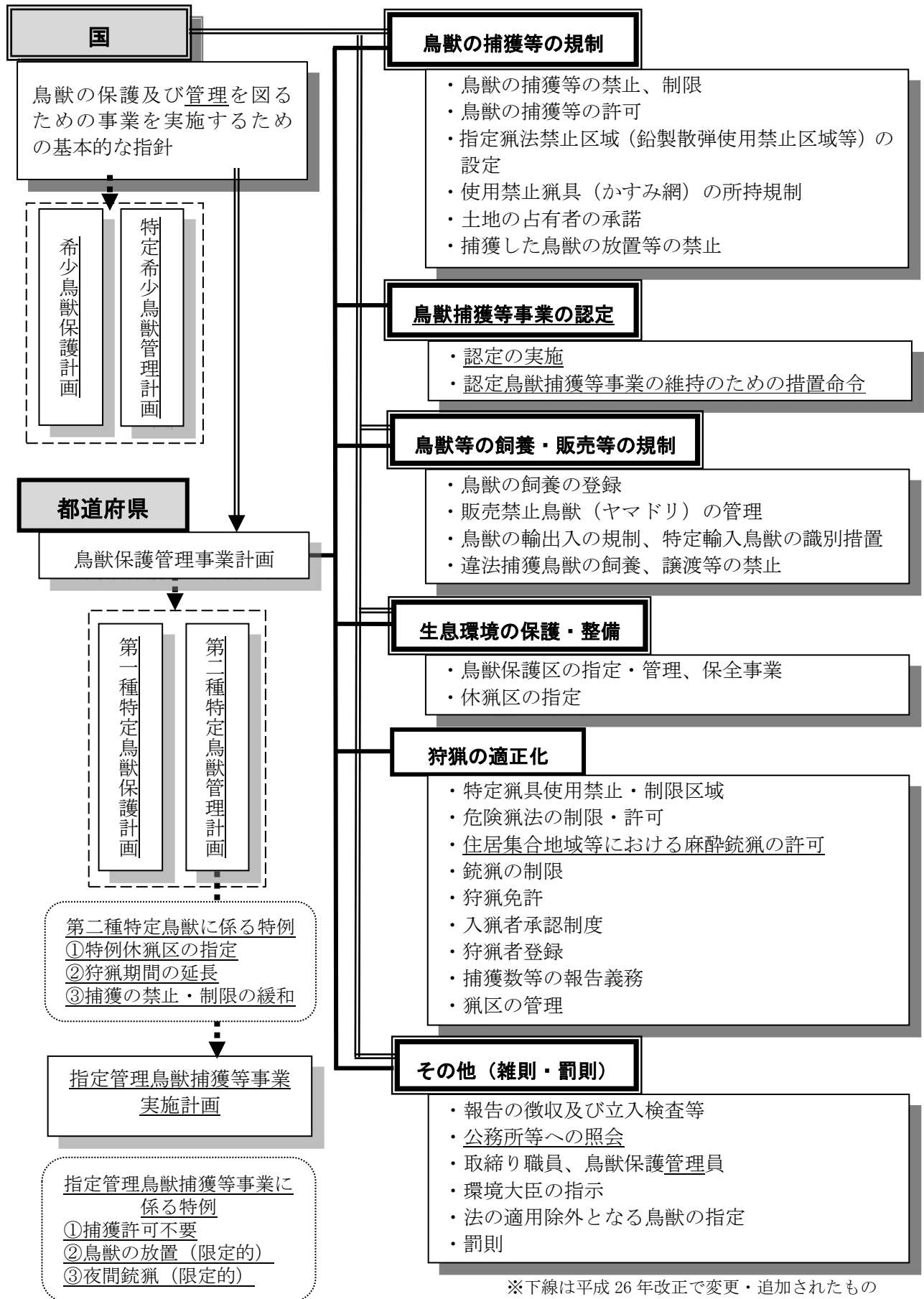


図 2-1 鳥獣保護管理法の施策体系

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)

の一部を改正する法律について 【平成26年5月30日公布】

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**」に改め、**法目的に鳥獣の管理**を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める(第4条)。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

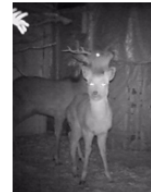
都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする(第7条の3及び第7条の4)。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができる**こととする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下**※で**夜間狩猟を可能とする等の規制緩和**を行う。(第14条の2)

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等**において**麻醉銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 平成27年5月29日施行 (一部は公布日施行)

図 2-2 鳥獣保護管理法の一部を改正する法律について

2.1.3 鳥獣保護管理法における各主体の役割

鳥獣保護管理法では、国、地方公共団体、事業者、民間団体、市民、専門家等が、役割を分担しながら鳥獣保護管理に取り組むことになります。

① 国

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、法律・基本指針等により、国全体としての鳥獣の保護及び管理の行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進します。

② 地方公共団体

都道府県は、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画の作成により、科学的で、計画的な鳥獣保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施します。特に、平成 26 年の鳥獣保護法の改正により、全国的に集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定める指定管理鳥獣については、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定するとともに、市町村等が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行い、さらに、必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施します。

市町村については、近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されるほか、特に農林水産物の被害防止対策等、鳥獣保護管理における市町村の役割が増大していることから、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画の下で、国及び都道府県と連携して鳥獣保護管理事業を実施します。

③ 事業者、民間団体、市民

鳥獣保護管理を行う民間団体や市民は、行政との連携を図り、人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待されます。

特に、鳥獣の管理が必要な地域においては、地域住民が一体となって、未収穫作物や生ごみ等の適切な管理や鳥獣の追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努める必要があります。

④ 専門家等

専門的な知識及び技術等を有している専門家や民間団体は、必要に応じて、地方公共団体等に対し、科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待されます。

2.1.4 鳥獣の捕獲等の種類

鳥獣保護管理法では、従来の狩猟、許可捕獲に加えて、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲が位置づけられました（表 2-1）。

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県または国の機関が実施する事業であり、実施主体である都道府県または国の機関はその事業を認定鳥獣捕獲等事業者等に委託することができます。本事業では、科学的な視点をもち、計画、実施、成果の検証、計画へのフィードバック、という流れに沿って実施することが求められます。また、こうした流れを実践するためには、事業者が捕獲情報の記録や作業記録を確実にを行い、検証に備えることが求められます。

表 2-1 鳥獣捕獲の枠組みの違い

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟（登録狩猟）以外			
		許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等事業
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理		
			被害防止	個体数調整	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定鳥獣 指定管理鳥獣（ニホンジカ・ イノシシ）	
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の 狩猟禁止の区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

◇◇認定鳥獣捕獲等事業者制度と鳥獣被害対策実施隊制度との違いについて◇◇

鳥獣被害対策実施隊は、農林水産業への被害防止を目的として、市町村長が市町村職員から指名する者又は対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者で構成されます。鳥獣被害対策実施隊の隊員に任命される等した捕獲者は、当該市町村の非常勤職員として捕獲等を行い、市町村から報酬が支払われているほか、別途、市町村から捕獲数に応じて捕獲報償費が支払われている場合があります。

一方、認定鳥獣捕獲等事業者は、捕獲等の担い手を育成・確保するため、都道府県知事が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることを認定した、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する法人です。認定鳥獣捕獲等事業者である法人が、仕様書等に基づき、発注者と捕獲等業務について委託等の契約を交わします。通常は捕獲等業務を終了した旨を業務報告書等により発注者に報告した後、捕獲等業務を適切に終了した対価として、契約金額が法人に対して支払われます。当然ですが、法人は、捕獲従事者に適切な賃金等を支払うと同時に、適切な指揮命令系統のもとで、捕獲従事者について適切な安全管理や労務管理等を行う責任があります。

認定鳥獣捕獲等事業者が受託する主な業務として、鳥獣保護管理法に基づき都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業が想定されます。指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣の管理を目的として、認定鳥獣捕獲等事業者への委託の下、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、鳥獣の捕獲等が実施される事業です。認定鳥獣捕獲等事業者は、都道府県が発注する捕獲等業務を入札し、都道府県と契約を交わし、都道府県の指示と仕様書に従って、捕獲等業務を実施し、通常は業務終了報告後に対価を得ます。捕獲従事者は、法人から適切な賃金等が支払われます。

(表 2-2、図 2-4)

表 2-2 指定管理鳥獣捕獲等事業と鳥獣被害対策実施隊制度の違い

	指定管理鳥獣捕獲等事業 (認定鳥獣捕獲等事業者が 受託することを想定)	鳥獣被害対策実施隊制度
根拠法	鳥獣保護管理法（環境省）	鳥獣被害防止特別措置法（農林水産省）
財源	環境省の交付金が都道府県に支払われる	農林水産省の交付金が市町村に支払われる
目的	広域的な鳥獣の個体群管理	農林水産業への被害防止
計画	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（都道府県作成）	被害防止計画及び緊急捕獲計画（市町村作成）
事業主体	都道府県又は国の機関	市町村等（注：事業でなく設置主体）
事業の 担い手	認定鳥獣捕獲等事業者等（法人）	市町村長が①市町村職員から指名する者、又は②対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者
捕獲従事者 の立場	捕獲従事者は上記法人に所属	民間隊員は市町村の非常勤職員
対価の 支払い	発注者と法人が委託等契約を結び、業務に対する契約金額が支払われ、法人が捕獲従事者に賃金等を支払う。	非常勤職員として市町村から報酬が支払われるほか、別途、市町村から捕獲報償費が支払われる場合がある。

2.2 各法令の概論

捕獲作業の実施に際して、種々の法令を遵守する必要があります。捕獲従事者が実際の捕獲作業を行う上で遵守すべき事項はもちろん、直接手続きを行うことがなくとも捕獲従事者が認識しておく必要がある事項もあります。

一連の捕獲作業において、どのプロセスにどのような法令が関与するか、主要な法令についてまとめました（図 2-3）。

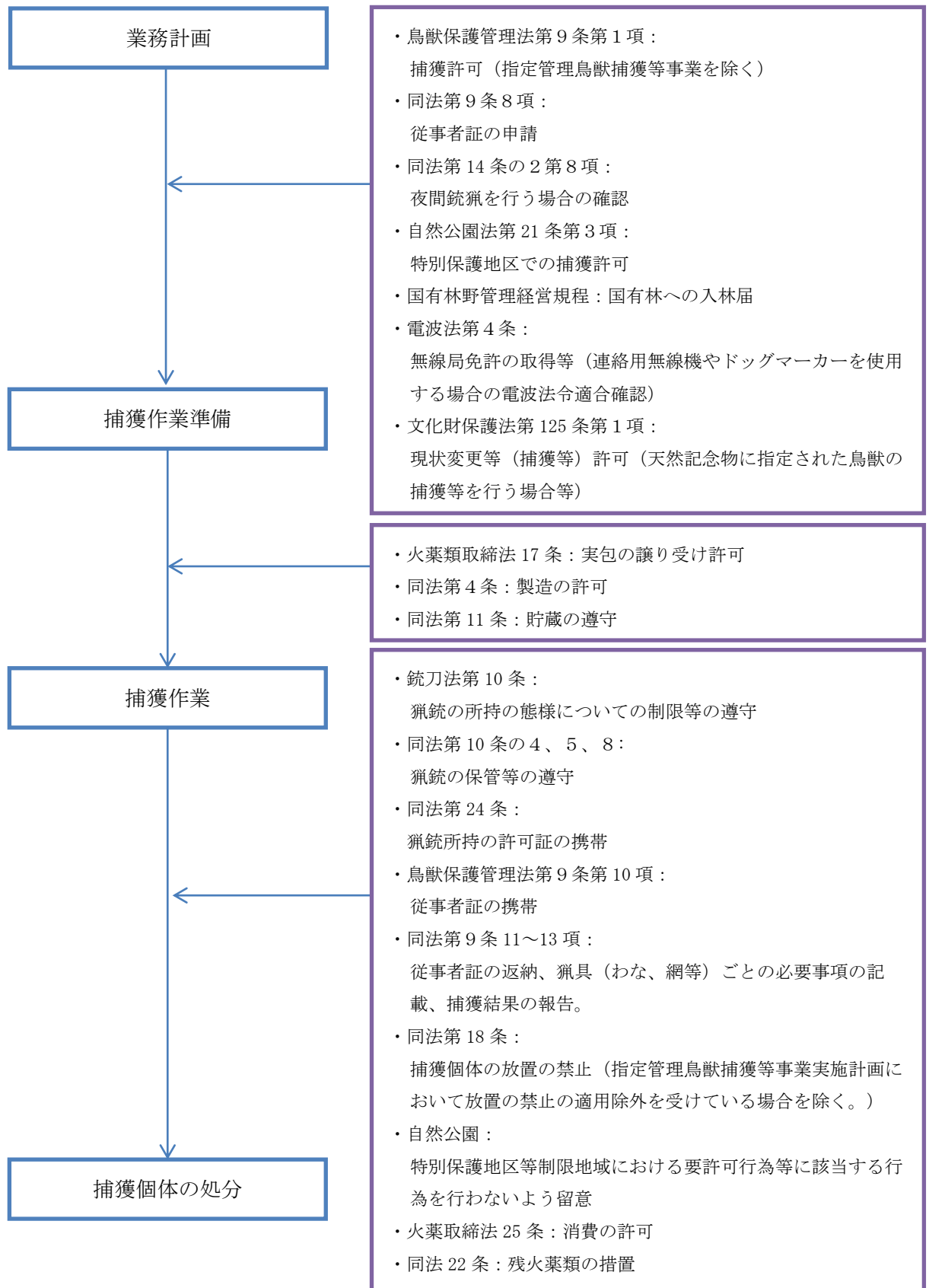


図 2-3 捕獲作業に関する主な法令

2.2.1 銃砲刀剣類所持等取締法

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」といいます。）は、銃砲や刀剣等の所持、使用等に関する危害を予防するために、銃砲の所持許可等の規制について定めた法律です。猟銃・空気銃により捕獲を行う従事者は本法を遵守してください。特に以下について留意してください。

(1) 所持の態様の制限（法第10条）

銃は、人の生命や身体に危害を加えることができる危険なものです。所持許可を受けた銃は、所持許可証に記載された用途に使用する場合又は正当な理由がある場合でなければ携帯、運搬することはできません。

「正当な理由がある場合」とは修理、売買のため等、猟銃・空気銃を携帯又は運搬することが一般に正当な理由があると認められる場合をいいます。また、「用途」とは正当な用途を意味し、例えば狩猟用途となっても違法な狩猟をするためのものは正当な用途のための携帯、運搬とはいえません。

銃を携帯、運搬する場合は、事故防止のため銃に覆いをかぶせるか容器に入れなければなりません。また、用途に従って射撃する場合のほかは、銃に実包、空砲又は金属性弾丸を装填してはいけません。例えば鳥獣の捕獲等の実施中であっても明らかに銃を発射する必要がないときや、銃を発射することができない場所等において実包等を装填していることは、不法な装填に当たります。

猟銃・空気銃を発射できるのは、所持許可を受けた用途に使用する場合に限定されます。

銃を発射する場合には、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないように注意しなければなりません。実害が発生しなかったとしても違反になります。

(2) 銃砲等の保管（法第10条の4）

猟銃・空気銃の所持者は、原則として許可を受けた銃を自ら保管しなければなりません。

銃を自ら保管する場合は、自分の手で保管し、かつ、自分以外の者に所持させることのないようにしなければなりません。

ガンロッカーの鍵を他人に預けたり、居室内であっても銃を壁に立てかけ、又は床の間に置く等家族や知人が自由に持ち出せるような状態にしておくことは、自ら保管しているとはいえません。

銃の保管は以下のような基準に適合する設備に確実に施錠して保管しなければなりません。

- 堅固な金属製ロッカー又はこれと同じくらいに堅固な構造のものであること。
- 確実に施錠できる錠を備えていること。

- 管理上支障のない場所にあること。
- 容易に持ち運びができないこと。

また、銃とその銃に適合する実包、空砲又は金属性弾丸は同一の建物内に保管しないように努めなければなりません。

(3) 帳簿の記載と保存（法第 10 条の 5 の 2）

猟銃の所持の許可を受けた者は、実包の管理状況を記録する帳簿を備えておかなければなりません。この帳簿には、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、それぞれに実包の種類・数量、行為の年月日、相手がいる場合は相手方の住所・氏名を帳簿に記載し、最終の記載をした日から 3 年間保存しておかなければなりません。

また、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において実包を消費したときは、帳簿に射撃場のレシートや射票等消費の数量を証明する書面を添付しなければなりません。

(4) 射撃技能の維持向上（法第 10 条の 2）

猟銃の所持の許可を受けた者は猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければなりません。

(5) 都道府県公安委員会の検査等（法第 10 条の 6、法第 13 条、法第 13 条の 2）

猟銃・空気銃の所持者は、公安委員会からの通知により、当該銃砲若しくは許可証又は実包の所持状況を記載した帳簿を指定された警察署、交番等に自ら持参し、警察職員の検査を受けなければなりません。

この検査は、通常 1 年に 1 回行われ、以下について検査を受けます。

- 銃の構造・機能をみだりに変更していないか。
- 許可された用途に使われているか。
- 許可証は適切に所持されているか。許可証の書き換え・再交付・返納等の義務を怠っていないか。
- 実包の消費等の状況が帳簿に正しく記載されているか。

認定鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者として、猟銃等の保管や実包の消費等の記載等を適正に実施してください。

2.2.2 火薬類取締法

火薬類取締法（以下「火取法」といいます。）は、銃砲に使われる実包（散弾）、雷管、火薬等を含む火薬類に関する危険等を予防するために、それらの譲渡、譲受、貯蔵、消費等に関する規制について定めた法律です（猟銃用火薬類に関しては、譲受、譲渡、輸入、消費する場合は公安委員会の許可を受けることとなります）。猟銃により捕獲を行う捕獲従事者は、本法を遵守してください。特に以下について留意してください。

(1) 猟銃用火薬類の譲渡又は譲受（法第 17 条）

火薬類の譲渡譲受には都道府県公安委員会の許可を受ける必要があります。ただし、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可又は同法第 55 条第 2 項の狩猟者登録を受けた者は、許可等の有効期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計 600 グラム以下、銃用雷管 300 個（うちライフル銃用雷管は 50 個）以下又は実包 300 個（うちライフル銃用実包は 50 個）以下の数量を無許可で譲り受けることができます（無許可譲受け）。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者についても、上記の許可又は狩猟者登録を受けた者と同様に、無許可譲受けの対象となります。

許可証の有効期間は 1 年以内の必要と認められた期間です。

また、猟銃用火薬類の譲受については、不必要な数量の譲り受けは厳に慎み、発注者と相談の上、適切な数量を譲り受けるようお願いします。

(2) 猟銃用火薬類の貯蔵（法第 11 条）

火薬類を貯蔵する者は、都道府県知事が設置許可した火薬庫で火薬類を貯蔵しなければなりません。実包と空包の合計 800 個以下、銃用雷管 2,000 個以下、火薬 5 キログラム以下は火薬庫外の（自宅等の）堅固な施錠できる設備に貯蔵することができます。

(3) 猟銃用火薬類の消費（法第 25 条）

猟銃用火薬類を消費する場合は都道府県公安委員会の許可が必要です。ただし、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可又は同法第 55 条第 2 項の狩猟者登録を受けた者が鳥獣の捕獲又は駆除のために 1 日に実包と空包の合計 100 個以下、猟銃の所持許可を受けた者が射撃練習のために 1 日に実包と空包の合計 400 個以下又は鳥獣の駆逐のために 1 日に空包 100 個以下を消費する場合等は許可不要（無許可消費）となりますが、それ以上消費する場合は許可が必要となります。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者についても、上記の許可又は狩猟者登録を受けた者と同様に、1 日につき実包又は空包 100 個まで消費することができます。

(4) 残火薬類の措置（法第 22 条）

猟銃用火薬類等を所持する者が、消費することを要しなくなった場合又は消費の許可が取り消された場合に残火薬類があるときは譲渡又は廃棄が必要です。また、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可又は同条第 8 項の従事者証の交付を受けた者が許可等の有効期間満了の際に残火薬類がある場合においては、その許可満了日から 3 ヶ月、同法第 55 条第 2 項の狩猟者登録を受けた者が登録の有効期日満了の際に残火薬類がある場合については、その狩猟満了日から 1 年を経過したときも同様です。

(5) 製造の許可（法第 4 条）

火薬類の製造は、火取法第 3 条の許可を受けた者でなければ、することができません。ただし、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習又は医療の用に供するため製造する火薬類で、経済産業省令で定める数量以下のものを製造する場合は、この限りではありません。

前述のとおり法第十七条第一項第三号に規定する者（鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可又は同法第 55 条第 2 項の狩猟者登録を受けた者）が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供するために製造する場合には、1 日につき実包又は空包 100 個まで製造することができます。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者についても、1 日につき実包又は空包 100 個まで製造することができます（無許可製造）。

(6) 運搬（法第 20 条）

猟銃用火薬類を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く）は、運搬方法等について内閣府令（鉄道、軌道、索道及び無軌条電車については国土交通省令）で定める技術上の基準等を遵守してください。船舶又は航空機により運搬する場合は、船舶安全法又は航空法の規制をそれぞれ遵守してください。いずれも盗難及び紛失に注意してください。郵送は全面的に禁止されています。

2.2.3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」といいます。）は、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するための法律です。鳥獣の捕獲を進める上で鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法に基づき実施する捕獲が整合性のあるものでなければなりません。鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法の関係は、図 2-4 のとおりです。

鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法との連携

○ 鳥獣対策に関しては、環境省と農水省が連携して実施しており、鳥獣保護管理法は生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図るための全般的な役割を果たし、鳥獣被害防止特措法は農林水産業被害対策が中心となっている。

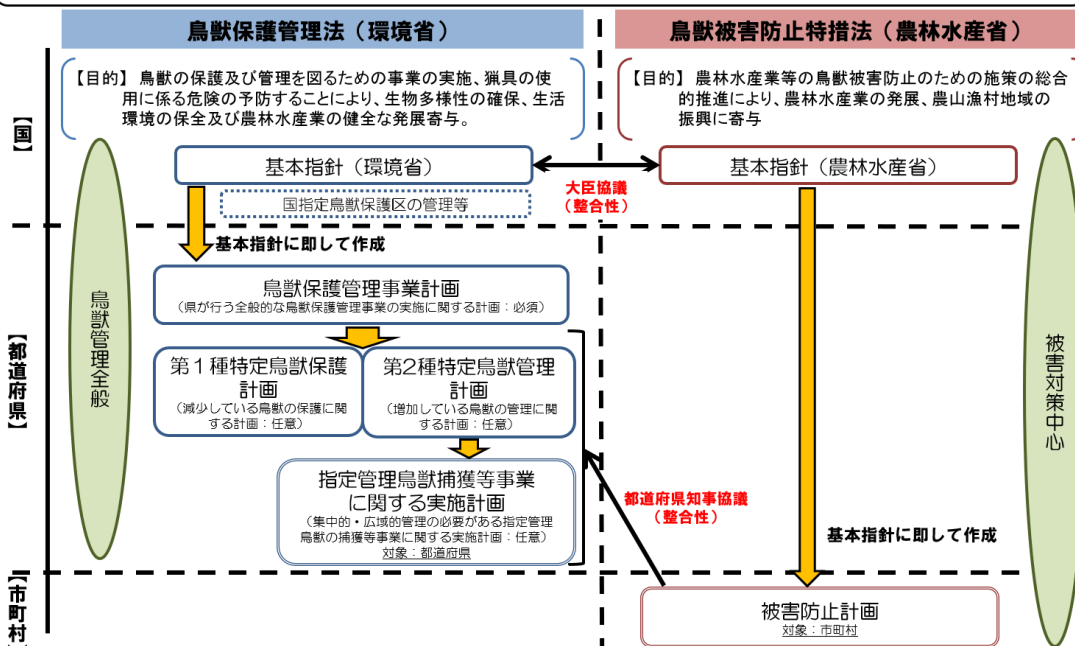


図 2-4 鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法の連携

2.2.4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」といいます。）は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与し、国民生活の安定向上に資するための法律です。

特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、特定外来生物による被害の発生を防止するために国が行う防除、公示された内容に従い環境大臣の確認または認定を受けた地方公共団体またはその他の者が防除として行う捕獲等は鳥獣保護管理法の適用は受けません(※1)。ただし、この場合であっても、下記①～⑤の行為は、原則として行わないこととされています(※2)。

- ①鳥獣保護管理法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止又は制限された捕獲
- ②同法第 15 条第 1 項に基づき指定された指定猟法禁止区域内における同区域内において使用を禁止された猟法による捕獲
- ③同法第 35 条第 1 項で銃猟禁止区域として指定されている区域における銃器による防除
- ④同法第 36 条に基づき危険猟法として規定される手段による防除
- ⑤銃器による防除を行う場合、鳥獣保護管理法第 38 条において禁止されている行為

また、前述の場合以外における、特定外来生物の鳥獣の捕獲等は、鳥獣保護管理法に基づく許可を受けて実施することもできます。

ただし、上記の許可や狩猟により捕獲された特定外来生物（生きているものに限る）の飼養等（飼養、保管又は運搬）については、外来生物法で制限されることとなりますが、外来生物法施行規則第2条第17号により、許可捕獲や狩猟等により捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をする場合は当該制限の適用除外とされています。

※1 改正外来生物法が施行される令和5年4月1日以降は、都道府県は、防除の確認に拠らず、当該防除の内容をインターネット等の手段を活用して公示することで、外来生物法に基づく防除を行うことができるほか、市町村や民間事業者等が受けることができる確認又は認定の要件については、公示された内容ではなく外来生物法施行規則において定める防除の確認・認定の基準により判断することとなります。

※2 改正外来生物法が施行される令和5年4月1日以降は、鳥獣保護管理法第15条、第35条、第36条、第38条に係る行為については、適用除外の対象外となります。また、同法第12条により禁止又は制限された捕獲行為の一部は防除の確認・認定の基準により規制されます。

2.2.5 自然公園法・自然環境保全法

自然公園法に基づき指定された自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）の特別地域及び特別保護地区内において、工作物の新築等の制限行為を行う場合は許可が必要です。

また、ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域については、自然環境保全法に基づき自然環境保全地域に指定されています。自然環境を保全することが特に必要な区域を原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に指定し各種行為が制限されています。これらの区域内での捕獲作業等を行う際は、必要な許可を得るほか、制限されている行為を行わないよう留意する必要があります。

(1) 自然公園内の要許可行為

自然公園内には当該公園の風致を維持するため、特別地域が指定されています（自然公園法第20条）。その中でも特に景観の維持が必要なところは特別保護地区に指定されています（同法第21条）。特別保護地区では動物の捕獲等の行為が制限されていますので、捕獲作業を行うには、国立公園では環境大臣の、国定公園では都道府県知事の許可が必要です。また、特別地域内においては、工作物の新築、木竹の伐採等の行為が規制されていますが、野生鳥獣による被害を防ぐためのカメラや柵の設置、指定管理鳥獣捕獲等事業に伴

う捕獲等については、許可を受けることが不要な行為も一部にあります。特別保護地区内においては、特別地域内の規制事項に加え、木竹の損傷、火入れやたき火等の行為も規制されています。そのため、捕獲を行うために当該制限行為を行う場合は、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要です。さらに、都道府県が定める都道府県立自然公園においても、同様の制限があります。申請が必要な行為かどうかについては、必ず各都道府県、国立公園については環境省の自然保護官事務所等にお問い合わせください。

(2) 自然環境保全法

自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態を維持している地域は「原生自然環境保全地域」として指定されています（自然環境保全法第14条）。当該地域では動物の捕獲等の行為、工作物の設置、木竹の伐採・損傷、火入れ又はたき火をすること等の行為が原則として禁止されています。また、「自然環境保全地域」の「特別地区」、「普通地区」において、捕獲を行うために工作物の新築や木竹の伐採等の制限行為を行う場合は、事前に環境大臣の許可もしくは届出が必要となりますので、各地方環境事務所又は自然保護官事務所に申請をしてください。さらに、都道府県が定める都道府県自然環境保全地域においても、同様の制限がありますので、詳細は各都道府県にお問い合わせください。

2.2.6 森林関係法令

(1) 森林法

国有林や民有林においては、森林所有者の許可等無く木竹の伐採等を行わないように留意する必要があります。

また、本法第25条及び第25条の2により保安林に指定された森林において、立木の伐採、立竹の伐採、立木の損傷、下草等の採取、開墾その他の土地の形質の変更を行う場合は、本法第34条に基づき、都道府県知事の許可が必要です。

(2) 国有林野管理経営規程

国有林野に入林するときは管轄する森林管理署等へ入林届を提出する必要があります。国有林野内では伐採作業や治山工事等のために多くの人が入林していることから、事故防止のため立入禁止区域を設定しています。森林管理署等で配布している最新の立入禁止区域図で立入禁止区域を確認し遵守するとともに、安全確保のため森林管理署等の指示に従ってください。

2.2.7 その他関係法令


(1) 電波法

連絡用無線機やドッグマーカ等を使用する場合は、電波法令を遵守してください。

指定管理鳥獣捕獲等事業等の事業で使用する連絡用無線機は、デジタル簡易無線（登録局）を推奨します。デジタル簡易無線は、無線局の登録により使用でき、操作するための無線従事者資格は不要です。また、都道府県や認定鳥獣捕獲等事業者がデジタル簡易無線を整備し、捕獲従事者が借り受けて使用することも可能です。

また、令和3年3月に電波法関連省令が改正され、アマチュア無線を社会貢献活動等で活用できることが明確化されました。この「社会貢献活動等」には有害鳥獣対策等も含まれ、条件を満たせばアマチュア無線を指定管理鳥獣捕獲等事業に使用することができるようになりました。

ただし、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められていません。アマチュア無線の使用にあたっては区域を管轄する総合通信局に確認いただき、適切に使用してください。

狩猟犬やわな等に設置する発信器（ドッグマーカ等）は、電波法に定める技術基準に適合するマーク「技適マーク 」の付いた無線設備を使用してください。技術基準に適合しない発信機の電波は、消防無線等の重要無線通信に妨害を与える場合がありますので、使用しないでください。

電波法令や無線局の手続き等に関する詳細は、各地の総合通信局等にお問い合わせください。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

鳥獣保護管理法に従い、生態系に影響を与えないような適切な方法で、捕獲等をした場所に埋設された捕獲物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条で禁止している不法投棄には該当しません。しかし、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、同法第19条の4に規定する措置命令の対象となります。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

(3) 文化財保護法

文部科学大臣は、文化財保護法の規定により、学術上価値の高い動植物及び地質鉱物のうち重要なものを国の天然記念物に、天然記念物のうち特に重要なものを特別天然記念物に指定することができます。ニホンカモシカや下北半島のニホンザル等は、特別天然記念物又は天然記念物に指定されており、捕獲等をしようとするときは、同法第125条第1項の規定により、現状変更等についての文化庁長官の許可を受けなければなりません。文化庁長官の許可の申請を行うための書類の提出は、同法第188条第1項の規定により、都道府県の教育委員会（当該天然記念物が指定都市の区域内に存する場合は当該指定都市の教

育委員会)を經由して行うこととされておりますので、許可の申請を行う場合は都道府県の教育委員会(当該天然記念物が指定都市の区域内に存する場合は当該指定都市の教育委員会)に相談するようにしてください。また、許可の申請を行う場合は、関係する市町村教育委員会にも相談するようにしてください。なお、地方公共団体が指定する天然記念物等もあり、同様の制限等がありますので、詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

(4) 動物の愛護及び管理に関する法律

動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」といいます。)では、動物を飼育する飼い主の責務が定められています。猟犬を用いる場合、飼い主は、人や他の飼育動物に危害を加えないように管理をすること、マイクロチップや首輪、鑑札等の所有明示措置を講じること、最期まで責任をもって飼育(終生飼養)すること等が必要になります。現在飼養している猟犬については、マイクロチップの装着が推奨されています。マイクロチップを装着した場合、登録することが飼い主の義務です。

また、猟犬を捕獲現場に置いてくる行為は、動物愛護管理法の遺棄(罰金100万円以下)となる可能性があります。

2.2.8 法人組織や契約、労務管理などに関する法律

これまでは、捕獲事業に特有な関連法令について見てきましたが、法人の運営や契約、労務管理などに関して、どのような法人でも一般的に適用される法令についても遵守する必要がありますのは当然です。

指定管理鳥獣捕獲等事業などの捕獲事業において、法人としての契約に基づき指揮命令系統に従って従事者が捕獲等の作業を行う場合には、これまでのボランティアによる捕獲や、報償費や奨励金、団体に対する補助などによる捕獲の支援や報償とは異なった要件や制約も生じる場合があります。関連する法令の確認や監督機関への照会等も行い、適正な捕獲事業の実施をお願いします。

(1) 法人組織に関する法令

法人格を有することは、認定鳥獣捕獲等事業者の要件の一つになっています。法人格を有する組織には、多くの種類がありますが、それぞれに法令の根拠があります。準拠すべき法令に基づき、適切に組織の設立や運営を行う必要があります。

関連する法令には、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動促進法、農業協同組合法などがありますが、それぞれの組織に対応する法令を確認して下さい。

(2) 業務の契約に関する法令・規則

捕獲事業を受注する際には、その作業の委託契約や請負契約を締結し、その契約に基づいて事業を実施することになります。契約を締結するとお互いに債権と債務が生じます。民法第三編債権には、債権や契約についての基本的なルールが記されています。

国や都道府県など行政機関が行う事業の業者選定や契約、支払い等は、国については会計法、都道府県や市町村についてはその機関の会計規則、財務規則に沿って行われます。これらの法や規則を良く確認して、行政機関の契約や支払いのルールを理解しておくことは重要です。捕獲事業の受注に関連する主な項目については、4章で解説します。

(3) 労働契約に関する法律

捕獲従事者等を、法人の指揮命令系統において作業を行わせる場合には、適切な雇用契約に基づいた労働条件の確保・改善、労働者の安全と健康の確保、的確な労災補償の実施などが求められます。事業者には、労働基準法や労働安全衛生法に沿った、待遇や労働条件、補償・保険などの整備が求められます。一連の労働関連法規は、捕獲の担い手の確保や後継者育成の上で重要な法制度です。

厚生労働省のホームページから

- ・雇用に関するルールについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/index.html

- ・やさしい労務管理の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/roumukanri.pdf>

- ・労働基準について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/zigyonushi/index.html

- ・労働保険について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/zigyonushi/zigyonushi_hoken.html

(4) 第三者に対する使用者責任に関して

指揮命令系統にある捕獲従事者が第三者に損害を与えた場合には、業務を指示した使用者にも損害賠償責任が生じることがあります。このような場合にも対応できるように日常の指導・監督や保険加入等の準備が必要になります。

民法から

(使用者等の責任)

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

3 鳥獣捕獲等事業における捕獲方法と安全管理

3.1 捕獲方法への全般的な理解の必要性

鳥獣を捕獲する方法は、狩猟という伝統文化の中で様々に培われてきました。こうした捕獲方法のうち、狩猟の適正化を図る観点から、狩猟行為において用いることができる猟法を「法定猟法」として定めています。認定鳥獣捕獲等事業は、鳥獣保護管理法に基づく法定猟法により実施する鳥獣捕獲等事業について、認定を受けます。

認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲従事者の皆さんが、対象鳥獣の種類や環境条件等に応じて適切な捕獲方法を選択するためには、実際に行われている主な捕獲方法について理解しておく必要があります。一つの捕獲方法だけでは、捕獲効率が下がる場合や、現場によっては特定の方法は適用できない場合も想定されます。そのため、認定鳥獣捕獲等事業者には、複数の方法を実施できる体制が求められることも多いでしょう。

なお、捕獲従事者が慣れていない方法を用いることには、様々な危険が潜みます。捕獲事業で採用する可能性のある方法については、あらかじめ必要な知見や技術を身につけておくことが求められます。

また、事業者や同僚の捕獲従事者がもっている技術特性や安全管理についての考え方は、その事業者や捕獲従事者が実践してきた捕獲方法の経験によって、細部が異なることが多くあります。こうした経験による違い、個人的視点による違いを捕獲従事者が相互に理解しあい、認め合うことは、安全で円滑な業務遂行には非常に重要なこととなります。また、捕獲従事者各人が、自身がそれまで実施してこなかった方法についても理解し、様々な捕獲方法を習得することは、鳥獣捕獲等事業として受託できる業務の幅を広げていくこととなります。

それぞれの捕獲方法が、どれだけ効率的であるのか、また、どれだけ安全性が確保できるのかは、対象鳥獣の生息状況や環境条件によっても左右されますし、捕獲従事者の経験や能力によっても大きく左右されます。さらに、捕獲の目的（個体数の管理、被害の防止や人身事故の回避等）に応じて、採用すべき方法も変わることが想定されます。

認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲従事者の皆さんは、これまでの捕獲の経験や事前調査、試験的な捕獲実験等の成果を踏まえて、適切な方法を選択することが求められます。

なお、認定鳥獣捕獲等事業者が選択する捕獲方法や安全確保のために共有する事項等は、全国一律のものではなく、業務の目的、実施内容、実施地域に応じて異なります。そのため、認定鳥獣捕獲等事業者には捕獲従事者に対して業務に応じた研修を受講させることが求められますし、捕獲従事者の皆さんには、常日頃から情報を収集し、地域特性を理解する姿勢が求められます。

3.2 捕獲従事者の安全に関する心構え

3.2.1 安全を最優先とすること

鳥獣の捕獲等は、社会的に必要性は高く、また業務において捕獲の効率性は事業成立には必要不可欠な要素です。しかしながら、鳥獣の捕獲等に用いる銃器やわなは、対象となる鳥獣を殺傷したり拘束できる性能をもつため、人にとっても危険なものになります。捕獲従事者、そして周辺（地域住民等）に、もしも捕獲作業が原因となる事故が発生した場合、捕獲従事者個人の責任が追及されるだけでなく、業務の継続性等に多大な影響が及びます。

そのため、捕獲従事者は、何よりも事故を起こさないことを第一優先にします。特に銃器を用いる場合では、銃器の取扱いや捕獲の実施の際の安全確保について、現場での捕獲従事者による注意力や判断力に依存する場面が多くなります。ただし、こうした場面すべてを想定してテキストや研修で教習することには限界があります。そのため、講習やテキストで書き記されていないこと以外の事項についても、「安全が最優先」という方針を元に行動します。

3.2.2 周囲の人にも「見える」安全管理の実施

たとえ捕獲従事者自身が安全に対して十分配慮していたとしても、危険性もある猟具を所持していることは、周囲の人に不安を生じさせることもあります。特に銃器の場合は、自分自身が銃器を安全に取り扱うことは当然ですが、自分が銃器を安全に取り扱っていることが周囲の人によく伝わるのが、円滑な業務遂行のために重要です。そのため例えば、現場で出会った人へ挨拶等を丁寧に行うことや、発砲の必要がないときには、銃はケースやカバーに入れておく等の基本ルールの徹底は必須となります。また、銃声は、人や家畜を驚かせたりして、影響が広範囲に及ぶものですので、銃声の届く範囲にも配慮する等、細心の注意を払います。

わなについては、一般の人がわな設置場所に不用意に近づくと危険です。実際に小学生が設置されたわなにかかる等の事故も発生しています。もしわなを自分で外すことができず、事故の発見も遅れた場合には、人命にもかかわる重大事故に発展する危険性があります。また、捕獲された動物に人が近づくことにより、動物が暴れだし、近づいた人に危害を与えることもあります。

一般の人は、捕獲された野生動物への対応を十分に理解しているわけではありません。わな設置場所周辺の住民や設置場所付近へ出入りする可能性のある人には、わなの特性や捕獲があったときの状況等を伝え、危険の内容を十分に説明することが求められます。またここでは、地域住民等に過剰な不安を抱かせないためにも、必要かつ適切な説明を心掛けます。

銃器による捕獲については、捕獲事業等の依頼者や周辺の住民の方々は、自分自身が銃器を扱った経験がない方がほとんどです。銃器捕獲に関する危険性についての認識も、正し

く用いれば安全であることの認識も、十分ではないことを前提として説明や対応することが求められます。

認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲従事者は、捕獲の専門家として、銃器やわなの特性や捕獲の方法、安全確保のために講じている手段等について、日頃から十分な情報提供をするように心がけます。発注者に対しても、事前調査から捕獲実施までの一つ一つの作業の中で、安全性向上のための提案を行い、安全確保に関する対応方針について共有しておきましょう。

3.2.3 安全管理への責任意識をもつこと

安全管理については、発注者や事業者にもその責任が与えられています。しかし、銃器については、弾丸が発射されなければ事故は起こりません。従って、捕獲現場で銃器を持ち、銃器を取り扱っている者（捕獲従事者）こそが、安全管理の大きな責任を負っている、ということを強く認識することが必要です。捕獲従事者の皆さんは、特に、**暴発、誤射、矢先の不確認の三大要因は徹底的に排除**をしてください。

発注者や事業者は、安全管理基準の徹底、現場への人の出入りの制限や関係者への周知、従事者との位置確認等、事故を減らすための努力を業務の中で実施します。しかしながら、これらだけで事故のリスクをゼロにすることは困難です。最終的には、現場での作業を実施する捕獲従事者が、責任をもって安全を確保しなければなりません。自分自身が引き金を引く際の安全確認、わなを設置する際の注意喚起等の徹底は怠らないようにしましょう。

銃器による捕獲に関して言えば、これまでに起こった狩猟における銃器の事故の主な原因は、暴発、誤射、矢先の確認不十分です。いずれも銃器所持者がその取扱いを間違えなければ起こらなかった事故といえます。

暴発による事故を防ぐには、まず、必要時以外は絶対に実包を装填しないことです。必要がなくなればすぐに脱包することを徹底します。次に、実包を装填した際は、常に自分の姿勢や銃口の方向、銃器の状態を強く意識し、銃器は丁寧に扱います。捕獲の現場では、足場が悪いために滑落や転倒をしたり、灌木等が銃に当たったりすることで、暴発する危険も高くなります。最後に、実包の装填時に安全に配慮した行動をとるためには、装填していないときでも、銃口を絶対に人に向けない、銃器の取扱い、自分の足場や姿勢には十分に注意する等の習慣をつけておくことが重要です。

誤射や矢先の確認不十分による事故を防ぐためには、対象鳥獣の確認だけでなく、その周囲も含めて発砲の可否を十分に確認することが必要です。特に、発射した後の銃弾が着弾する可能性がある範囲をきちんと想定し、その範囲の安全が確認できない限り発砲してはいけません。矢先の確認が不十分であった事故の中には、失中した流れ弾や跳弾が人に命中してしまった事故や、獲物に命中した弾が貫通して背後にいた人に命中してしまった事故もあります。矢先の安全は、狙った対象鳥獣の背後や、跳弾の可能性のある周辺までを確認

できて初めて、確保できたといえます。このような安全が確保できる状態で対象鳥獣に遭遇するように工夫し、それができないときは、発砲してはいけません。本章の冒頭の「安全が最優先」という基本は、何度も反復しておきましょう。

銃器の取扱いについては、「猟銃等取扱読本」「猟銃等取扱いの知識と実際」や「狩猟読本」にも注意事項が記載されています。捕獲を実施する前には、必ず該当箇所をもう一度読みなおしてください。

銃器による事故は経験年数に関係なく発生しています。捕獲従事者全員が、以上のような基本を忠実に守って、安全を確保してください。

万一事故が発生した場合は、あらかじめ発注者と事業者との間で合意した安全管理規程に従い、応急措置や関係機関への通報を迅速に行ってください。

3.2.4 組織的な規程等の確認

捕獲事業の従事者は、発注者の意向と事業者の方針に従って捕獲作業に従事する必要があります。事業の仕様書や安全管理規程、業務計画書をよく確認しておきます。事前に、いつ、どこで、どのようなメンバーと、どのような目的で、どの対象鳥獣を、どのような方法で捕獲するのかという計画を、十分に把握することが求められます。

(1) 業務の目的

業務の仕様書に定められた業務目的を確認します。例えば、捕獲の業務であっても、発注者ができる限り多くの頭数を捕獲することを求めているのか、メスの捕獲に重点を置いているのか、被害を出している特定の個体を捕獲すべきなのか等、業務の目的の設定は様々あります。

(2) 対象鳥獣の種類

事業において、捕獲が許可されている鳥獣の種類を確認します。

銃器による捕獲の場合は、対象鳥獣によって、適した銃器や弾薬、その他の装備品を準備し、試射や照準あわせを行っておきましょう。

わなによる捕獲の場合も、対象鳥獣に合わせた資材や餌、その他の装備品を用意する必要があります。

(3) 捕獲方法

従事者は、発注者の要請に応じ、事業者の方針と指示に従って捕獲を行う必要があります。事業者がどのような捕獲方法を採用するのか、その中での自分の役割は何なのかを確認します。

捕獲作業において想定される危険や安全管理の方針についても、チームの中で十分に確

認し、共有します。

- 捕獲方法の手順と詳細
- 全体の役割分担と自分の役割
- (銃器の場合) 担当する役割、配置、移動や実包装填、発砲等に関して与えられている裁量等。
- (わなの場合) 管理すべきわなの種類や数、場所選定や移動等の判断の裁量がどの程度与えられているか、トリガーセット等の判断をどこまで任されているのか等。
- 通信、連絡方法。
- 作業中に確認したら、すぐに無線等で報告すべき項目。
- 作業終了後、報告すべき項目 (日報や報告書等のフォーマット等)。

(4) 作業実施期間の確認

捕獲を実施する期間、具体的な日付等を確認し、それに合わせて準備をする必要があります。許可捕獲の場合は許可証の期間、事業の場合は捕獲が可能な期間を確認してください。

わなの場合は、資機材の準備 (動作や強度の確認) や餌の手配を、期日に合わせて行う必要があります。

銃器による捕獲の場合は、捕獲実施日までに銃器の整備や照準器の調整、弾薬の用意、試射等を行っておきましょう。

作業の実施期間中は、観光や釣り、山菜採り等のシーズンにかかっていないか。作業現場における人の利用状況に注意しましょう。

気温や積雪への対応等、季節や時間帯に特有な装備等が必要であれば、準備しましょう。

実施当日には、開始時間と終了時間を確認しましょう。また、銃器を使う際は、対象地域の日の出、日の入の時刻を確認しておきましょう。

また、事故等で連絡が取れない場合に備えて、あらかじめ終了後に、集合する時間と場所を決めておきましょう。

(5) 作業実施場所

発注者や事業者は、事前に下見をして計画を立てています。捕獲従事者についても、従事者自らの目で現場を確認する必要があると考えられます。

銃による捕獲の場合は、後述する安全への注意を元に、安全な射撃地点やバックストップになり得る場所を確認してください。地形や植生、周辺の人家の配置や人の出入り等について、従事者自らが下見を実施するようにしてください。

わなによる捕獲の場合にも、後に示す安全管理の項目を満たす場所を確認してください。

(6) とともに作業をする従事者

捕獲等事業は、原則2人以上で行います。指揮命令系統を確認し、一緒に作業をする従事者の経験や技能について把握しておきます。

特に、初めて作業をする相手とは、率直にお互いの経験や安全管理の考え方について、十分に把握するようにしてください。発注者から指定されている事業の方針や、所属する事業者の安全管理基準に加えて、明文化できない安全への配慮や考え方をお互いに共有するためのコミュニケーションは積極的に図るようにします。

3.2.5 事業者ごとの安全管理規程の説明

ここでは、事業者ごとに作成している安全管理規程の内容について、事業従事者に対し説明し、理解を深めていただくようお願いします。

3.3 主な鳥獣の生態と捕獲の留意点

(1) ニホンジカ

ニホンジカは、集団性が強く、群れをつくって生活します。オスとメスは、通常、別々の群れをつくります。

メスの群れは、母親と娘の血縁的な関係を基礎に形成されます。オスは、幼獣のうちメスの群れに留まりますが、2歳を超えるとメスの群れを出て、他のオスとともに、オスの群れをつくります。繁殖期にはオスの群れは分解し、順位の高いオスはメスの群れを囲い、一夫多妻の群れ、すなわち「ハレム」をつくります。

ニホンジカの行動圏については、交尾期におけるオスの移動や、越冬地への移動・分散が観察されています。季節移動を行う要因としては、積雪や食物量などを指摘する報告が多いものの、明確な要因は明らかになっていません。一方で、一年を通して餌資源量に変化しない環境では、季節移動がない場合もあります。

ニホンジカは前述のとおり年齢の成熟に伴って分散行動を行います。メスは出生地である母親の近くに行動圏を確保して分布が拡大していくのに対し、オスは遠く離れた場所へ移動するため、分布の先端部ではオスだけが確認されやすくなります。

ニホンジカは、多種類の植物を季節ごとに餌資源として利用しており、生息地域の植生に影響を受けて食性を変化させます。ほとんどの種類の樹皮や植物を食べ、なくなれば餌があるところに移動するため、餌に不自由しません。

ニホンジカは1産1仔で、10から11月に繁殖期を迎え、地域によりますが5から6月ごろに出産のピークを迎えます。繁殖力が高く、栄養状態がよいメス個体は、1歳から発情を開始し、2歳以降は毎年繁殖を繰り返します。2歳以上の妊娠率は、本州部では75%から100%との報告があり、妊娠率は高いです。

寿命はオスで10から13歳、メスで12から15歳まで生きるものもあり、野生下でもこ

れらより長寿の個体も確認されています。

死亡率については、1990 から 2000 年代に北海道で行われた成獣メスのテレメトリー調査による自然死亡率は5%以下であり、狩猟など的人為的要因がなければ、非常に高い生存率を示すことが明らかになっています。

また、本州における事例では、貧栄養状態にある島嶼個体群の事例で、1歳での死亡率はオスで31.4%、メスで22.7%、3から6歳のオスでは5%程度、2から8歳のメスでも低い死亡率であることが示されています。

ニホンジカの個体数低減を行うには、繁殖可能なメス成獣を捕獲することが重要です。オスはハレムの複数のメスと交尾するため、オスを捕獲しても、別のオスがメスの群れに入ることになり、個体数低減には寄与しないと考えられます。

(2) イノシシ

イノシシの基本的な社会単位は、①子連れ成獣メスの母系的グループ、②単独の成獣オス、③生殖に参加しない若齢オス、の3グループに分けられます。特定のなわばりをもたず、人の活動等の影響で夜間あるいは朝夕の薄暮期に活動することが多いですが、危険がないことが分かれば、日中も活発に活動します。

イノシシにとって好適な環境は、食物や水があること、茂み等の隠れ場所があること、人間活動が少ないこと等が挙げられ、放棄果樹園や水田放棄地がそれに当てはまります。

イノシシは植物食を主とした雑食性です。タケノコや双子葉植物、堅果や根・塊茎を採食する他、動物質（両生類、甲殻類、腹足類等）も採食します。

イノシシの繁殖力は高く、基本的に年1産です。通常春から初夏に出産しますが、春の出産に失敗した場合や、出産した子を失った場合は、交尾期と異なる時期に再度発情が起り、秋頃に出産することがあります。

発情した成獣メスを見つけると、オスはメスに寄り添い、他のオスが近づいた時はこれを排除しようとしています。弱いオスは追い払われメスを失いますが、強いオスはメスと交尾後、次の発情メスを探して移動し、再び交尾をします。従って、イノシシはある種の一夫多妻型といえます。

生後1年半でほぼ全ての個体が性成熟に達します。メスでは1歳の晩秋から冬に最初の発情を迎えますが、栄養状態が良く成長の早い個体では0歳の冬、あるいは1歳に達した春から夏に最初の発情が起きることもあります。1回の産子数の平均は、飼育イノシシでは4.5頭程度でした。

イノシシの捕獲では、繁殖可能なメス成獣を捕獲することが重要なポイントです。

箱わなの場合、成獣に比べて警戒心の弱い幼獣（うり坊）はわなにかかりやすいですが、それを見た成獣は、さらに警戒心を高め、つかまりにくくなるため、わなの運用には注意が必要です。

(3) ニホンザル

ニホンザルは、昼行性で、一般に数十頭からなる母系の群れ（集団）を作って、一定の行動域をもって生活しますが、季節によって行動域内の利用する場所は異なります。

ニホンザルの群れでは、メスは生まれた群れで一生を過ごします。オスは概ね5から8歳に成長すると生まれた群れから離れ、他の群れに加入したり、オスのグループを作ったりするほか、いわゆる「ハナレザル」として単独で生活します。

ニホンザルは、植物を中心とした雑食性です。果実・種子及び昆虫が好物であり、花や若葉もよく食べます。これまでの各地での調査結果から、1,100種以上の動植物を採食することが知られており、基本的には、トウガラシなど多少の例外を除けば、人間の食べるものは何でも食べると考えられます。

繁殖期は秋から冬、出産は春から夏、妊娠期間はおよそ6か月です。通常は1産1仔で、普通、連年出産は少ないですが、栄養条件次第ではそれも稀でないと考えられています。

ニホンザルの捕獲は、基本的に群れで行動する動物であるため、群れごとに管理方針を決定していくことが基本です。群れの管理方針を定めずに捕獲のみを実施するような、無計画な捕獲は、群れの分裂を招き、農業集落におけるニホンザル被害対策を複雑にする可能性があります。そのため、加害する群れを特定し、群れの加害程度、群れの分布状況や個体数、生息環境に応じて群れごとに管理方針を決め、目標を明確にした計画的な捕獲が求められます。捕獲は、目標に応じて、群れ全体の捕獲、群れの個体数を減らすための部分的な捕獲、悪質な個体の選択的な捕獲を適切に選択する必要があります。

(4) ヒグマ・ツキノワグマ

国内には北海道にヒグマ、本州・四国にツキノワグマが恒常的に生息しています。九州のツキノワグマは2012（平成24）年に絶滅と判断されました。

ヒグマは冬眠明けから交尾期である4月から7月にかけて、アキタブキ、オオハナウドなどの多年生高茎草本の地上部を多く食べています。また、4月には冬季に死亡したエゾシカの残滓を採食することもあります。初夏に入るとアリ類や農作物を採食します。また、エゾシカの密度が高い地域では、シカの新生子の捕食も報告されています。晩夏の終わりから秋は、液果類（シウリザクラ、サルナシ、ヤマブドウなど）や堅果類（ミズナラ、オニグルミなど）を採食します。サケ科魚類の遡上する地域ではカラフトマスやシロザケも採食します。また、捕獲後に適正に処理されなかったエゾシカの残滓を採食することが確認されており、捕獲個体の適切な処理が求められます。

ツキノワグマは、冬眠明け直後の春には、草本類（シシウド、バイケイソウ、ササ属など）や木本類（ブナ、ミズナラ、サクラ属など）の新芽・新葉・花を採食します。前年の秋に落下したブナ科の堅果類が残っている場合はそれらも採食します。初夏には、多肉質の高茎草本を採食し、夏は、木本の果実類（サクラ属、キイチゴ属など）、スズメバチ科、ア

リ類などの昆虫を採食します。また、ヒノキやスギなどの樹皮剥ぎが発生するのもこの時期です。秋は堅果類（ブナ、ミズナラ、コナラ、クリなど）を多く採食します。

ツキノワグマは、秋季は食物となる堅果類の結実の豊凶によって行動圏が変化すると考えられています。堅果類が不作の年は、エサを探索し広範囲を移動するため、人里付近に出没することもあります。

地域や個体による差がありますが、初夏に交尾し、1月から2月の冬眠中に出産します。ヒグマの子育て期間は1年半から2年半、ツキノワグマの子育て期間は1年半です。また、ツキノワグマの一腹産子数は1から2頭（平均 1.86 頭）との報告があり、増加率は低いと考えられます。

ヒグマの捕獲については、2001（平成 13）年度から 2014（平成 26）年度の許可捕獲のうち、わなでの捕獲が 53%、銃での捕獲が 47%となっています。わなでの捕獲であっても銃による止め刺しが必要であり、毎日定期的な点検が必要です。

ニホンジカやイノシシをわなで捕獲する際に誤ってクマが捕獲される「錯誤捕獲」が発生していますが、多くの場合、殺処分されており、麻酔による不動化と放獣体制を整えるなどの対策が急務です。

(5) カワウ

カワウはかつて全国に分布していましたが、1970 年代に絶滅が危惧されるほど個体数が激減し、分布域も縮小しました。その原因については、環境汚染物質の影響など、いくつかの原因が関与していたと指摘されていますが、明らかではありません。しかし、1980 年代になると分布は拡大し、個体数は増加に転じました。

カワウは魚食性です。繁殖時期は地域により大きな違いがみられ、北海道や青森県では春から夏にかけて、その他の地域では繁殖期も繁殖期間も様々です。1 回の営巣で産む卵数は 1 から 7 個であり、3 個が最も多いです。抱卵日数は 24 日から 32 日、孵化後、31 日から 59 日で巣立ちます。育雛期は初春から夏になる場所が多く、アユの遡上・放流から釣りの解禁時期と重なります。

カワウの行動時間帯は昼間に限られ、夜間は樹上のねぐらやコロニーで集団で過ごし、採食・移動はしないと考えられています。日の出の 30 分前から、ねぐらからの飛び立ちが始まり、採食場所である河川、湖沼、海に飛来し、潜水して採食を行います。ねぐらと採食地は 40km ほど離れている場合もあります。集団で行動するため、コロニー等で効果的に捕獲する際には、発砲音等で一斉に飛翔させないことが重要です。

なお、巣が壊れたり、卵がなくなったりすると、カワウは再営巣して卵を産みなおすので、繁殖期間が長くなり被害が長期化します。

平均寿命はおよそ 3、4 年と考えられていますが、巣立った年の死亡率は高いです。一方、標識を装着した調査などから、10 年以上生きる個体がいることも判明しています。

カワウの捕獲では、ねぐらやコロニーの移動・分散を防ぐため、無計画に攪乱しないように捕獲することが重要なポイントです。散弾銃より発砲音が小さく、射程の長い高性能空気銃（エアライフル）を用いて計画的に捕獲することにより、発砲音で一斉に飛翔することを防ぎ、効果的に捕獲することができます。

3.4 銃による捕獲

3.4.1 銃による捕獲の特徴

銃による捕獲には、以下のような技術的特徴があります。

- 運動能力の高い鳥獣を、即時に捕殺することができる。
- わなのような構造物を設置する必要がなく、捕獲従事者が必要な場所に能動的に移動して捕獲できる。また、誘引や馴化に時間をかける必要がない方法もある。
- 捕獲従事者が対象鳥獣を目視で確認したうえで、選択的に捕殺できる。
- 射撃技術や対象鳥獣を射程内に捉えるための知見や技術が必要である。
- 銃器は、人に対しても殺傷能力があるため、より高度な安全管理が求められる。
- 錯誤捕獲（誤射）の可能性がある。そのためカモシカやクマ類など捕獲対象以外の種の生息状況を把握しておく必要がある。

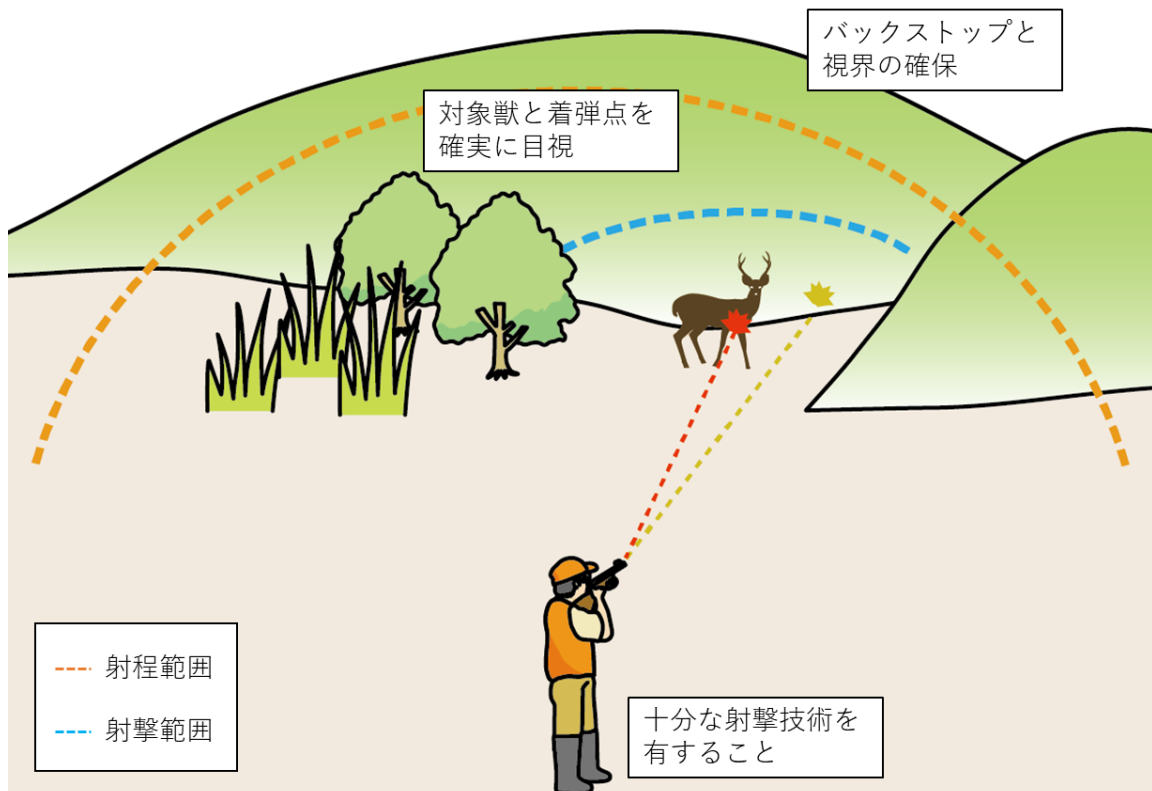


図 3-1 銃器による捕獲の前提

こうした技術的特徴から導かれる銃器による捕獲の前提は、「対象鳥獣を確実に目視でき、銃器の射程内に近づくことができ、矢先の安全が確保されているときのみ、射撃技術のある人が捕獲できる。」ということです。

銃器には射程や射撃技術の制約があります。そのため、捕獲従事者は、対象鳥獣を確実に目視し、命中させることができる距離に近づいたり、対象鳥獣を誘引して射程内に引き付けてから、射撃する必要があります。見通しの悪い灌木や茂みの多い場所や、対象鳥獣の警戒心の強い場所では、射撃が難しくなるため、安全に射撃するために何らかの工夫をしなければなりません。そのための工夫は、大まかに、「待ち伏せて捕獲する方法」、「探索・追跡して捕獲する方法」、「待ち伏せと探索・追跡を組み合わせる方法」の3つに分けられます。

3.4.2 待ち伏せて捕獲する方法（待ち伏せ猟、誘引狙撃、コール猟等）

対象鳥獣が出てくる場所で待ち伏せて、対象鳥獣が射手へ近づくのを待って射撃する方法です。一般的に、待ち伏せ猟、誘引狙撃、コール猟等と呼ばれている方法が該当します。

射手は、あらかじめ発射する位置を決め、射撃範囲（着弾点）を想定して、対象鳥獣が出てくるのを待ちます。対象鳥獣の移動パターンがわかっていたり、誘引する手段があれば、あらかじめ発射位置と射撃範囲を限定できるため、現場監督者も捕獲従事者への指示や監督がしやすく、安全管理がしやすい方法といえます。

待ち伏せて捕獲する方法には、餌付けをして誘引をする方法や、対象鳥獣の鳴き声等を真似ておびき出す方法、対象鳥獣の習慣的な移動を把握して待ち伏せる方法等があります。対象鳥獣の生息密度や季節、時間帯、地形や植生、他の被害対策や捕獲活動の状況等によって、対象鳥獣の出没場所や警戒の程度、誘引のしやすさ等は変わります。捕獲までに必要な誘引期間や射手の待機時間も、これらの要因によって大きく左右されます。

想定する射撃範囲は、予想される対象鳥獣の行動や、地形や植生等による視界やバックストップの状況を考慮して決めます。また、安全に射撃できる範囲の中で、近くまで引きつけるか、遠くから撃つか、静止した時を狙うか、移動中でも撃つか等、方針を決める必要があります。その方針によって、適合する銃器や弾、照準器の種類も変わってきます。

射手は、想定した射撃範囲に入ってくる対象鳥獣に察知されずに待ち伏せる工夫をするとともに、誘引場所へ出没する行動や、射手に気づいたときの行動等を想定して、射撃する必要があります。

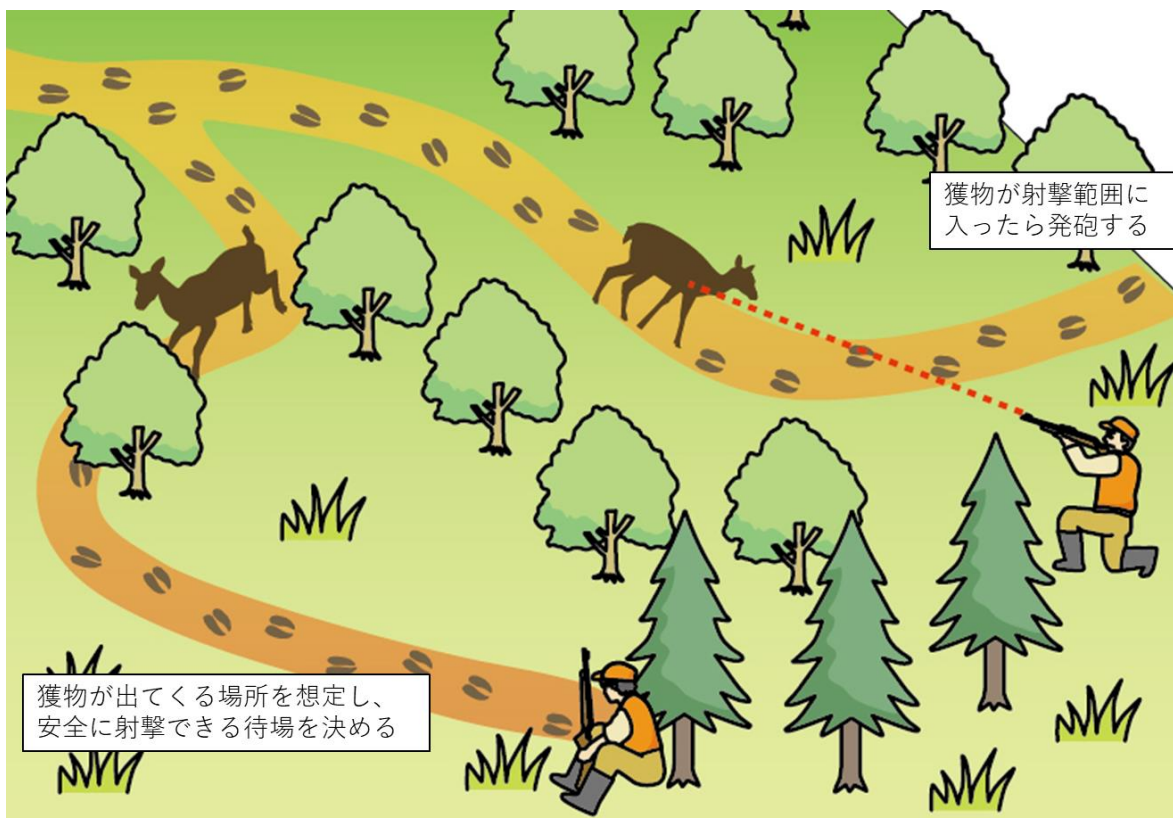


図 3-2 待ち伏せて捕獲する方法の要点

3.4.3 探索や追跡をして捕獲する方法（流し猟・忍び猟・跡追い猟等）

対象鳥獣がよく出没する場所や時期、時間帯を十分に把握し、行動や移動のパターンが分かっている場合に、捕獲従事者が対象鳥獣に遭遇できる場所を探索、移動しながら接近して射撃する方法です。一般的に、流し猟、忍び猟、跡追い猟等と呼ばれる方法が該当します。

対象鳥獣に遭遇できるポイントは、対象鳥獣が休息や採餌をする場所、移動するルート等です。そのポイントは鳥獣の種類や地形、植生、季節、時間帯等によって異なります。探索を効率的に行い、安全かつ効率的な捕獲ができるようになるために、従事者は、対象鳥獣の特性を知り、現場に足を運んで、その時期、その場所の遭遇できるポイントや遭遇のパターンを経験し、学習する必要があります。また、対象鳥獣に気づかれないように行動する技術や、相手より先に気づく感覚の鋭さ等も求められます。試行錯誤しながら経験を積むことで、遭遇確率の高い場所や時期が予測できるようになり、捕獲の成功率もあがってきます。

追跡できる足跡等の痕跡が見つかった場合は、それを追跡して対象鳥獣を仕留める跡追い猟も、獲物に近づく方法の一つです。例えば、積雪のある場合は、特定の場所に餌場や休息場所が限られたり、足跡の追跡が容易になるため、このような探索や追跡による捕獲効率が上がります。

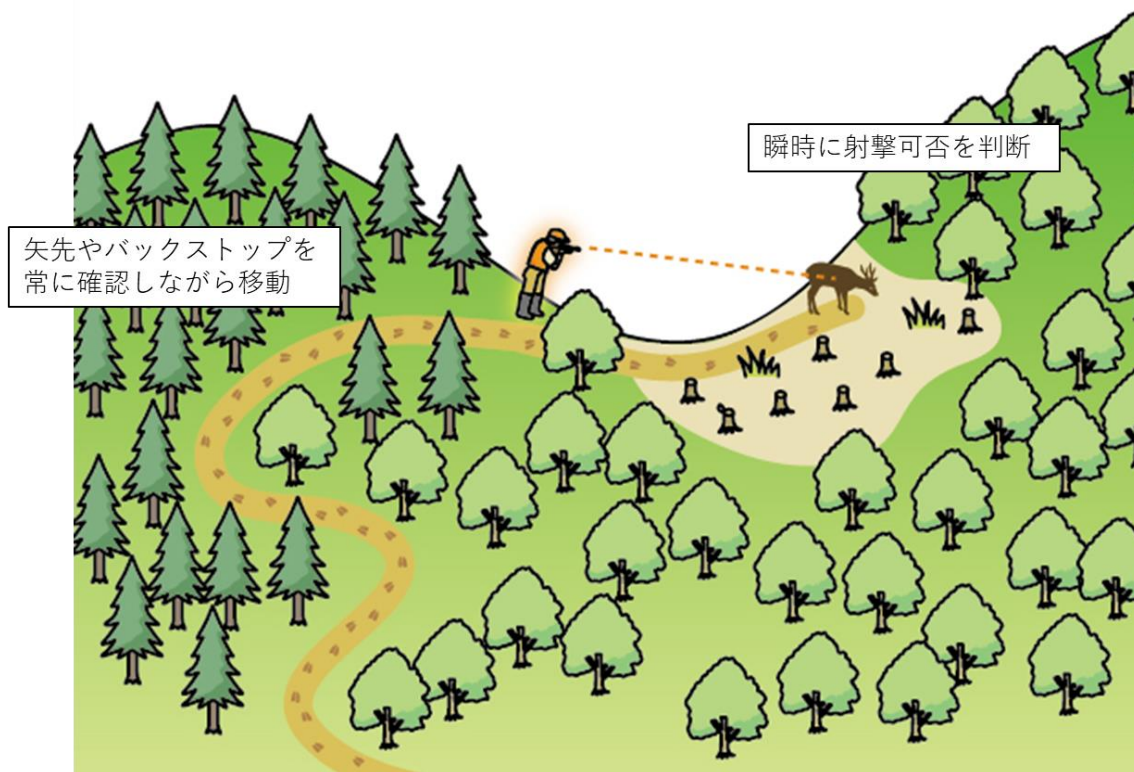


図 3-3 探索や追跡をして捕獲する方法の要点

また、探索や追跡に猟犬を使う方法もあります。猟犬を用いる際には、対象鳥獣の探索や追跡の能力と、人や飼育動物等に対する安全性の両面から、ふさわしい犬種と個体を選び、日頃から人等に危害を加えないように訓練しておくことが必要です。特に、捕獲現場で猟犬を放す場合には、猟犬による事故防止を図るため、常に捕獲従事者の管理下で行動させなければなりません。万が一、逸走した場合に備えて、飼い主が分かるマイクロチップ等を装着が望まれます。

探索や追跡をする捕獲方法では、射手が移動しながら射撃するため、以下のような安全管理が求められます。

- ① 変化する矢先の状況や、バックストップを確認しながら移動すること。
- ② 瞬時に射撃の可否を判断する能力
- ③ すばやく対象鳥獣に狙いをつける技術
- ④ 安全に銃器を保持し、適切に装填や脱包の判断をすること。

射手が移動することで常に変化する射程範囲やバックストップの状況を正確に把握すること、対象鳥獣を発見した場合は、発射位置や想定される着弾点を確認してから、発砲の

可否を瞬時に判断し射撃する技術が求められます。その判断のためには、周辺の地形や集落の位置、人の出入りしやすい場所の情報等を、あらかじめ頭に十分に入れておく必要があります。

移動しながらの射撃といっても、発砲時は足場のしっかりとした場所に立ち止まって、射撃体勢を整え、きちんと狙いを定めて射撃することは大前提となります。射撃の体勢が十分にとれない時や、着弾点までの安全が確認できない時は、発砲しないという自己統制力が求められます。

発砲の可否の判断は、対象鳥獣を発見し、射程範囲から出て行くまでの短い時間内に行わなければなりません。移動速度の速い対象を射撃しなければならない場合であったり、対象発見時に足場が悪いこともあるため、従事者には、より正確な判断力と、銃器のより安全な取扱いが求められます。

このような条件から、移動しながらの射撃を捕獲従事者に許すかどうかは、現場監督者にとっては重要な判断になります。

3.4.4 探索や追跡と待ち伏せを組み合わせる方法（巻き狩り等）

複数の従事者が探索や追跡と待ち伏せの役割を分担して共同で捕獲を行ったり、状況に応じて待ち伏せと追跡を使い分ける方法については、狩猟では巻き狩り猟等が該当します。この方法は、対象とする地域を待ち手（待ち、受け、たつま）が囲い、勢子が対象鳥獣を待ち手の前に追い出して射撃する方法です。勢子は山中を歩き回り、対象鳥獣のいる場所を探して待ち手の前に追い出す役割を担うほか、状況に応じて探索や追跡して、対象鳥獣を射撃し仕留めることもあります。待ち手は、対象鳥獣が追い出されそうな場所で、待ち伏せて射撃します。

この方法の場合には、探索や追跡と待ち伏せで必要な要件に加えて、チームとしての方針や計画が重要な要素になります。従事者の人数や能力、経験値、勢子が猟犬を使うかどうか、使うとしたらどのような犬種を使うのか、対象区域の環境等の条件に応じて方針が変わってきます。方針によっては、待ち手が勝手に移動することは許されない場合もあれば、対象鳥獣や勢子、猟犬の動きに合わせて、待ち手も移動する方法をとる場合もあります。全ての構成員が、そのチームの方針を十分に理解して、安全に捕獲作業を行う必要があります。

安全の観点から見ても、この捕獲の方法では、まず探索や追跡と待ち伏せのそれぞれの捕獲方法で必要な安全確保が十分になされていることが前提になります。その上で、複数の従事者が協力して作業をするための計画とチームワークが求められます。現場監督者が捕獲の計画や方針と役割分担、各従事者が守るべきことを明確にして、指示を徹底する必要があります。従事者同士のコミュニケーションを適切に行わなければ、捕獲の効率が低下するだけでなく、安全管理の上でも問題が生じます。無線等を使って、必要な情報を常に交換しながら作業することが必要です。

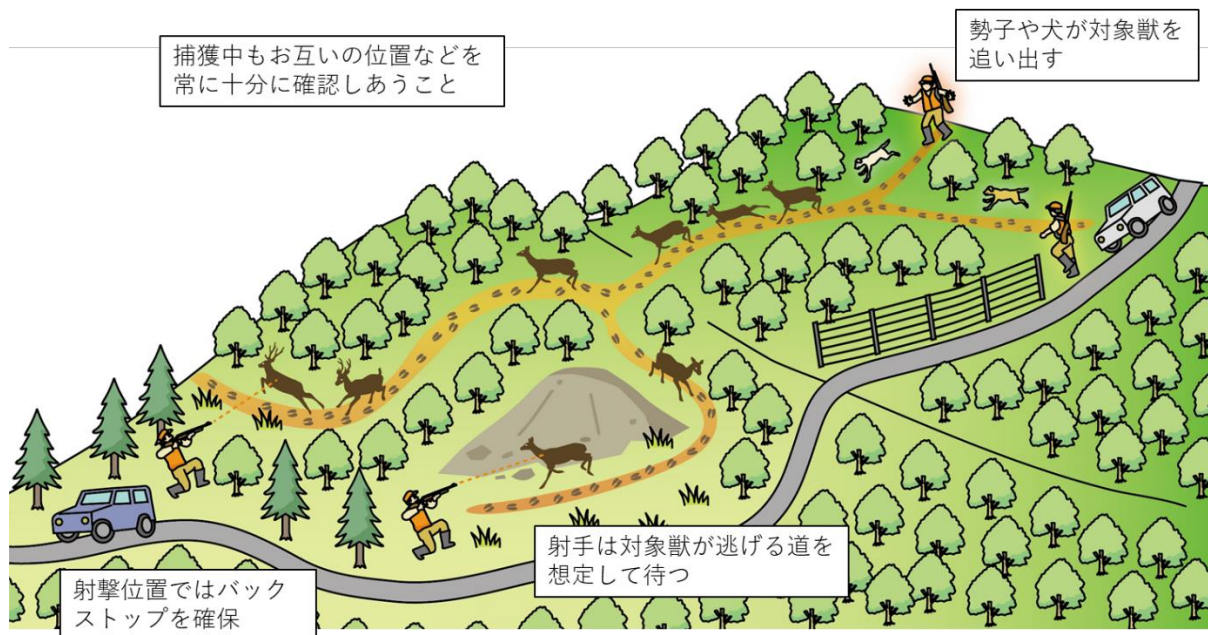


図 3-4 探索や追跡と待ち伏せを組み合わせる捕獲方法の要点

3.4.5 銃器による捕獲に必要な技能と作業

これまで示してきた、銃器による捕獲に求められる技能と、対象鳥獣を捕獲するために必要な作業をまとめると以下のようになります。

- 銃器による捕獲に共通に必要な項目
 - 捕獲方法に合わせた銃器や弾薬、照準器等の選択、調整と手入れ。
 - 安全で正確な銃器の操作（銃口の向き、装填、脱包、持ち運び等の取扱い）
 - 射撃可能な範囲や条件の想定と発砲の安全を判断する状況把握
 - 正確な射撃技術
 - 錯誤捕獲（誤射）の可能性のあるカモシカやクマ類などに関する情報収集

- 待ち伏せて捕獲する方法に必要な項目
 - 痕跡等の状況判断による出没場所の見立て
 - 誘引できる場所や誘引方法の見立て
 - 適切な射撃地点の判断や射撃範囲の想定

- 探索や追跡をして捕獲する方法に必要な項目
 - 対象鳥獣と遭遇できる場所や時間、環境条件の見立て。
 - 山中を歩きながら銃器を安全に操作すること
 - 移動しながらの状況把握と、安全な射撃位置と射撃方向の判断。
 - すばやく対象に狙いをつける技術

- 探索や追跡と待ち伏せを組み合わせる方法に必要な項目
 - 2つの方法の項目に加え、
 - チーム全体の方針と計画
 - 従事者全員の方針や計画に関する理解
 - 指揮者の指示の徹底と作業中の十分なコミュニケーション

- 猟犬を用いる場合
 - 狂犬病予防法に基づき、市区町村への猟犬の登録、年1回の予防注射、鑑札と注射済票の装着。
 - 動物愛護管理法に基づく、飼い主の責務（人や飼育動物に危害を加えないように日頃からの訓練・管理、マイクロチップや識別票の装着等による所有明示、終生飼養、感染症予防等）の遵守。
 - 捕獲にふさわしい犬種や個体の選択。
 - 常に管理下におき、制御しながらの捕獲。
 - 猟犬の回収の徹底。

3.5 銃器による捕獲の安全管理

3.5.1 銃器及び照準器、弾薬等の選択

対象鳥獣や採用する捕獲方法によって、適切な銃器の種類や照準器、弾薬等が変わってきます。適切な用具を選択しなければ、捕獲効率が悪くなるだけでなく、危険性も高くなります。事業者や従事者ごとに、対象鳥獣や採用する捕獲方法のリストを明確に定め、その方法に合わせた銃器を用意します。

銃器の性能で考慮しなければならないのは、威力（殺傷力）や射程、反動、照準のあわせやすさ（静止しているもの、移動しているもの）等があります。対象鳥獣や採用する捕獲方法に対して、必要以上に威力や射程がある銃器を使用すると、配慮しなければならない範囲が広がり危険が増しますので、目的や従事者の力量に合わせて、適切なものを選びます。

3.5.2 銃器の整備、調整、取扱いの習熟、射撃場での訓練

自身が使用する銃器の構造や仕組みをよく理解し、取扱いについて熟知しておくことも安全を確保する上で重要となります。現場で銃器に不具合が発生した場合には、従事者自身で対応できなければなりませんし、業務続行の可否についても判断できなければなりません。日頃から使用する銃器の点検を実施し、良好な状態で維持することが、銃器故障等のトラブルを防ぎ、事故の防止に繋がります。点検項目の一例として表 6-1 の項目が挙げられます。

表 6-1 銃器の点検項目（例）

No.	項目	点検内容	チェック
1	銃身	打痕はない	<input type="checkbox"/>
		ひび割れはない	<input type="checkbox"/>
		銃身内に異物はない	<input type="checkbox"/>
		リブの剥がれはない	<input type="checkbox"/>
2	先台	外観にひび割れはない	<input type="checkbox"/>
		機能に異常はない	<input type="checkbox"/>
3	開閉装置・遊底	開閉装置・遊底に異常はない	<input type="checkbox"/>
4	安全装置	安全装置は正常に作動する	<input type="checkbox"/>
5	引き金	引き金の遊びは適切である	<input type="checkbox"/>
		引き金の重さは適切である	<input type="checkbox"/>
6	接合部	銃の接合部各所にゆるみはない	<input type="checkbox"/>
7	照準器	スコープの接合部にゆるみはない	<input type="checkbox"/>
		ゼロインがされている	<input type="checkbox"/>
8	負皮・負環	破損はない	<input type="checkbox"/>

銃器を使用する捕獲従事者は、最低でも1年に2回は射撃場において射撃練習をする必要があります。技能の向上と安全確保のためには、それだけに限らず、所属する事業者の安全管理規程に基づいて訓練を行い、技術の維持向上に努めてください。命中精度だけではなく、銃器の安全な操作に習熟しておくことも重要です。特に新しい銃器や日頃使い慣れていない銃器を用いるとき等には、十分に操作の練習をしてください。また、採用する捕獲方法に応じて、現場における銃器の操作に近い種目の射撃練習をするようにしてください。捕獲業務実施の直前には、射撃場において試射や照準あわせを行い、自分の技能や銃器の整備の状態を確認するようにしてください。

3.5.3 周囲状況の把握

作業現場が確定したら、周囲の状況を把握することに努めてください。作業現場の状況をあらかじめ把握しておくことは、射撃地点や発砲可能な射角を判断するために必要です。対象鳥獣に遭遇したときに、瞬時に全ての安全確認をすることは困難です。あらかじめ

- 人家や林道の配置
- 人や車両の出入りの可能性
- 錯誤捕獲（誤射）の可能性があるカモシカなどの生息状況
- 地形や植生等

を十分に把握し、銃口を向けてはいけない場所や方向を頭に入れておいてください。

同行者の配置については、当日に十分打ち合わせし、また予定の配置場所を離れる場合は、同行者と必ず連絡を取りましょう。

3.5.4 移動中の銃器の取扱い（脱包を確実に）

移動中の銃器の扱いに関しては、「猟銃等取扱いの知識と実際」「狩猟読本」に示されているとおりです。これらのテキストを参考にして盗難の防止や暴発の防止に十分注意してください。

銃器の使用による事故の主な原因の一つが暴発です。発砲の必要のないときは装填しないことを徹底し、常に薬室に実包が入っていないことを確認して、暴発が発生する要因を徹底的に排除することに、万全の注意を払ってください。

捕獲現場に入る前はもちろんです、現場に入っても移動中や発砲の必要がない場合は、銃器に実包を装填してはいけません。捕獲現場では、足場が悪いことも多く、転倒や滑落の危険もあります。また、灌木等が銃器に当たったりすることで、暴発する危険も高くなります。捕獲の現場では、射撃場等よりも、暴発の危険性が格段に高いということを認識してください。

装填を必要とするタイミングの判断は、それ自体が非常に難しいことです。各現場での対象鳥獣との遭遇の想定や周囲の安全性等など実際の状況に応じて、従事者が都度その判断をしなければならず、一律にテキスト等でそのタイミングを示せるものではありません。採用する捕獲方法によっても発砲やそのための準備が必要になるタイミングは異なります。従事者には、捕獲事業の目的や事業の中での取り決め、所属する事業者の安全管理基準やそれに関する規程や方針に沿って、責任をもった判断が求められます。

3.5.5 射撃位置と射線や着弾点（バックストップ）の想定

安全に射撃するために最も重要なことは、射撃位置の選定です。射撃は、足場のよい安全な場所から、視界が開け、バックストップが確保される方向に向かって行わなければなりません。射手と対象鳥獣とバックストップが適切な位置関係となり、安全に射撃できる

状況を作り出して捕獲することが、銃猟の技術の重要なポイントになります。

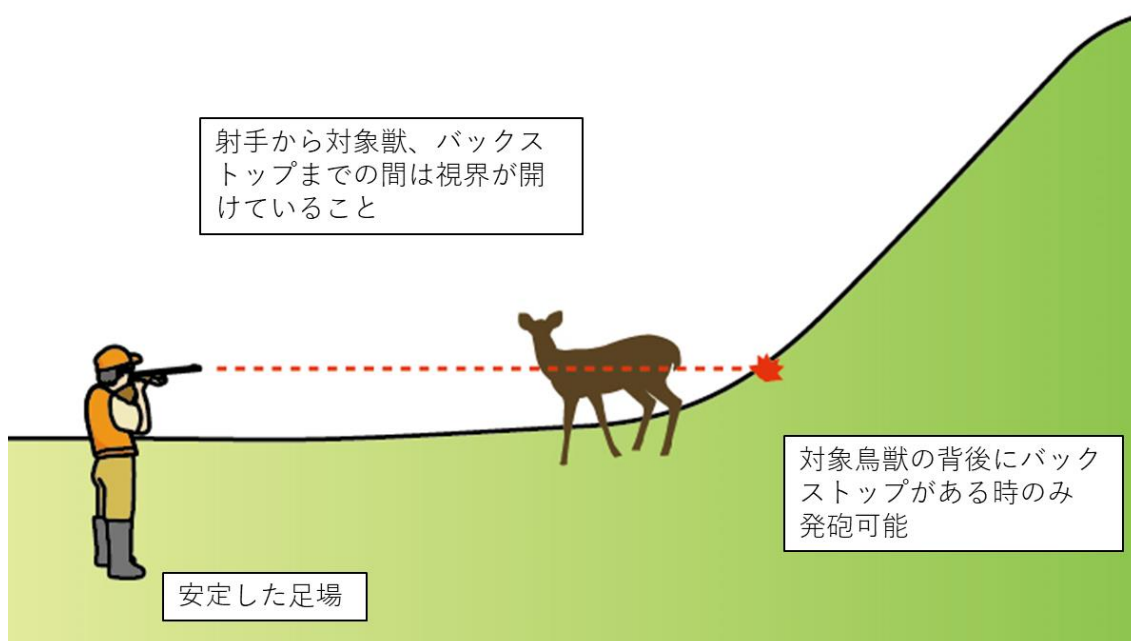


図 3-5 バックストップの確保

① バックストップの判断

着弾が想定される場所の安全が射手から目視によって確認でき、その間に危険がないことが確認できてはじめて、バックストップが確保されているといえます。射手とバックストップの間に視界をさえぎるものがあり、バックストップまでの状況がわからない場合は、絶対に射撃をしてはいけません。

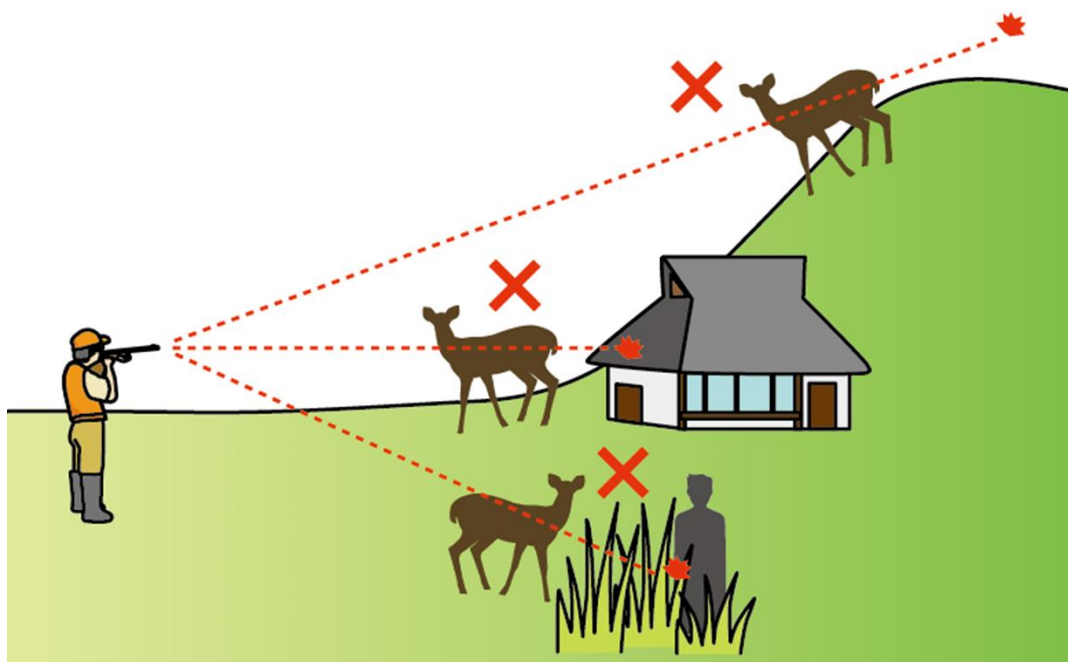


図 3-6 バックストップが確保できない例

② 待ち伏せの際の射撃位置と射線の判断

待ち伏せて捕獲する方法では、できる限り視界が広い場所で待ちましょう。対象鳥獣を確認しやすいだけでなく、人の入り込みの察知等安全確保のためにも重要です。また、同行者がいる場合は、同行者にもわかりやすい位置で待つことが、自分の安全確保につながります。

射撃位置についたら、あらかじめ発砲できる範囲を確認します。発砲できるのは、バックストップまでの安全が確実に確認できる範囲です。その範囲内に対象鳥獣が入った場合にだけ射撃し、範囲外に射線に向けてはいけません。

③ 探索や追跡の際の射撃位置と射線の判断

探索や追跡をして捕獲する方法に従事者が移動する場合においては、待ち伏せの場合よりも短い時間で射撃可能な範囲を判断しなくてはなりません。より速い判断を可能にするために、探索する区域を事前に十分に調べて、地形や環境条件、住宅や道路の位置を確認して、注意が必要な場所や安全に射撃しやすい場所等を頭に入れておきましょう。また、それまでの経験から対象鳥獣に遭遇しやすい場所や、遭遇のパターンを予想しておくことも、対象鳥獣に遭遇したときに速やかに安全を確認するための助けになります。

④ 移動する対象への射角

移動している対象鳥獣を射撃する際は、対象を追って狙いを定めている間に、想定外の方法にまで、射線に向けてしまうことがあります。狙いを絞っているときは自然と視野が狭くなってしまふことを頭に入れ、想定した範囲外に射線が向かないように注意してください。

特に、射手と近い距離で移動している対象を射撃する場合は、短い時間に広い射角の範囲で銃器をスイングすることになります。対象鳥獣だけに目を奪われると、射線が想定外の方法に向き、安全が十分に確保できていない方向へ向けて発砲してしまう可能性がありますので、十分に注意してください。

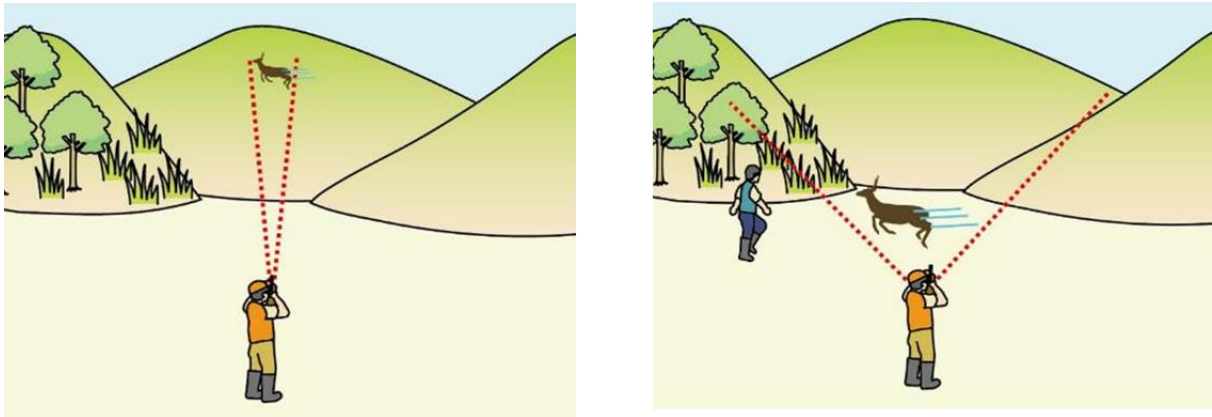


図 3-7 対象が移動する場合の射角の変化

3.5.6 発砲時の判断

銃器の使用による事故の主な原因に誤射と矢先の不確認があります。発砲時には、これらが発生する要因を徹底的に排除することを、常に心がけてください。対象鳥獣だけに集中してしまうと周囲が見えなくなります。落ち着いて対象の周辺を確実に確認することを心がけてください。

発砲するときは、あらかじめ射撃可能と想定した範囲に、同行者の入り込み等状況の変化がないか、矢先の安全を最終確認してから発砲してください。

矢先の確認が不十分であった事故の中には、失中した流れ弾や跳弾が人に当たった事故や、対象獣を貫通した弾が人に命中してしまった事故もあります。矢先の安全は、狙った対象鳥獣の背後や、跳弾の可能性のある周辺までを確認できて、初めて確保できたといえます。

また、移動している対象を射撃する場合には、狙いが定まった時点では狙い始めた時点より、対象がかなり先に進んでいることもあります。対象が向かっている先の状況も確認した上で、狙いを定めるようにしてください。

捕獲対象鳥獣が想定外の方向から突然現れても、移動の速度が速い場合であっても、あらかじめ想定した射撃可能な範囲に入った場合にだけ射撃し、そうでない場合は射撃しないという基本をきちんと守りましょう。

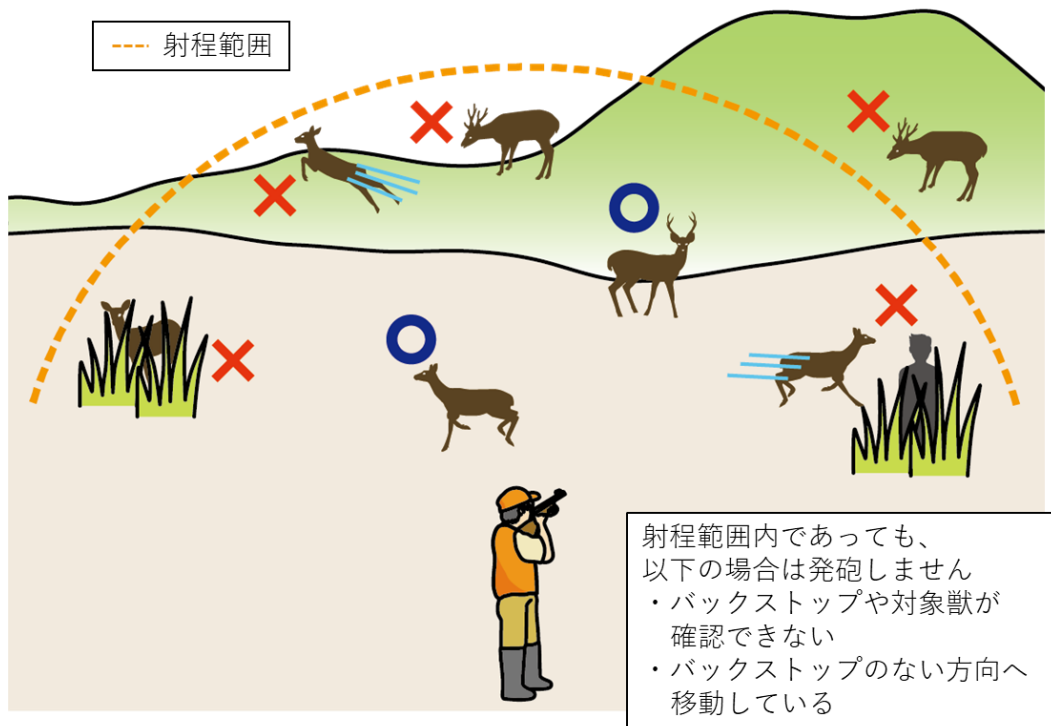


図 3-8 環境や対象獣の行動に応じた発砲判断

さらに、安全に射撃できると想定していた範囲であっても、状況は時々刻々と変わります。発砲直前に射角範囲内に人の存在がないことを、最終確認をして発砲するようにしてください。狙いを絞っている状況では、自然と射手が認識できる視界は狭くなります。倍率の高いスコープで狙うときだけでなく、オープンサイトの場合でも狙いを絞っているときは、視界は獲物に集中しがちになります。挙銃から狙いを定め射撃できるまでの時間をできるだけ短くし、安定して周囲や対象を確認しながら射撃できるように訓練することは、安全面からみても重要です。肩付け、頬付けや移動標的、クレー射撃等の訓練を十分に行いましょう。

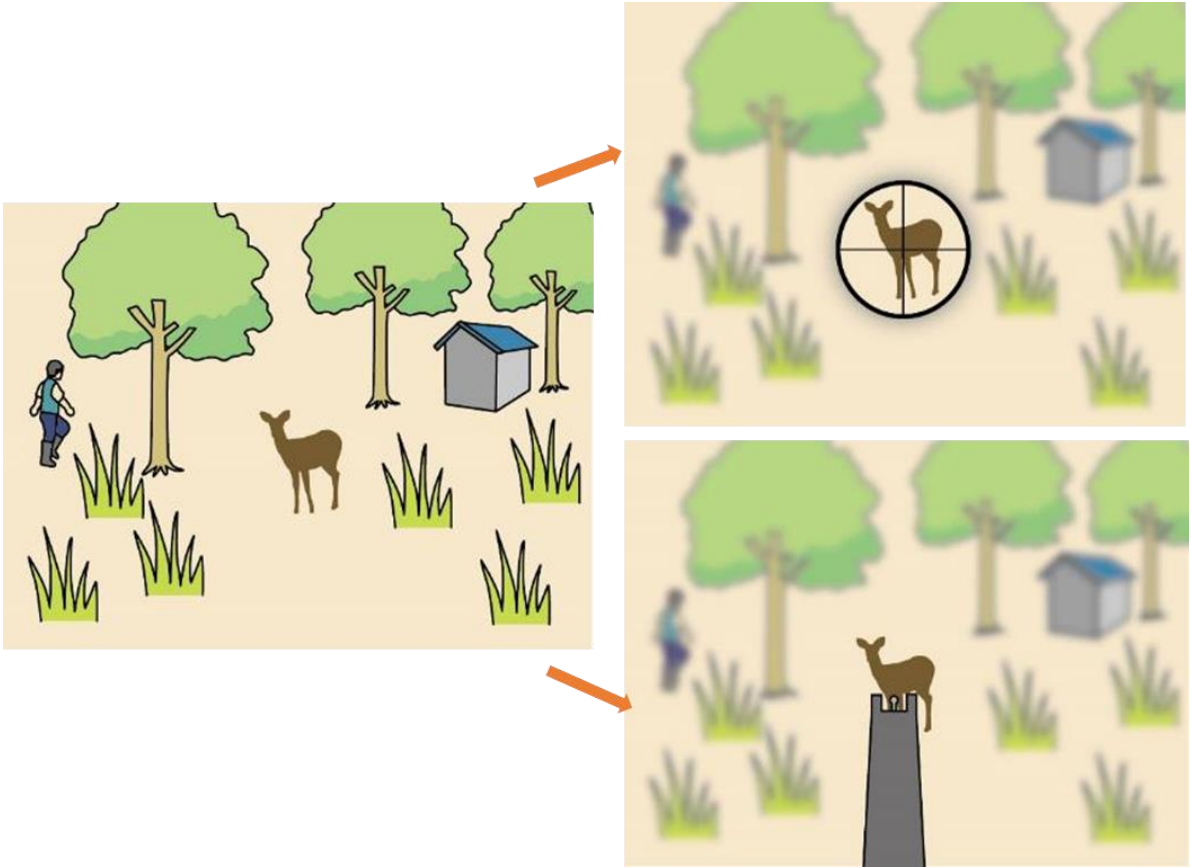


図 3-9 対象に狙いを絞った際の視野の変化



図 3-10 移動する対象を注視した際の視野の変化

3.6 わなによる捕獲

3.6.1 わなによる捕獲の特徴

わなによる捕獲には、以下のような技術的特徴があります。

- 一人で多くのわなを管理できる
- 昼夜を問わず捕獲できる
- 銃器より安全管理や技術獲得が容易である
- 技術がない人でも協力できる作業が多い
- 資機材の設置や毎日の見回りが必要である
- 捕獲に至るまで日数がかかる場合も多い
- 対象鳥獣以外が捕獲される（錯誤捕獲）危険性がある

こうした技術的特徴から導かれる前提は、わなによる捕獲は、「対象鳥獣が出没する場所で、捕獲前にも捕獲後にも周囲に危険が及ばないようにわなを設置し、対象鳥獣の警戒心を解いて（あるいは、抱かせずに）、確実に獲物を拘束する。」ということです。

わなによる捕獲は、銃器による捕獲と比べて受動的な方法であり、技術的ポイントは以下のように集約されます。

- 対象鳥獣が出没する場所を選ぶ
- 対象鳥獣の種類や設置場所の状況に合わせて適切な種類のわなを選ぶ
- 捕獲前と捕獲後の状況を想定し、安全が確保できる場所に設置する。
- 特に、捕獲時には対象鳥獣を確実に拘束し、逃亡したり、周辺に被害が生じたり、殺処分の際に困難が生じないように留意する。
- 対象鳥獣の警戒心を解いて（対象鳥獣に警戒させずに）、わなに誘導する。
- 適切に処分を行う

わなによる捕獲は、まず、対象鳥獣が出没してくる場所を把握して、そこにわなを仕掛けることが重要です。出没する場所に、はこわなや囲いわな、くくりわなといった資材を設置できる場所を確保する必要があります。

また、設置したわなを毎日見回り、対象鳥獣の出没やわなへの進入の様子や、どの程度警戒しているのか等を足跡や餌の食いつき具合の観察から判断していくことが必要です。毎日見回る必要があるため、わな設置場所やわなの作動が確認できる地点まで、アクセスしやすい場所を選ぶことも重要です。

わなによる捕獲は、法令上銃器の使えない場所や夜間でも行えます。また、一度設置すれば、毎日の餌やりや見回り程度の少ない労力で捕獲できるので、作業の負担は銃猟より

も軽くなります。一方で、積雪や凍結でわなが正常に作動しなくなる時期や場所があったり、わなの設置から捕獲までの期間が長くかかる場合もあります。また、想定していない鳥獣が捕獲される錯誤捕獲の可能性も完全には排除できません。

わなによる捕獲の安全管理においては、対象鳥獣が捕獲された後の殺処分等の作業時が最も重要です。殺処分は、できるだけ苦痛を与えない方法で、銃殺や刺殺等様々な方法が使われています。殺処分時の安全確保においては、安全に殺処分の用具を使用することに加えて、死亡の確認を確実にすることが求められます。

わなの捕獲では、捕獲された鳥獣は逃げようとして暴れたり、人に向かってくる場合があるため、周囲の人や施設に被害が及ばないように注意が必要です。特に人が近づいたときに暴れる場合が多いため、殺処分等の処理の際等にも、捕獲動物の拘束状況を常に注視する必要があります。捕獲した鳥獣の拘束が不十分になる恐れのあるわなや、強度に不安のあるわなは使用しないでください。また、設置においても、わなの組み立てや固定は、確実に強度が確保できる方法で行います。想定以上に大きな個体が捕獲される可能性や、対象外の鳥獣が錯誤捕獲される可能性等にも十分配慮する必要があります。その場合は、わなの種類や設置場所、見回り体制等を慎重に検討することが必要です。

また、わなは人に危険が及ばないように配慮して設置する必要があります。わなを設置する場合は、そのわなごとに、見やすい場所に必要な事項を表示する義務があります。さらに、捕獲された鳥獣による事故防止のために、わなの表示とは別に、看板等によって、わなが設置してあることを周囲の人にわかるようにしておき、わなへの接近を回避させることも重要です。

対象鳥獣をわなで拘束する方法には、はこわなや囲いわなのような餌付けでわなの中へ誘引して捕獲する方法と、くくりわなのように対象鳥獣に気づかれずにわなを設置して、足等体の一部を拘束する方法に分けられます。

3.6.2 餌を使って誘引する方法（はこわな・囲いわな）

餌を使って、はこわなや囲いわなの中に対象鳥獣を誘引し、出入り口を閉じて、鳥獣を捕獲する方法です。対象鳥獣が仕掛けをくわえて引いたり、体の一部で動かすと扉が閉まる構造のものが一般的です。中には、電子的に制御したり、遠隔操作するもの、カラス用のわなのように、一度入ったら出にくい構造になっているもの等、様々な工夫をしたものがあります。

わなの強度が十分確保できていれば、捕獲した鳥獣がわなから逃れて捕獲従事者に危害を加える危険性は低く、比較的 safely に捕獲後の処分を実施することが可能です。

捕獲効率の向上や事故防止の観点から、見回りや餌やり等を計画的に確実に行うことが必要です。

餌で罠に十分に慣れさせる

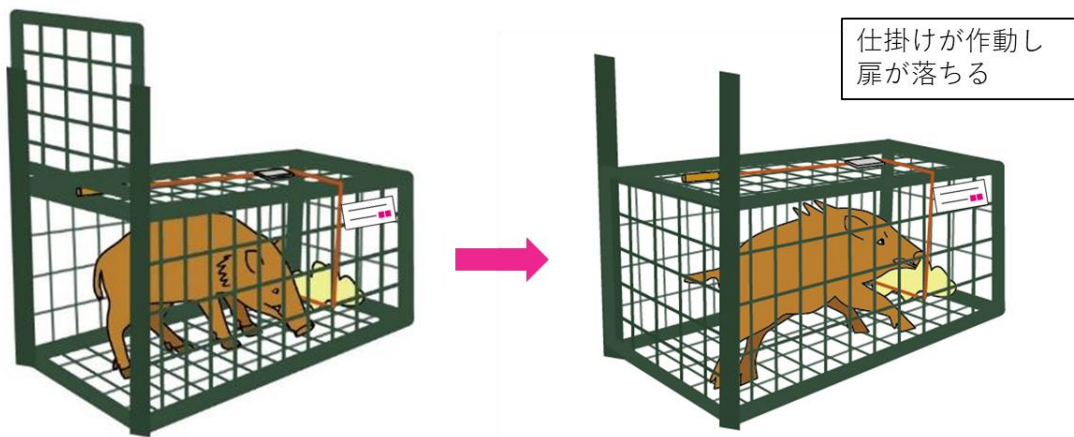


図 3-11 餌を使って誘引する方法の要点

3.6.3 気づかれずに捕獲する方法（くくりわな）

対象鳥獣に気づかれないようにわなを設置して、体の一部をワイヤー等でくくって拘束し、捕獲する方法です。主に獣類が対象になります。対象鳥獣がよく利用する通い道にわなを仕掛けて、足をくくる種類がよく使われています。また、対象鳥獣を誘引するために餌を用いる場合もあります。

くくりわなで捕獲された動物は、ワイヤーで体の一部が拘束されただけの状態なので、一般的に事故や逃亡の危険性等は、はこわなや囲いわなよりも高くなります。このため、わなの部材であるワイヤーや接続金具等の資機材を選定する際には、対象鳥獣に合わせて十分な強度のあるものを選び、しっかりと固定して設置する必要があります。とくに、対象鳥獣よりも大型の力の強い獣種が生息する環境では、錯誤捕獲が発生した場合に備えて、わなの種類や使用する資機材の強度についても十分に検討しておく必要があります。また、対象鳥獣より小型の獣種の錯誤捕獲を防ぐためには、ねらいとする鳥獣より小さい種類の鳥獣ではわなが作動しないよう、わなが作動するために必要な力を強めに設定するのも有効です。

効率的に捕獲を行うためには、対象獣種が移動するルートと、その中でも確実に足を置くポイントを見極め、対象獣種に気づかれずにわなを設置する技術が必要になります。

捕獲効率の向上や事故防止の観点からも、見回りを毎日確実に行うことが必要です。

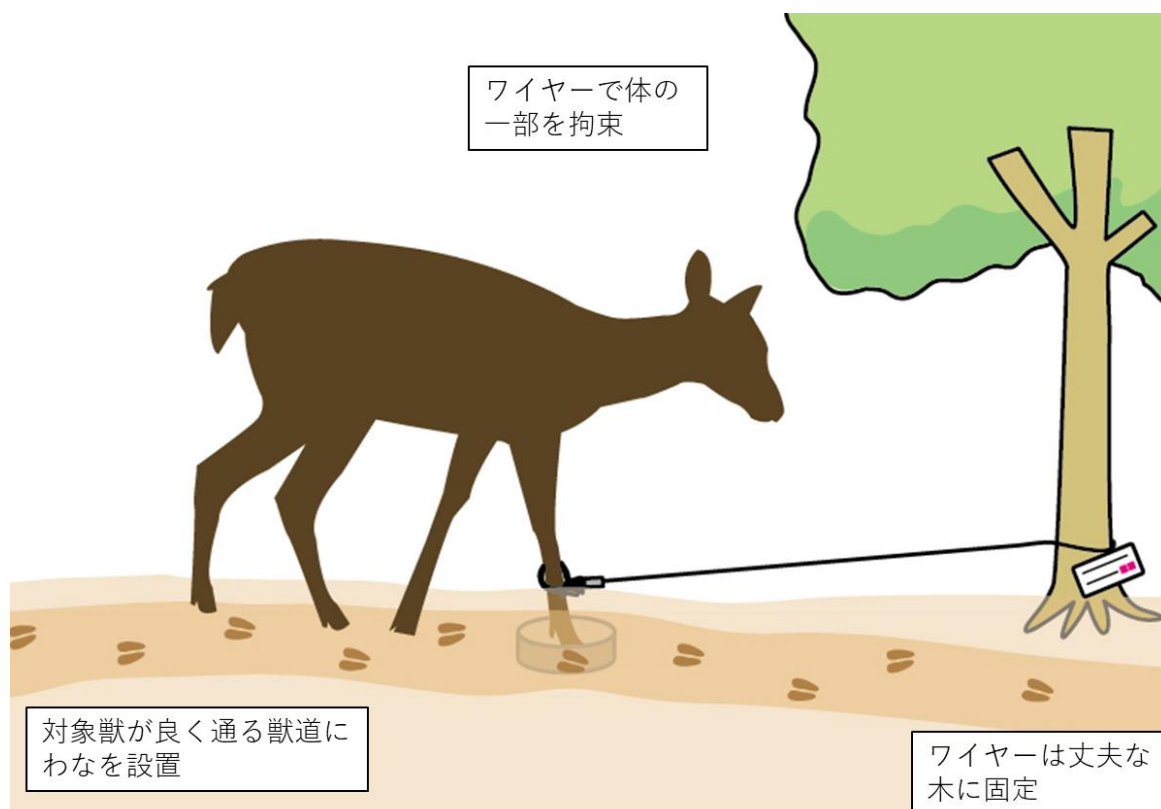


図 3-12 気づかれずに捕獲する方法の要点

3.6.4 止めさしの方法

鳥獣がわなに捕獲されていることを確認した場合には、不用意に鳥獣に近づいてはいけません。捕獲された鳥獣は、人間を見ると逃げようとして暴れたり反撃してくることがあるので、止めさしのために近づくときには、最も注意が必要です。

まずは離れた安全な場所から、捕獲個体が十分に拘束されているか、わなが破損していないか、くくりわなの場合は鳥獣を拘束しているワイヤーが切れる恐れはないか、わながかかった脚等が切れる恐れはないか、鳥獣が過剰に興奮していないか、等を確認し、状況に合った適切な止めさし方法を選択するようにしてください。とくに、くくりわなで鳥獣を捕獲した場合は、万一わなによる拘束が外れた時の危険性を考えて、必ず斜面の上方から近づくようにしてください。

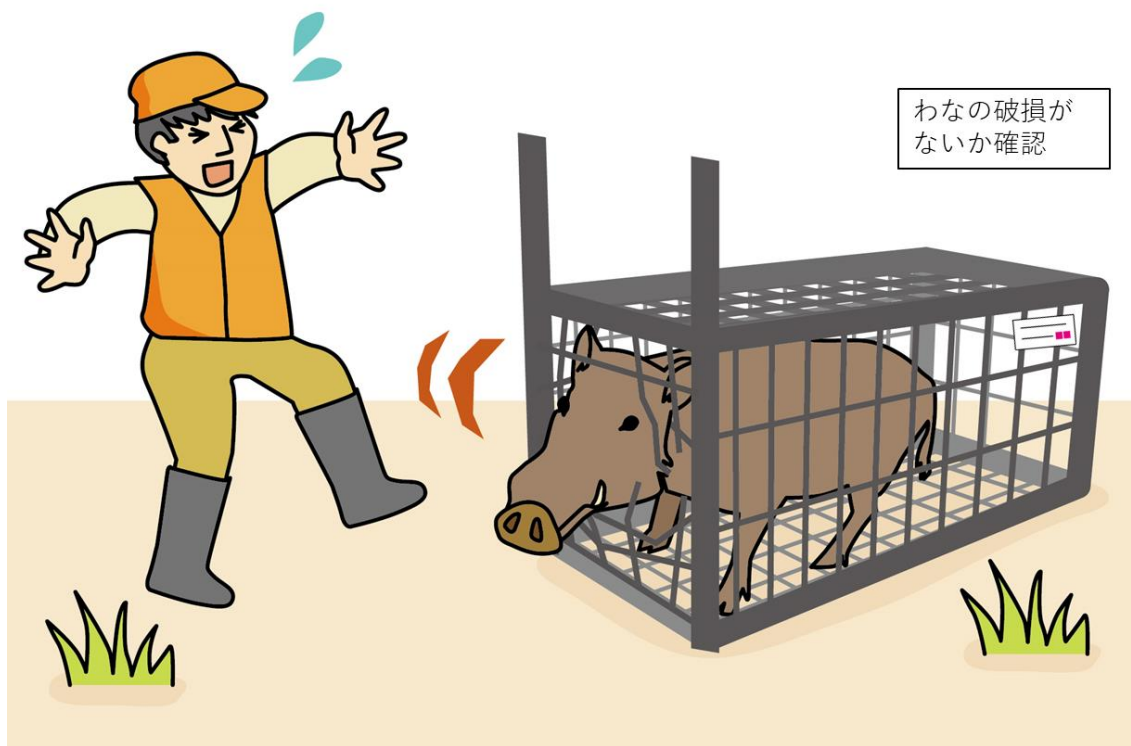


図 3-13 捕獲個体に近づく時の注意点（はこわな）



図 3-14 捕獲個体に近づく時の注意点（くくりわな）

捕獲個体の止めさしを行う場合は、安全の面から基本的に2人以上で作業をするようにします。

銃器によって止めさしを行う場合は、銃器を発砲する場合の基準を満たすことが必要です(3.5 銃器による捕獲の安全管理を参照)。止めさしの際は、至近距離で射撃することが多いので、捕獲動物の背後や周辺に人や施設がないことを確認し、跳弾や貫通弾には十分注意してください。威力や射程は必要最小限であることが望ましいので、小口径で火薬量の少ない実包や空気銃等、用途に適した機材を用いてください。

刃物等、銃器以外での止めさしは、捕獲動物を保定してから行い、安全を確保します。保定のための道具には、対象鳥獣をロープやワイヤー、専用の保定具等を利用します。その他に、はこわなや囲いわなでは、より狭い空間に鳥獣を移動させて動きを止める方法、障害物を入れて空間を狭めて動けなくする方法等があります。また、くくりわなでは、ワイヤーをさらに短く固定して鳥獣の可動範囲を狭めて動きにくくする方法等もあります。

いずれの方法を選択した場合にも、突然の反撃を受ける危険性がありますので、捕獲個体の動きをよく見極めて対応する必要があります。例えば、オスジカの角やイノシシの牙によるケガや、噛み付き、体当たり、蹴り等に十分注意し作業する必要があります。初心者の方は経験者の処置を十分に見学してから、経験者の指導を受けて行うのが安全です。

3.6.5 錯誤捕獲の対応

対象鳥獣の捕獲効率を高める上でも、他の鳥獣への負荷や事故発生の危険性を最小限に抑える上でも、錯誤捕獲を防ぐことは重要です。

錯誤捕獲を防ぐ方法のひとつに、対象鳥獣の体や足の大きさ、体重や体高、力の強さ等身体的な特徴に応じて、わなやトリガーの形状、作動重量等を調整して、対象外の鳥獣が捕獲されないようにする方法があります。工夫には経験が必要になりますが、メーカーや捕獲マニュアルによっては、経験に基づく設定方法や数値を示しているものもありますので、参考にすると良いでしょう。

餌を使って捕獲するわなでは、餌の種類を工夫することで錯誤捕獲を防止できることがあります。対象鳥獣の食性や嗜好性を学ぶことで、より効率的に対象鳥獣だけを狙った捕獲ができるようになります。

また、後述する「毎日の見回りの徹底」も錯誤捕獲の予防には効果的です。毎日の見回りのたびに周辺にある足跡や糞、食痕等の痕跡を確認することで、対象外の鳥獣がわなに寄り付いていないかを確認することができます。併せて ICT 機器を利用することで、錯誤捕獲発生時には早期に放獣作業が行えると考えられます。通常の見回りでは、わなを1箇所ずつ確認していく必要がありますが、ICT 機器を利用すれば、作動したわな位置が従事者に通知されるため、いち早く現場を確認することができます。

ただし、これらの工夫によって錯誤捕獲が発生する危険性を軽減することはできても、

完全に錯誤捕獲を防ぐことは極めて困難です。特に、対象外の鳥獣の生息数が、対象となる鳥獣の生息数が比べて多い場所では、錯誤捕獲の発生率は必然的に高くなってしまいます。そのような場合は、錯誤捕獲自体が法の規定に基づかない行為となることに鑑み、わな以外の捕獲方法を用いる等、最善の配慮をする必要があります。一方で、万が一錯誤捕獲が発生してしまった場合の対応について、あらかじめ発注者と事業者の間で取り決めておくことも必要です。

3.7 わなによる捕獲の安全管理

わなによる捕獲の安全確保において、最も注意が必要なのは、わなが作動するときと、捕獲された後の鳥獣による危害、殺処分の際の安全の確保等になります。この項では、特に安全確保に注意が必要な大型哺乳類の捕獲を想定しています。中小型哺乳類や鳥類のわなによる捕獲に関しては、適宜アレンジして安全の確保をお願いします。

また、「狩猟読本」の該当箇所は、必ず改めて再読してください。

3.7.1 わなの作動に関する注意

ニホンジカやイノシシのような大型動物を捕獲するわなでは、これらの動物を拘束するために強力なバネや、重い扉を採用しているものもありますが、これらの機材は人にとっても危険なものになります。設置者がわなを誤作動させて怪我をする場合や、設置したわなに一般の人が誤って近づき作動させて怪我をする場合もあります。従事者は、わなの仕組みや取扱いに十分習熟するとともに、一般の人が誤ってわなを作動させないように、わなの設置場所に配慮したり、注意を喚起する標識を立てて事故の防止に努める必要があります。

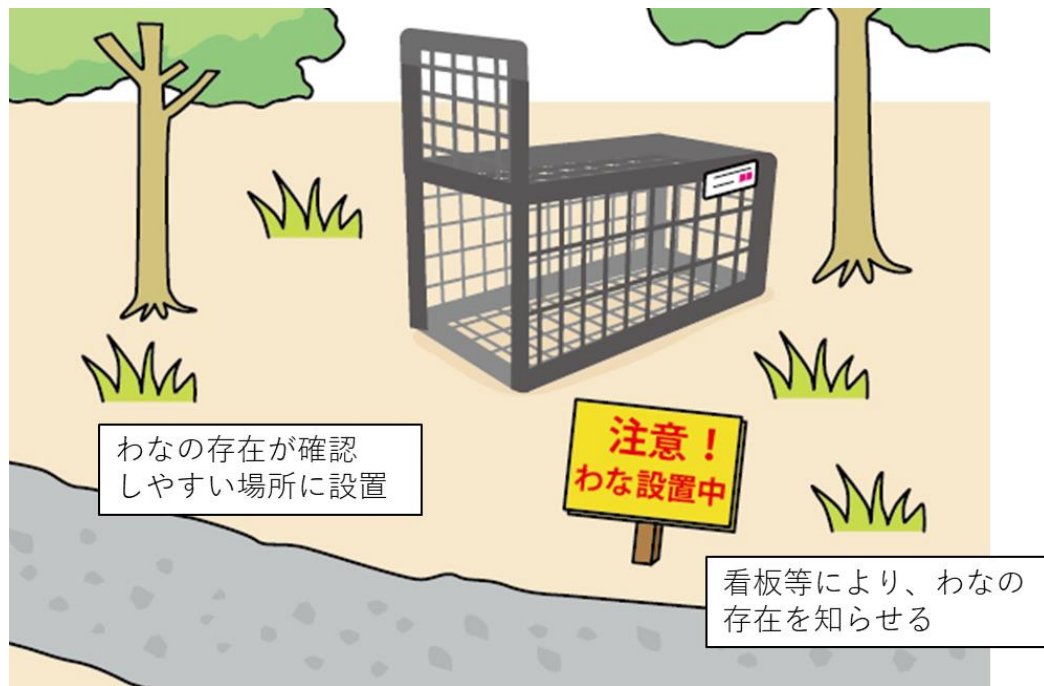


図 3-15 はこわなの設置例

3.7.2 捕獲から殺処分までの一連の作業を考慮したわなの設置

わなによる捕獲においては、逃げようとする鳥獣をきちんと拘束できるかどうか、重要なポイントになります。特に、大型鳥獣では、人が近づいたときに暴れ、わなの拘束が外れた結果、人に怪我を負わせてしまうこともあります。捕獲従事者が止めさしのために近づく場合も注意が必要ですが、一般の人が不用意に近づく可能性も想定しておく必要があります。

捕獲後の鳥獣を確実に拘束し、周囲の人や従事者の安全を確保するには、わなの種類の選定や設置場所の選定、設置の方法等、捕獲開始前の準備段階からの配慮が必要となります。



図 3-16 事故発生の危険性

3.7.3 わなの選定（適用する鳥獣の種類、強度、実績の確認等）

わなの選定で重要なことは、対象鳥獣をしっかりと拘束できる機構や強度をもったわなを選ぶことです。独自に基準を作って強度試験に合格したものを販売しているメーカーもありますが、製品による捕獲等の実績や顧客のクレーム等を元に、試行錯誤しながら製品の材料や強度を設定しているというのが実情です。わなを購入する際には、メーカーに対象獣の種類を伝え、強度や使用実績についての情報があるか確認するようにしましょう。また、わなごとに特徴や機構が異なる場合も多いので、マニュアルの有無や取扱い上の注意点、捕獲実績や事故事例等について確認しておくといいでしょう。

特に、重い扉を使用したはこわなや囲いわな等では、足や体が挟まった場合に大きな事故につながる危険性があります。足詰め防止機能や人が扉の下にはわなが作動しない安全装置が備わっているものを選びましょう。また、クマ類の錯誤捕獲対策として、箱わなには脱出口のあるものを選定するなどの配慮が必要となります。

くくりわなについては、けもの道に設置するため、クマ類の錯誤捕獲を完全に防止することは難しいと考えられます。クマ類に踏まれないよう、例えばわなの直径が小さいものを選定するなどの配慮が必要と考えられますが、万が一の場合を考え、放獣体制を整える必要があります。

わなの強度は、購入や製作に必要な費用を左右し、大きさや重さ等取扱いのしやすさにも影響します。安全性の確保と使いやすさ、費用対効果等を総合的に評価して、選定する

必要があります。ただし、残念ながら、現時点では、その対象鳥獣には、どのわなであれば強度が確保されているという確固とした基準はありません。捕獲された獲物の大きさや運動能力、興奮の程度等によって、必要な強度に差が出ます。今後、捕獲実績や事故事例に関するデータが蓄積されていくことで、適切な資材や形状、強度の基準が明確になっていることが望めます。このような客観的な情報を蓄積し、共有していくことも認定事業者の重要な役割です。

さらに、わなに用いる材料は、野外での設置や使用によって強度が劣化していくことにも頭を留めておきましょう。例えば、くくりわなに使用するワイヤーは、一度強い荷重がかかると強度が落ちると考えられます。そのため、シカやイノシシを捕獲した場合は、新しいものに交換することが推奨されます。その他のわなや部材に関しても、常に損傷や劣化の程度を点検したり、正常に動作することを確認して、安全の確保に努めてください。わなの点検項目の一例として表 6-2、表 6-3 に挙げる事項が考えられます。

表 6-2 くくりわなの点検項目（例）

No.	項目	点検内容	チェック
1	ワイヤー	ワイヤーは適切な太さである	<input type="checkbox"/>
		ワイヤーにキンクやほつれは見られない	<input type="checkbox"/>
2	より戻し	よりもどしは正常に作動する	<input type="checkbox"/>
3	締め付け防止金具	締め付け防止金具が付いている	<input type="checkbox"/>
		締め付け防止金具の位置は適切である	<input type="checkbox"/>
4	踏み板	踏み板は円滑に動作する	<input type="checkbox"/>
5	根付（アンカー）	根付（アンカー）は適切に機能する	<input type="checkbox"/>

表 6-3 はこわな・囲いわな・ドロップネットの点検項目（例）

No.	項目	点検内容	チェック
1	外観	外観に異常はない	<input type="checkbox"/>
		フレームなどの外装に破損はない	<input type="checkbox"/>
2	扉	ストッパーは正常に作動する	<input type="checkbox"/>
		扉またはネットは円滑に動作する	<input type="checkbox"/>
		トリガーは正常に作動する	<input type="checkbox"/>
3	搬出口	搬出口は正常に機能する	<input type="checkbox"/>
4	脱出口	クマ用の脱出口は機能する（はこわな）	<input type="checkbox"/>

3.7.4 わなの設置場所の選定

わなは、対象鳥獣がよく出没する、捕獲しやすい場所に仕掛けるのが基本です。ただし、毎日見回りする必要があるため、設置場所には、見回りの際の便宜にも考慮しておく必要があります。また、安全面では、一般の人があまり出入りしない場所や近づきにくい場所、人が近づく場所であっても標識等によりわなが設置してあることがわかりやすく示せる場所を選定してください。

選定の際には、カモシカ・クマ等の対象外の鳥獣の痕跡がないか、確認します。足跡や糞、食痕等の痕跡が発見された場合、その場にわなを設置することは、錯誤捕獲のリスクを有します。可能であれば場所の変更を検討し、どうしてもその場所にわなを設置する場合は、錯誤捕獲対応の体制を確実に整えます。

わなの設置場所は、わなの種類の選定とも関連します。動物は人間の存在を感知すると興奮し暴れることがあるため、一般の人が近づきやすいと考えられる場所では、捕獲された動物が動くことのできるくくりわなは避けるべきです。はこわなや囲いわなの場合でも、人が近づきやすい場所では特に強度に注意しましょう。

見回りの際には、捕獲従事者が安全な場所から捕獲の有無を容易に確認でき、不用意に捕獲された獲物に近づくことがないように、見通しがよいところに設置することも必要です。特に、クマ等の対象外の鳥獣が生息している場所では注意が必要です。例えば、子グマが捕獲されていて、周囲に親グマがいる場合等は、見通しが利かないことで大きな危険につながる場合があります。

また、対象鳥獣が捕獲された際には、殺処分や搬出をする必要があります。安全に殺処分の作業ができる足場やスペース、殺処分した個体を搬出するルートが確保できる場所を選んでわなを設置してください。

なお、わなを設置する場合は、土地の占有者にわな設置の承諾を取ってください。その際に、わなによる捕獲に必要な作業や、土地や施設に及ぶ可能性がある影響を十分に説明しましょう。具体的な説明すべき内容としては、設置するわなの種類や設置方法、捕獲期間、餌等を撒いたり見回りで出入りすること、捕獲された場合に想定される状況や殺処分、搬出の方法、想定される危険性等があります。わなに近づく可能性の高い人への注意喚起や説明も、必要に応じて適切な方法を選んで行いましょう。

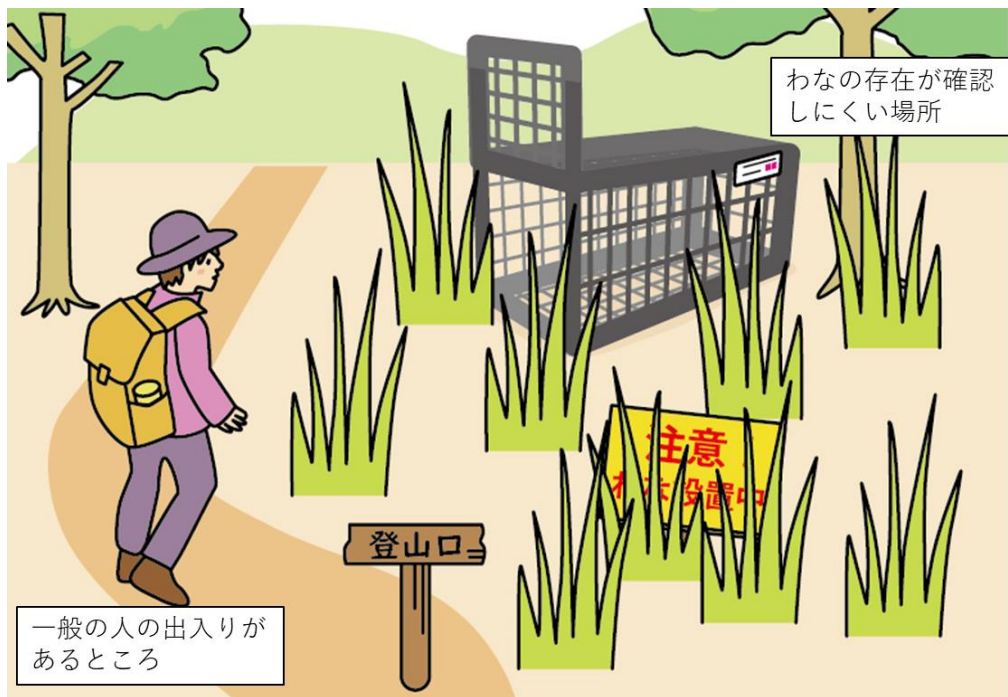


図 3-17 不適切なはこわなの設置環境



図 3-18 見通しの悪い環境でクマが錯誤捕獲された場合は危険

3.7.5 わなの設置方法

適切なわなを選び、適切な場所に仕掛けたとしても、設置の仕方が適切でなければ捕獲した動物の拘束が外れてしまうことがあります。

はこわなや囲いわなにおいては、マニュアルに従い、しっかりと組み立てること、扉の

動作とストッパーが効くことをきちんと確認することが必要です。イノシシ等地面を掘って逃走しようとする鳥獣を捕獲する場合には、床面と壁面の接続部を補強する等、あらかじめの対策を取っておきましょう。

くくりわなにおいては、ワイヤーの端を丈夫な立木や構造物に固定（根付け）してください。捕獲等しやすい場所でも、しっかりと固定する根付け木がない場合は、わな設置はできません。妥協して倒木や細い木等強度が弱いものに固定してしまうと、捕獲した鳥獣に逃亡されたり、事故の危険が高くなります。

3.7.6 毎日の見回りの徹底

設置したわなを毎日見回することは、捕獲の効率を上げるためにも、捕獲後の鳥獣を素早く適切に処理するためにも、作業や周囲の人の安全を確保するためにも必要なことです。近年は見回りの省力化のため、ICT 機器等、通信機器を用いた捕獲も実施されており、現場に応じてこのような道具を利用することも考えられます。

餌を使うわなでは、捕獲の効率を上げるために、毎日新鮮な餌を補充して誘引することや、わなへの誘引の状況を、餌の減り具合や足跡等で確認することが重要です。餌を使わないくくりわなでも、足跡や糞、食痕等の痕跡を確認しながら設置場所の変更を検討したり、風雨等で露出したわなを埋め戻す等の作業をきちんと行うことが捕獲効率の向上につながります。

鳥獣が捕獲された場合には、長く放置しておくると暴れて周辺に害を及ぼしたり、逃亡の危険が高まります。また、捕獲した鳥獣を放置しておくことは、いたずらに鳥獣に苦痛を与えることとなります。捕獲後できるだけ速やかに処理するためにも、毎日の見回りを確実に行いましょう。

また、錯誤捕獲が発生した場合でも、毎日の見回りを徹底することで、早期に放獣作業を行うことができます。

見回り作業では、常に鳥獣が捕獲されていることを想定して、わなに近づくようにしてください。捕獲されている鳥獣に不用意に近づくと危険ですし、幼獣が捕獲された場合には、近くに親が潜んでいる可能性もあります。設置したわなに近づく際は、安全な場所から捕獲の有無や周囲の状況を注意深く確認しながら近づくようにしてください。特に、クマ等が生息している場所で捕獲を行う場合は、十分な注意が必要です。

見回りで、わなの周辺を確認する際は、対象鳥獣の痕跡だけでなく、対象外の鳥獣の痕跡の有無についても確認するようにしましょう。カモシカやクマ等、捕獲してはいけない鳥獣や間違っ捕獲されると危険な鳥獣の痕跡があれば、一旦捕獲を休止する等、錯誤捕獲防止の対策をとってください。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業

4.1 指定管理鳥獣捕獲等事業とは

4.1.1 指定管理鳥獣捕獲等事業の概要

指定管理鳥獣捕獲等事業とは、2014（平成26）年の鳥獣保護管理法改正によって導入された、都道府県又は国の機関が鳥獣の捕獲等を実施する事業です。

環境大臣が、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を「指定管理鳥獣」として定め、都道府県知事が、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、捕獲を強化する必要があると判断した場合において、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、その計画に従って、都道府県又は国の機関が捕獲等する事業のことです。

「指定管理鳥獣」にはニホンジカ及びイノシシが指定されています。

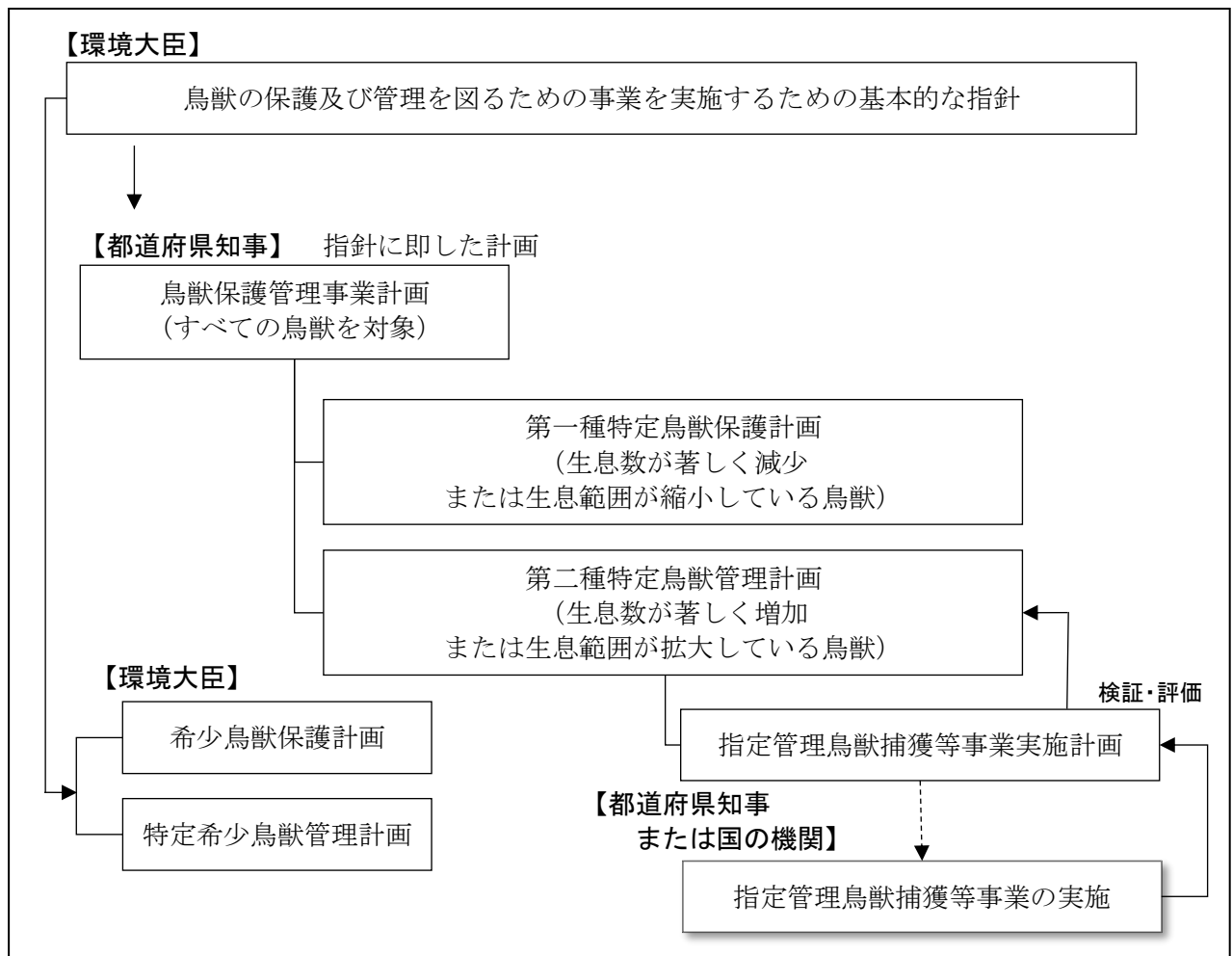


図 4-1 鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけ

4.1.2 指定管理鳥獣捕獲等事業と従来の捕獲との違い

従来のニホンジカとイノシシの捕獲は、狩猟者の趣味（自由意志）に基づく狩猟と、鳥獣被害対策実施隊等、農林水産省からの財政的支援による被害防止目的の許可による捕獲が中心でした。都道府県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき行われる個体数調整についても、目的は違えど、場所や実施体制は従来の捕獲と同じでした。

一方、指定管理鳥獣捕獲等事業は、従来の捕獲では困難であった地域や時期、方法で捕獲を行ったり、従来の捕獲に捕獲数を上乘せすることが期待されています。したがって、一般の狩猟者や鳥獣被害対策実施隊等、ボランティアベースの捕獲とは異なった基準や考え方が求められます。また、公的資金を投入した事業として実施するため、事業の目的に合った成果を達成することが重要になります。また、捕獲技術の優劣だけでなく、従来の捕獲では求められてこなかった水準の安全管理や業務の品質等の確保が、受託した認定鳥獣捕獲等事業者には求められます。

4.1.3 指定管理鳥獣捕獲等事業の特例

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の規制緩和が適用されることになります。

なお、下記は、いずれも都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業として行う場合に、限定的に認められる規制緩和であり、一般的な狩猟及び許可捕獲等で緩和される事項ではないことに注意が必要です。

(1) 捕獲等の許可手続きが不要

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、鳥獣の捕獲の禁止が適用されません。つまり、捕獲の許可申請が不要になります。これは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に限らず、自然公園法で規定する国立公園や国定公園の特別地域内での捕獲にも適用されます。なお、事業の受託者は都道府県に従事者証を申請し、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に携帯させることにより、適法な捕獲に従事していることを証明する必要があります。

ただし、捕獲対象以外の鳥獣が捕獲される可能性がある場合、それらの鳥獣の捕獲後の取り扱いによっては、捕獲の許可申請が必要になる場合がありますので注意が必要です。

(2) 夜間銃猟の実施

都道府県が、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において夜間銃猟の実施を位置づけ、これらの計画に従って、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合であって、認定鳥獣捕獲等事業者（夜間銃猟の認定を受けた事業者に限る）に委託をした場合においては、当該認定鳥獣捕獲等事業者が、あらかじめ現地を確認し、実施日時、実施

区域、安全を確保するための実施方法（射撃場所、射撃方向、バックストップの確保等）、実施体制等について詳細な夜間銃猟作業計画を定め、都道府県知事の確認（都道府県公安委員会を含む）を受けて実施するときに限り、夜間銃猟の禁止は適用されません。

(3) 捕獲個体の放置

都道府県が、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において、捕獲した個体の放置をすることを計画し、その計画に従って、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合に捕獲個体の放置が可能になります。この制度で放置が可能になるのは、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められるときに限られ、事業における放置の可否（そもそも放置が可能か、またはどういった状況で放置が可能か等）は発注者である都道府県側の裁量となるため、都道府県への確認が必要です。

それ以外の場合においては、原則として捕獲した個体を持ち帰るか、地形的な要因等により持ち帰ることが困難な場合は、捕獲した場所に埋設する等、都道府県の指示に従い適切に処理しなければなりません。

4.1.4 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業

都道府県は、国からの交付金を受けて、指定管理鳥獣捕獲等事業を含む指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を行うことができます（以下「交付金事業」といいます。）。

交付金事業として支援している取組は、次のとおりです。

① 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の検討・策定・変更、策定に必要となる生息状況等の調査（生息数、生息密度、分布など）、事業効果評価のための捕獲情報収集・調査。

② 指定管理鳥獣捕獲等事業

指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施。捕獲個体の搬出・処分。

③ 効果的捕獲促進事業

ア 効果的捕獲モデル・技術開発タイプ

従来捕獲方法に比べ効果的な捕獲方法を用いてモデル的に捕獲等を行い、捕獲効果を検証する取組又は、これまで実施されていない効果的な捕獲方法の技術開発。

イ 市町村連携タイプ

都道府県が複数市町村と協議会を設置し、市町村と連携した効果的な捕獲等の取組。

④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

認定鳥獣捕獲等事業者等を対象とした安全管理、技能知識、捕獲技術向上のための講

習会等の開催など事業者等育成に向けた取組。

⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成

狩猟者を対象に捕獲したニホンジカ・イノシシを食肉利用する際の衛生管理を含めた狩猟に必要な知識、技能等に関する講習会等の開催など狩猟者育成に向けた取組。

⑥ ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援

狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費（処理加工施設が受け入れた個体に限る。）及び処理加工施設において搬入した捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等に係る経費支援の取組。

認定鳥獣捕獲等事業者は、交付金事業の内、指定管理鳥獣の捕獲等を受託することが想定されますが、捕獲や搬出・処分の他に、指定管理鳥獣の生息状況調査や捕獲情報等の収集、整理、分析等を行うことも期待されています。また、指定管理鳥獣捕獲等事業以外にも、国や市町村による鳥獣捕獲等事業や、土地管理者等が鳥獣の捕獲等を認定鳥獣捕獲等事業者に委託することも想定されます。鳥獣による自然生態系への影響、農林業や生活環境への被害を早急に防止するため、一定以上の捕獲技術を有し安全にも配慮し確実に事業を行う認定鳥獣捕獲等事業者は、各種事業で活躍することが期待されています。

4.2 指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ

一般的な指定管理鳥獣捕獲等事業の流れを図 4-2 に示します。発注者である都道府県等は、指定鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業の業務内容等を仕様書として定めます。仕様書を定めたら、受託業者を選定するため入札公告を行います。認定鳥獣捕獲等事業者が業務を受注するためには、国における全省庁統一参加資格や都道府県ごとに申請する競争参加資格を取得する必要があります。

また、発注者が契約者を選定する際には、競争入札を行う場合が一般的です。入札では、仕様書に示された業務を遂行するために必要な費用を見積もり、発注者が定める方法で入札することになります。

受注後は発注者と契約を締結し業務を実施します。まずは発注者と仕様書の内容について綿密な打ち合わせを行います。次に、事前調査等必要な調査を行い、その結果や仕様書の内容をもとに業務計画書を作成します。業務計画書の記載内容に対し、発注者の承認が得られたら、捕獲等を行うための準備や各種調整を経て、捕獲等の作業を実施します。発注者は業務の監督者になりますので、作業の内容や進捗状況等について、適宜報告をする義務があります。

業務が完了したら、収集した捕獲情報や作業の記録を整理・分析し、報告書を作成します。報告書を発注者に提出し、業務完了検査を受け、適切に業務が完了していると認められたら、契約額の支払いを受けます。

発注者は、業務完了後に業務の評価を行い、策定した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の課題抽出と改善策の検討を行います。その結果、次年度の事業実施に向けて策定される指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が改善され、より効率的・効果的な業務を実現していく流れを生み出します。

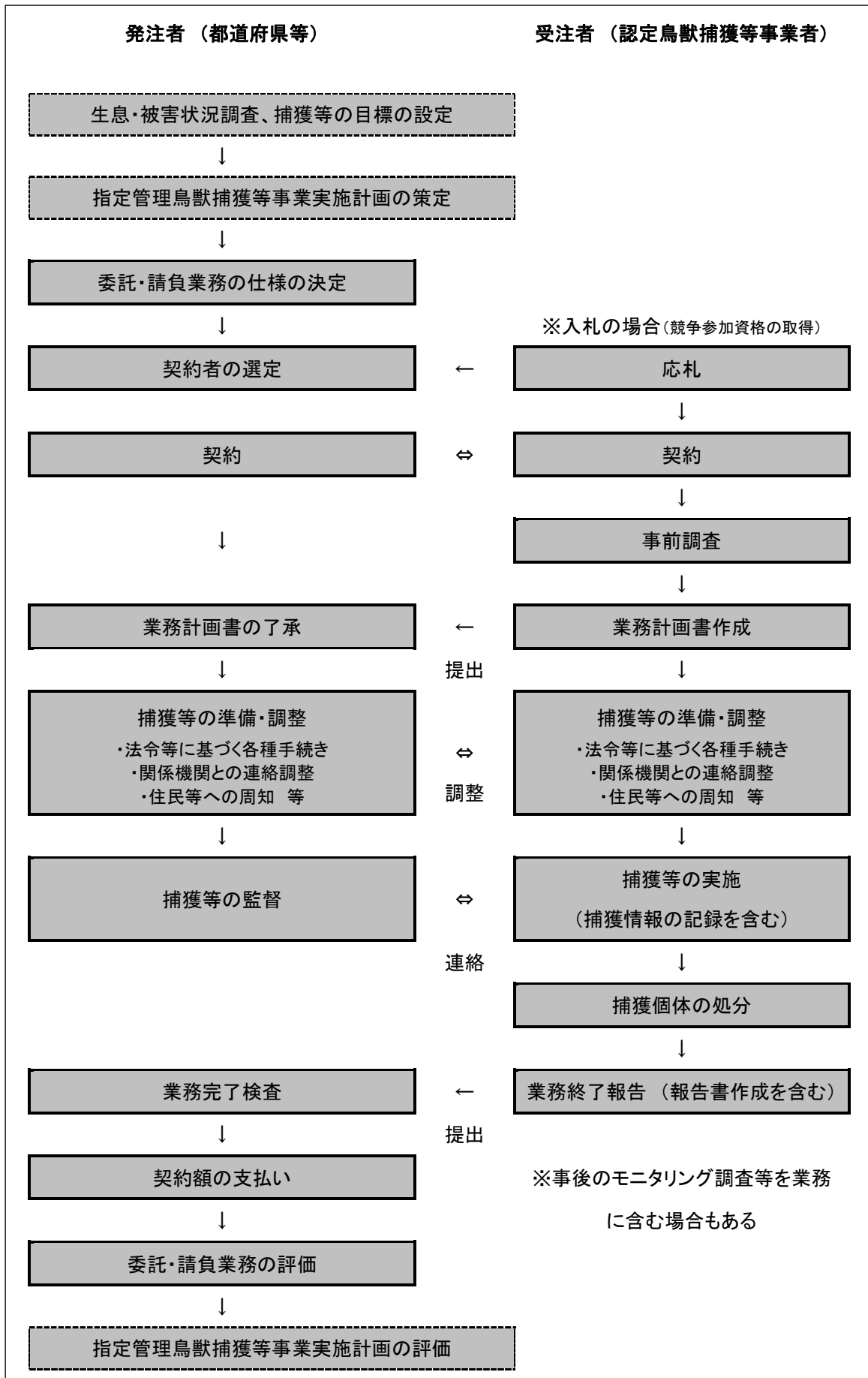


図 4-2 指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ

4.3 捕獲作業の実施

4.3.1 捕獲作業の準備

捕獲作業において報告や確認が必要な項目については、報告様式やチェックシート等の作業記録を作成し、もれなく確認できるよう準備してください。作業記録は、業務の進行管理や事後検証のために必要となる基礎資料の1つです。事業の目的や作業内容によって必要となる情報は異なります。したがって作業記録の様式は、受注した事業ごとに発注者と十分協議のうえ決定する必要があります。

捕獲作業に着手する前に、作業に関わる全ての事業従事者が、実際の作業内容について十分理解しておくことが必要です。事業管理責任者は、業務計画書の中から捕獲作業に係る項目だけを抜粋し、作業全体の流れや作業項目を整理した、事業従事者向けの作業マニュアルを作成するよう心がけましょう。また、いくら作業マニュアルを整備しても、実際に作業を行う事業従事者が十分理解していなければ何の意味もありません。事業管理責任者は、捕獲作業が始まる前に捕獲従事者向けの研修を実施する等、作業に関わる誰もが安全かつ正確な捕獲作業を実施し、作業内容を記録できるよう準備してください。

4.3.2 作業開始時ミーティング

捕獲作業の実施時には、事業管理責任者と捕獲従事者が集合して、作業前の確認作業を行います。事業管理責任者が不在の場合は、現場監督者が業務計画書に基づいて必要な項目を確認し、各従事者が行うべき作業を全員で確認します。また、捕獲従事者の健康状態や適正な装備品などの機材を携行しているか、現場監督者が中心となって確認します。

特に、報告が必要な項目については入念に確認し、報告の方法や連絡体制について捕獲チーム内で認識のずれがないようにしておきます。

[作業開始前ミーティングにおける主な確認事項]

- 当日の業務内容の確認（捕獲方法、スケジュール、場所、役割分担等）
- 従事者の健康状態の確認、装備チェック。
- 連絡方法の確認
- 注意事項の確認
- 要報告項目と報告方法の確認

4.3.3 作業の実施

法令を遵守し、仕様書、業務計画書、作業開始時ミーティングの指示にしたがって適切に作業を実施します。

捕獲作業は、原則として単独で行わず、2名以上で行います。一時的に単独で作業することがある場合でも、無線や携帯電話での定時的な連絡等で、万一の場合にすぐに駆けつ

けられる範囲に他の捕獲従事者を配置し、常に作業の進行状況や安全を確認できるようにします。

捕獲個体は、事前に発注者と協議し、業務計画書に定めた方法に沿って搬出・処分します。

捕獲作業に当たっては、作業項目（調査・捕獲・個体の処分・その他）、捕獲場所（ハンターマップのメッシュ）、作業人数（捕獲従事者・それ以外の従事者）、捕獲した鳥獣の種類（ニホンジカ・イノシシ）、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、目撃数、捕獲に使用した猟具の種類、わなの稼働数、処置の概要等の捕獲情報を記録します。これらの情報は指定管理鳥獣捕獲等事業の評価を行う際に必ず必要になる情報です。事業者側は都道府県の指示に従い捕獲時に何を記録する必要があるのかを理解し、捕獲時に正確な情報を記録する必要があります。

4.3.4 作業終了時ミーティング

業務の進行管理や事後検証のために、作業記録や報告書を毎日きちんと作成しておく必要があります。捕獲従事者は、その日のうちに事業者に作業記録を提出し、事業者はそれを確認します。特に、事故や違反があった場合は、速やかに事業者や発注者に報告して、適切な対応をとる必要があります。また、事故や違反に至らないものでも、安全確保の上で気になることがあれば、関係者で共有しておく必要があります。さらに、周辺の住民等からのクレーム等があった場合は、事業者を通じて発注者に報告し、指示に沿って対応します。

このように、捕獲従事者と事業者の間での意思疎通を密にし、必要があれば発注者や関係者と協議して速やかに改善できる体制をとってください。

- 終了した業務内容と捕獲成果、進行状況の確認。
- 報告事項の確認
- 注意事項、反省点の確認。
- 作業記録や報告書の提出

4.3.5 事業従事者の労務管理

事業者には、その事業従事者に対し、労働基準法等のいわゆる労働法に適合した労務管理が求められます。万が一捕獲作業中に事故が発生した場合、事故を起こした事業従事者の労働環境の合法性について事業者の責任が問われることも想定されます。特に捕獲作業は、人間よりも力の強い野生動物を相手に野外で行う作業であり、常に危険と隣り合わせです。事業従事者の労務管理を適切に行うことに加え、作業当日の事業従事者の健康状態を把握し、無理をさせない対応が必要です。

4.4 安全管理マニュアル

認定鳥獣捕獲等事業者は、認定を受ける際に安全管理規程を作成し提出することが義務付けられています。安全管理規程は、事業者の安全管理に関する体制と守るべき規範を定めた文書であり、事業者としての安全管理の根幹を担保するものです。一方、捕獲現場で未然に事故を防止するためには、安全管理規程だけでなく、より様々な場面での具体的な対応等を定めた安全管理マニュアルの整備と運用が必要です。こういった安全管理マニュアルは、受託した業務ごとに精査し、現場条件や作業内容に合致したものを作り上げていく必要があります。事業管理責任者が中心となり、各捕獲現場に応じたマニュアルを運用していくことが重要です。

4.5 受託事業の業務報告書の作成

全ての業務の終了後には、発注者に業務報告書を提出する必要があります。

業務報告書の目的の1つは、実施した業務が仕様を満たしているかを客観的に示すことです。したがって、作業記録や捕獲情報の記録といった証拠書類等とあわせて取りまとめる必要があります。また、業務報告書のもう1つの目的は、作業記録等で得られたデータを分析し、事業としての改善点、事業者としてより効率的・効果的な捕獲方法や実施体制を検討することにあります。こういった事業評価の積み重ねが、認定鳥獣捕獲等事業者の責務を果たすことにつながっていきます。

なお、業務報告書は発注者に提出するものとは別に、事業者で保管するためのものも作成しておくようにしてください。

あわせて、捕獲情報の記録についても、発注者の指示に従って提出します。

(1) 北海道国有林で起きた死亡事故について

2018年11月20日に、北海道恵庭市の国有林でハンターの誤射により北海道森林管理局の男性職員（38歳）が死亡するという、あってはならない事故が発生しました。

死亡した恵庭森林事務所の男性職員は、同僚と2人で台風による倒木処理などにあたっていたところ、ハンター（49歳）が「シカと間違えて」撃ち、男性職員を死亡させました。道警は翌21日に、誤射したハンターを業務上過失致死の疑いで逮捕しました。

死亡した男性職員は、赤色のジャンパーとオレンジ色のヘルメットという目立つ格好をしており、さらに周辺の木々は落葉して見通しのよい状態であり、開けた林道上を狩猟者に向かって歩いていたところを誤射されたことから、狩猟の基本ルールである「矢先の確認、獲物の確認」が守られていなかったと考えられます。

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、狩猟と同じく、またはそれ以上に鳥獣保護管理への社会的責任を負っています。関係機関と十分な調整・連携を図り、捕獲実施区域の周辺住民等への事前周知を徹底するなど安全の確保を図り、十分な事故防止対策を講じて下さい。

(2) 2019（令和元）年度に狩猟により発生した事故事例（鳥獣関係統計から）

No.	殺傷の程度 (死亡、重傷、軽傷)	加害狩猟者		概要
1	軽傷	39	10	猟犬が人里に向かったため、連れ戻しゲージに入れようとしたとき猟犬が左手に噛みついた。
2	軽傷	40	3	転倒（自損事故）
3	軽傷	49	10	狩猟中、木の根に足先が挟まり転倒、右足首を捻挫、腰部を強打した。
4	軽傷	54	3	山中でわなを仕掛ける最中に誤って転び、手を切った。
5	軽傷	57	7	檻に入ったシカの止め刺し中、シカが檻を倒して檻が壊れ、逃走した為、驚いて逃げようとして転倒し、右足を負傷した。
6	軽傷	60	35	くくりわなに掛かったイノシシに逆襲され負傷した。
7	軽傷	62	不明	車内で銃弾を装填しようとしたところ暴発し、同乗者を負傷させた。
8	軽傷	63	43	有害駆除中に急斜面で後ろ向きに転落し、腰を強打した。
9	軽傷	64	不明	イノシシ猟をしていたところ、ツキノワグマに遭遇し、頭部をかまれ、顔を引っかかれた。
10	軽傷	64	15	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
11	軽傷	64	1	シカの逆襲に遭い負傷した。
12	軽傷	67	0	狩猟中、捕獲した猪を急斜面から降ろそうとして猪と一緒に転落し、左踵部を骨折した。
13	軽傷	69	20	捕獲したシカの解体作業中に、誤ってナイフを落とし、太ももに刺さった。
14	軽傷	70	10	折れた枯れ木が頭部に直撃し、負傷した。
15	軽傷	70	3	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
16	軽傷	71	14	捕獲したイノシシを軽トラックに積み込む際に荷台から転落し、負傷した。
17	軽傷	71	13	イノシシの逆襲に遭い負傷した。

No.	殺傷の程度 (死亡、重傷、軽傷)	加害狩猟者		概要
		年齢 (歳)	狩猟経験 (年)	
18	軽傷	71	51	イノシシに襲われ負傷した。
19	軽傷	72	19	くくりわなにかかり負傷 (他損事故)
20	軽傷	72	25	転倒 (自損事故)
21	軽傷	73	2	転倒 (自損事故)
22	軽傷	74	45	狩猟中に横から急に出てきたイノシシから突進され、高さ 1.8m の石垣から転落し、胸部と頭を強打した。
23	軽傷	74	3	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
24	軽傷	75	55	転倒。
25	軽傷	76	50	シカの逆襲に遭い負傷した。
26	軽傷	78	47	鴨猟の猟犬を散歩させていたところ、野犬に襲われた。左足アキレス腱付近を噛まれ出血が止まらず、救急車で搬送された。
27	軽傷	78	40	シカの逆襲に遭い負傷した。
28	軽傷	79	40	令和元年 11 月 21 日 9 時 30 分頃加害者が公道を挟んでイノシシに向け発砲 (公道の上を通過)。イノシシの場所から跳弾した破片が、公道付近で地籍調査の測量をしていた被害者の右手薬指 (第 1 関節) 及び小指 (第 2 関節) の間に当たり挫創した。
29	軽傷	79	43	転倒 (自損事故)
30	軽傷	79	54	マダニに咬まれ入院した。
31	軽傷	83	46	転倒 (自損事故)
32	軽傷	83	47	マムシに手を咬まれ負傷した。
33	軽傷	83	45	イノシシに襲われ負傷した。
34	軽傷	不明	不明	箱わなの準備の際、誤って転倒し負傷した。
35	重傷	42	不明	わなを見回り中、地盤がぬかるんでいたため転倒し、左足を骨折した。
36	重傷	43	6	転落 (自損事故)
37	重傷	60	35	急斜面から滑落した。

No.	殺傷の程度 (死亡、重傷、軽傷)	加害狩猟者		概要
		年齢 (歳)	狩猟経験 (年)	
38	重症	63	不明	銃に実包を装填したまま車内に銃を置いたところ暴発した。右足に重症を負った。
39	重傷	66	25	イノシシを運搬中に転倒し負傷した。
40	重傷	66	1	わなに指をはさみ負傷した。
41	重傷	67	44	追い出したイノシシに突進され左足小指を負傷した。
42	重傷	67	18	シカを追って、急斜面を移動中、転倒し、右足の甲を複雑骨折した。
43	重傷	67	47	狩猟中に足を滑らせ 5m 下の谷へ滑り落ちた。足に痛みがあったが自力で帰宅し、その後 1 週間が経過しても痛みが引かなかったため病院を受診したところ、左足首を骨折しており全治 1 ヶ月と診断された。
44	重傷	67	42	銃の暴発（自損事故）
45	重傷	68	45	銃猟中、イノシシに背後から突進され全身を噛まれ負傷した。
46	重傷	68	6	わなの設置後、山から道路側へ降りようと水路を飛び越す際、木の根が足にかかり転倒した。右突発性大腿骨内顆骨壊死。
47	重傷	69	40	わな設置中に転倒し、左肩を強打して腱断裂した。
48	重傷	69	28	下山中、足をかけた石が崩れて滑落した。
49	重傷	69	49	猟場移動中に窪みに滑落、倒れた木材に手首を取られて骨折した。
50	重傷	69	40	軽トラックで移動中に転倒し、負傷した。
51	重症	70	44	足を滑らせ滑落し右肩を負傷した。靭帯、腱の損傷。筋肉部分断裂。
52	重傷	71	20	イノシシに足を噛まれ負傷した。
53	重傷	71	40	足を滑らせ転倒し負傷した。

No.	殺傷の程度 (死亡、重傷、軽傷)	加害狩猟者		概要
		年齢 (歳)	狩猟経験 (年)	
54	重傷	72	33	現場に仕掛けたわなに掛かったイノシシに反撃され、ふくらはぎと臍の上を牙で4cmほど切られた。近くにいた息子に傷の応急処置をしてもらい、病院へ行き入院した。
55	重傷	73	53	カモ猟(銃猟)の最中、カモの回収に向かった際に、倒れていた竹に足を引っ掛けて転倒した。右手人差し指の腱を断裂し、手術をした。
56	重傷	73	13	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
57	重症	74	不明	加害者の猟犬が民家敷地内に侵入し、当該民家の飼い犬が噛まれ重傷を負った。
58	重傷	75	8	転倒(自損事故)
59	重傷	75	8	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
60	重傷	76	50	わなにかかったイノシシに襲われた。
61	重症	77	40	倒木に足をとられ転倒し、肋骨を骨折した。
62	重傷	78	15	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
63	重傷	78	41	イノシシに指を噛まれ負傷した。
64	重傷	80	50	足を滑らせ転倒し負傷した。
65	重傷	80	60	わな設置中に負傷した。
66	重傷	84	50	銃猟中に転倒し、腰椎を圧迫骨折した。
67	重傷	86	60	イノシシに襲われ負傷した。
68	死亡	55	不明	自己所有の猟銃の暴発により死亡した。
69	死亡	59	39	銃猟に出かけたまま戻らず、警察等が捜索を行い、猟場近くの川の中で死亡しているのを発見した。付近の崖から滑落したものである。
70	死亡	69	48	有害駆除に出かけた後、帰宅しないので捜索した所、軽トラックの中で死亡していた。死因は高血圧症による虚血性心疾患。

(3) 参考資料

■環境省

- ・ 野生鳥獣の保護及び管理
<http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>
- ・ 狩猟の魅力まるわかりフォーラム 外部リンク集
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort8/link/>
- ・ 特定鳥獣保護管理計画
<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3.html>
- ・ 狩猟事故防止 DVD 動画 運命を分ける瞬間（タイム・ゼロ）（環境省）
<http://www.env.go.jp/nature/choju/hunt/hunt3.html>
- ・ 狩猟等事故防止映像「事故につながる分岐点」の作成について
<https://www.env.go.jp/press/109328.html>

■農林水産省

- ・ 農林水産省 鳥獣被害対策コーナー
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>

■鳥獣の保護及び管理に関する資料

- ・ 野生動物管理－理論と技術－（文永堂出版）
- ・ 野生動物管理のための狩猟学（朝倉書店）

■捕獲技術や安全管理に関する資料

- ・ 狩猟読本（大日本猟友会）
- ・ 猟銃等取扱いの知識と実際（全日本指定射撃場協会）
- ・ 箱わなと囲いわなによるシカ捕獲の基本（兵庫県立大・兵庫県森林動物研究センター）
- ・ イノシシ捕獲技術プログラム Ver.1（香川県）
- ・ 兵庫ワイルドライフモノグラフ7号「シカ・イノシシの捕獲推進のための技術と体制」（兵庫県森林動物研究センター）
- ・ DVD シカ・イノシシの銃猟～基本編～（兵庫県森林動物研究センター）
- ・ DVD 箱わな・囲いわなによるシカ・イノシシの捕獲技術（兵庫県森林動物研究センター）
- ・ DVD くくりわなによるシカ・イノシシの捕獲技術（兵庫県森林動物研究センター）
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者に必要な救急救命知識の手引き（環境省）

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者テキスト・PPT 引用資料

- ・狩猟読本（大日本猟友会）
- ・猟銃等取扱いの知識と実際（全日本指定射撃場協会）
- ・シカ・イノシシの銃猟～基本編～（DVD）（兵庫県森林動物研究センター）
- ・箱わなと囲いわなによるシカ捕獲の基本
（兵庫県立大学・兵庫県森林動物研究センター）
- ・イノシシ捕獲技術プログラム Ver. 1（香川県）
- ・兵庫ワイルドライフモノグラフ7号「シカ・イノシシの捕獲推進のための技術と体制」
（兵庫県森林動物研究センター）
- ・野生動物に対する簡易電殺器の適切な使用について
（兵庫県立大学・兵庫県森林動物研究センター）

認定鳥獣捕獲等事業者
捕獲従事者研修テキスト

2024（令和6）年3月（第5版）

発行／環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話 03-3581-3351（代表）
